

国への政策提案 2025

SAGA Prefectural Government

【部局提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義





佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、地域の価値と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀から新時代を切り拓くため、各種施策に全力で取り組んでいます。

世界は今、様々な価値観が交錯し、混沌とした状況にあります。気候変動の脅威、AIの急速な進展、そして国際社会の分断等が、未来を予測することを困難にしています。このような不確実性の時代だからこそ、地方自らが構想力、創造力を持って新しい価値、新しい姿を描く必要があります。

地方が自由な発想で未来を見据え、地域の実情に応じた行政運営をより一層進めていくため、令和8年度に向けて国の施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

是非、実現に向けて御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和7年5月

佐賀県知事 山口 祥 義

目次

【政策部】

- ・私立大学等経常費補助金の見直し [財務省・文部科学省] . . . 2

【危機管理・報道局】

- ・原子力災害対策の強化 [内閣府・原子力規制委員会] . . . 5

【総務部】

- ・広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与 [文部科学省] . . . 9
- ・高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への支援の拡充等 [総務省・文部科学省] . . . 11
- ・就学支援金制度の拡充 [文部科学省] . . . 13
- ・地方財源の充実と地域経済を支えるための財政支援 [内閣府・総務省] . . . 15
- ・選挙における投票期間の設定 [総務省] . . . 16
- ・災害時等の通信障害に備えた衛星インターネット通信設備の配備 [内閣府・総務省] . . . 18

目次

【地域交流部】

- ・ 中山間地域・離島等の条件不利地域の振興 [内閣府・総務省・国土交通省] . . . 21
- ・ 訪日外国人の査証免除措置の維持・拡大 [外務省・観光庁] . . . 23
- ・ 外国人も暮らしやすい環境の整備に対する支援 [出入国在留管理庁] . . . 25
- ・ 持続的な空港の受入れ体制づくりへの支援 [出入国在留管理庁・財務省・国土交通省] . . . 27
- ・ もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！ [財務省・国土交通省] . . . 29
- ・ 重要港湾の機能強化 [国土交通省] . . . 32

【SSP推進局】

- ・ SSP構想と連携した新たなスポーツ文化の創出 [総務省・スポーツ庁] . . . 36

目次

【県民環境部】

- ・ インターネット上の人権侵害行為の被害者を救済するための対策
[総務省・法務省] . . . 40
- ・ 地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充
[総務省・環境省] . . . 41
- ・ 最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上
[原子力規制委員会] . . . 44
- ・ 放射線監視体制の充実・強化
[原子力規制委員会] . . . 45
- ・ アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充
[環境省] . . . 46
- ・ 自然環境整備交付金の対象経費の拡充
[環境省] . . . 48
- ・ 産業廃棄物最終処分場の施設設置許可基準等
[環境省] . . . 50
- ・ 産業廃棄物処理施設の所有権等の確認
[環境省] . . . 52
- ・ 建設廃棄物の不適正処理の未然防止
[国土交通省・環境省] . . . 54

目次

【健康福祉部】

- 地方独立行政法人に係る定款変更手続の見直し [総務省] . . . 56
- 医療機関等が医療DXに取り組みやすくなるための環境整備 [デジタル庁・厚生労働省] . . . 58
- 物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度等の創設 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 59
- 修学資金等貸付原資の安定的な配分 [厚生労働省] . . . 61
- 物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に対応できる生活保護基準の構築 [厚生労働省] . . . 62
- 生活保護受給世帯の熱中症対策 [厚生労働省] . . . 63
- 介護支援専門員及び相談支援専門員の処遇改善 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 64
- 精神科における患者の重症度等に応じた診療報酬の見直し [厚生労働省] . . . 74
- 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターへの財政支援 [厚生労働省] . . . 76
- 重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ [厚生労働省] . . . 77
- 医療的ケア児の成人移行後の支援 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 81
- 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保 [こども家庭庁・厚生労働省] . . . 83
- 地域生活支援事業への十分な財政措置 [厚生労働省] . . . 85
- 水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充・強化 [財務省・国土交通省] . . . 86

目次

【男女参画・こども局】

- ・ こども・子育て施策の更なる充実 [こども家庭庁・財務省・文部科学省・厚生労働省]・・・ 90
 - ① こどもの育ちを支える環境の幼保一元化 [こども家庭庁・財務省・文部科学省]・・・ 92
 - ② こども誰でも通園制度の円滑な実現 [こども家庭庁]・・・ 94
 - ③ 新生児マススクリーニング拡充検査の全国一律での実施 [こども家庭庁]・・・ 96
 - ④ 新生児マススクリーニング検査に関する遺伝カウンセリングの公費負担 [こども家庭庁]・・・ 98
 - ⑤ 不妊治療に係る先進医療の早期保険適用並びに保険適用されるまでの自己負担額への助成制度の創設 [こども家庭庁・厚生労働省]・・・ 100
- ・ 困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実 [厚生労働省]・・・ 102
- ・ 保育施設整備の財源の確保 [こども家庭庁]・・・ 104
- ・ 児童心理治療施設の安定的運営のための暫定定員算出基準の緩和 [こども家庭庁]・・・ 105
- ・ こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援 [こども家庭庁]・・・ 106
- ・ 小児慢性特定疾病患者の成人後の支援 [厚生労働省]・・・ 110
- ・ 児童家庭支援センター運営費用の措置費化及び支弁額の充実 [こども家庭庁]・・・ 113

目次

【産業労働部】

- 「物流の2024年問題」解消に向けた取組の促進
[消費者庁・経済産業省・国土交通省] . . . 115
- 委託訓練の募集期間の確保 [厚生労働省] . . . 119
- 農水産物等の輸出促進 [農林水産省] . . . 121
- 工業用水道施設の建設事業に対する支援 [経済産業省] . . . 122

目次

【農林水産部】

- 農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化 [農林水産省・水産庁] . . . 125
- 園芸振興対策の強化 [農林水産省] . . . 130
- 水田農業振興対策の強化 [農林水産省] . . . 133
- 特定家畜伝染病対策の強化 [農林水産省] . . . 135
- 畜産振興対策の強化 [農林水産省] . . . 137
- 中山間地域農業対策の強化 [農林水産省] . . . 139
- 農業の担い手対策の強化 [農林水産省] . . . 141
- 農業の持続的発展に向けた支援の強化 [農林水産省] . . . 143
- 地域の水需要に対応した水利用の仕組み直し [農林水産省] . . . 147
- 国営造成の水管理施設等に係る保全管理制度の恒久化 [農林水産省] . . . 149
- 地域の将来を見据えた水利体系の再構築
 ～国等が行う土地改良施設の再整備～ [農林水産省] . . . 151
- 農業農村整備事業に係る当初予算の確保 [農林水産省] . . . 160
- 森林整備・林業振興対策の強化 [農林水産省・林野庁] . . . 165
- 森林保全による防災・減災対策の強化 [農林水産省・林野庁] . . . 168
- 玄海・有明海の水産振興対策の強化 [農林水産省・水産庁] . . . 171
- 有明海におけるノリの安定生産対策の充実 [農林水産省・水産庁] . . . 173

目次

【県土整備部】

- ・ 強くて、しなやかな、佐賀の未来へ
 ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～ [財務省・国土交通省] . . . 176
- ・ ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充 [財務省・経済産業省・国土交通省] . . . 192
- ・ 都市基盤（市街地の形成）の整備推進 [財務省・国土交通省] . . . 195
- ・ 都市公園の整備推進 [財務省・国土交通省] . . . 197
- ・ 筑後川水系ダム群連携事業の推進 [財務省・国土交通省] . . . 199
- ・ 佐賀導水路堰堤改良事業の推進 [財務省・国土交通省] . . . 201
- ・ 建築物の安全性の確保 [財務省・国土交通省] . . . 203
- ・ 地籍調査費の予算確保 [財務省・国土交通省] . . . 204
- ・ 所有者不明土地等の発生抑制・解消等 [財務省・国土交通省] . . . 205
- ・ 下水道施設の整備及び改築・更新の促進と支援の充実 [財務省・国土交通省] . . . 206
- ・ 生活排水処理施設の整備促進 [内閣府・財務省] . . . 207
- ・ 合併処理浄化槽の整備促進及び維持管理への支援 [財務省・環境省] . . . 208
- ・ 農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新 [財務省・農林水産省] . . . 209

目次

【教育委員会事務局】

- ・ きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善 [文部科学省] . . . 211
- ・ 教員確保のための処遇改善及び大学の定員増 [文部科学省] . . . 212
- ・ 教員業務支援員配置拡充のための財政支援 [文部科学省] . . . 213
- ・ 夜間中学の充実 [文部科学省] . . . 214
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する支援 [文部科学省] . . . 215
- ・ 大学等における人権教育の必修化 [文部科学省] . . . 216
- ・ 不登校対応等の推進 [財務省・文部科学省] . . . 217
- ・ 第三者委員会への財政支援 [財務省・文部科学省] . . . 218
- ・ 特別支援学校の教室不足解消に向けた財政支援 [財務省・文部科学省] . . . 219
- ・ 特別支援学校の給食施設整備に係る財政支援 [文部科学省] . . . 220
- ・ いわゆる「高校無償化」を受けた教育環境の改善 [文部科学省] . . . 221
- ・ 市町村による主体的な支援員等の配置 [文部科学省] . . . 222
- ・ 障害のある児童生徒支援の充実 [総務省・文部科学省] . . . 223
- ・ 教育の情報化推進のための環境整備 [財務省・文部科学省] . . . 225
- ・ 全国高等学校総合体育大会の参加資格の緩和 [スポーツ庁] . . . 226
- ・ 学校給食費に係る保護者負担軽減のための支援 [文部科学省] . . . 227



政策部

SAGA Prefectural Government

私立大学等経常費補助金の見直し

財務省・文部科学省

提案事項

本補助金の算定において、地方の私立大学・短期大学については

- (1) 定員充足率による減額措置について、減額率を緩和する
- (2) 特別補助における「地方に貢献する大学等への支援」の補助額を増額する

現状と課題

- 地方創生の実現のため地方大学の役割は、地域における高等教育機関へのアクセス確保、イノベーションの創出等、ますます重要であるが、一方で、東京一極集中が進む中、地方から首都圏への人口流出は歯止めがかからず、地方大学は厳しい状況。
- 私立大学等経常費補助金は、学生数と教員数を基に算定し、かつ定員充足率が低いほど減額される仕組みであるため、地方の小規模で定員割れしている大学は補助金が少なくなり、安定運営に十分な額とは言えない。

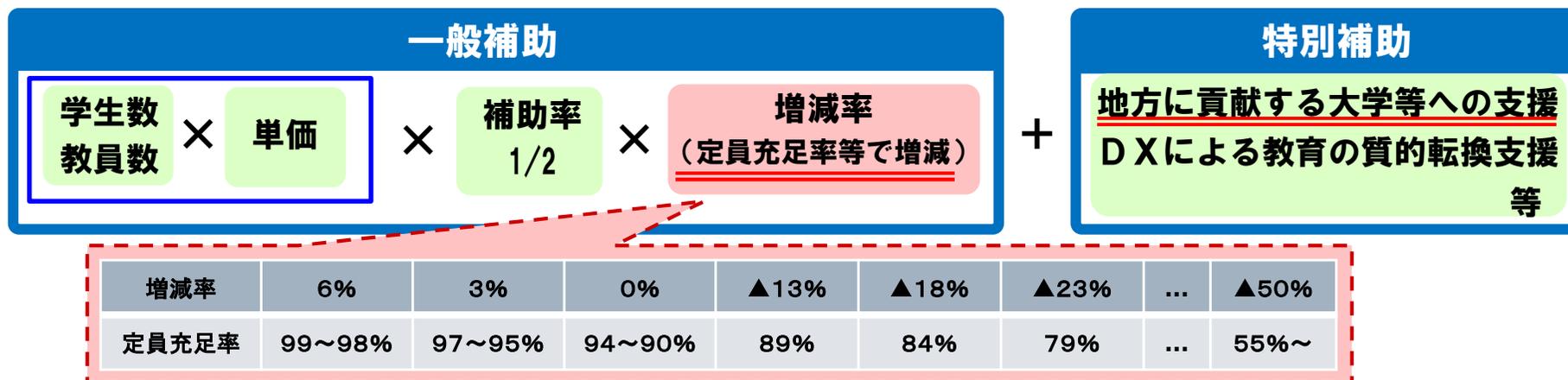
地方の小規模大学が安定してその役割を果たすことができるよう改善が必要。

私立大学等経常費補助金の見直し

○現状と課題

- ✓ 大学進学者の都市部志向から、三大都市圏における私立大学の定員充足率が約100%であるのに対して、地方の私立大学は約92%と大きく下回っている。
- ✓ 地方における大学は、都市部の大学と異なり、地元の高校生の進学先確保や、保育士・介護士をはじめとする地域に必要な人材の育成を担っているうえ、コミュニティの核として、地域社会の維持や発展に欠かせない存在である。
- ✓ 私立大学等経常費補助金は、学生数と教員数を基に算定し、かつ定員充足率が低いほど減額される仕組みであるため、地方の小規模で定員割れしている大学は補助金が少なくなり、安定運営に十分な額とは言えない。

○補助算定方法



増減率	6%	3%	0%	▲13%	▲18%	▲23%	...	▲50%
定員充足率	99~98%	97~95%	94~90%	89%	84%	79%	...	55%~

提案

- 本補助金の算定において、地方の私立大学・短期大学については
- (1) 定員充足率による減額措置について、減額率を緩和する
 - (2) 特別補助における「地方に貢献する大学等への支援」の補助額を増額する

危機管理・報道局

SAGA Prefectural Government

原子力災害対策の強化

提案事項

内閣府・原子力規制委員会

- (1) 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体の意見を適切に反映すること。
- (2) 緊急時モニタリングについては、放射線監視に不可欠な機器の整備・更新に必要な予算を毎年度確実に確保するとともに、国において中期及び復旧期のモニタリングの在り方等の課題について検討を進め、速やかに原子力災害対策指針及びその補足参考資料を改定すること。
- (3) 原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の更新配布手続きの更なる簡略化に向けて、国が責任を持って対応すること。また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策、避難計画の更なる充実や、避難行動要支援者等の避難対策の充実のための搬送体制の構築など国においても積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5) 全国のどの原子力発電所においても起こりうる災害に、より迅速、かつ適切に対応するため、災害時に役割を担う本人が、平時のうちから土地勘を得るための現地確認をしたり、道府県が主催する原子力防災訓練に積極的に参加するなど、地域特性の理解に努めること。
- (6) 住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、国においても積極的に取り組むこと。
- (7) 原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）内でのとるべき防護措置に必要な経費及びUPZ外において必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (8) オフサイトセンターについて、国が設置や管理の主体となることを法令又はガイドラインに明記するとともに、オフサイトセンターや代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費については、国で確実に予算化を行うこと。
- (9) より迅速かつ円滑な避難ができるよう、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備をするための新たな財源措置を講じること。

原子力災害対策の強化

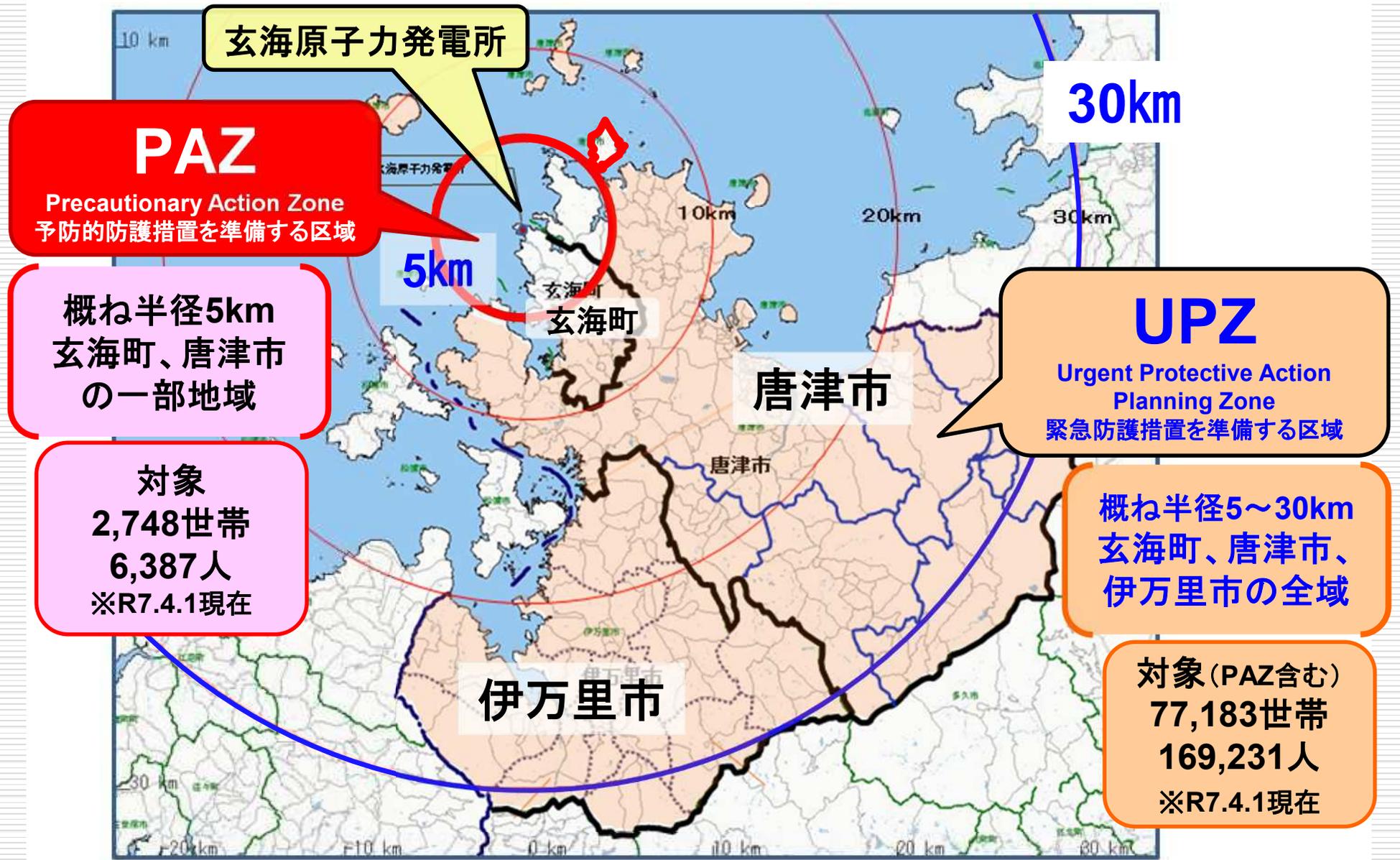
内閣府・原子力規制委員会

現状と課題

- 最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的な改定が必要。
- 緊急時モニタリングについて、近年、国は放射線監視機器の整備等に必要な予算を確保できておらず、このままでは緊急事態への備えに支障を来す恐れがある。また、原子力防災対策指針の補足参考資料「緊急時モニタリングについて」において示されている中期及び復旧期のモニタリングの在り方の検討等が進んでいない。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や地方公共団体の負担が大きいため、更なる更新配布手続きの簡略化や不要となった薬剤を家族や本人が廃棄処分ができるよう回収手続きの簡略化を行うことが必要。
- 住民の避難範囲が広域に及んだ場合、避難行動要支援者の避難先が県内だけでは不足するとともに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性がある。
- 原発立地場所毎に地域特性があることから、国は各地の地域特性を災害時に備えてあらかじめ理解しておくとともに、訓練には実際の災害時に役割を担う本人が参加し、災害対応の練度を高めておく必要がある。
- 万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、原子力災害対策に関する基本的な知識について住民に十分な理解を得ることが重要。
- 防護措置に必要な経費やオフサイトセンター等の整備に必要な経費については、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費について国が確実に予算化を行う必要がある。
- より迅速かつ円滑な避難を実施するためには、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備が必要である。

原子力災害対策の充実・強化による地域住民の更なる安全の確保

原子力災害対策の強化



PAZ

Precautionary Action Zone
予防的防護措置を準備する区域

概ね半径5km
玄海町、唐津市
の一部地域

対象
2,748世帯
6,387人
※R7.4.1現在

30km

UPZ

Urgent Protective Action
Planning Zone
緊急防護措置を準備する区域

概ね半径5~30km
玄海町、唐津市、
伊万里市の全域

対象 (PAZ含む)
77,183世帯
169,231人
※R7.4.1現在



総務部

SAGA Prefectural Government

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与

文部科学省

提案事項

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設について、通信教育連携協力施設の所在地である都道府県も関与できる制度を整備すること。

具体的には、広域通信制高校と提携した通信教育連携協力施設を利用する生徒にいじめによる重大事態が発生した場合に、通信教育連携協力施設の所在地の都道府県にも重大事態に関する情報が共有され、所在地の都道府県が調査結果に意見を述べるような仕組みを整備すること。

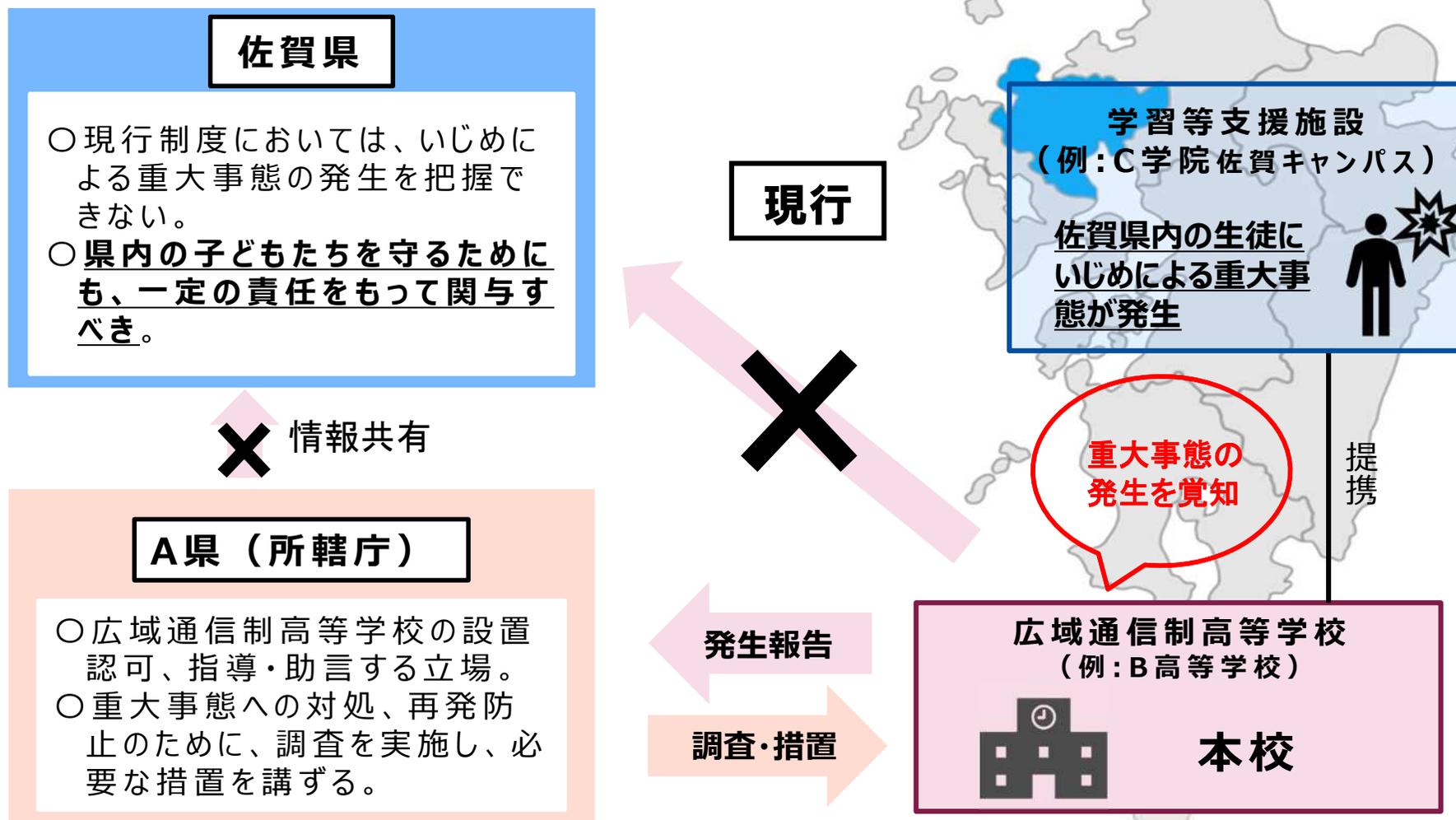
現状と課題

- いじめにより生徒の生命、心身などに重大な被害が生じた疑いがある重大事態の件数は全国的に増加傾向にあり、学校や関係機関が連携して生徒の支援や再発防止に取り組む必要性が高まっている。
- 都道府県の区域を越えて教育活動等を行う広域通信制高校は増加傾向にあり、生徒の学習等をサポートする通信教育連携協力施設を広範囲に展開している学校も多く存在する。
- 県内の通信教育連携協力施設を利用する生徒にいじめによる重大事態が発生した場合、学校から所轄庁への報告は義務化されているが、通信教育連携協力施設の所在地の都道府県は地元で発生した重大事態を把握できない。
- 所轄庁と通信教育連携協力施設の所在地の都道府県が連携して生徒の支援や再発防止に取り組めるよう、重大事態の発生報告が通信教育連携協力施設の所在地の都道府県にも共有され、所在地の都道府県が調査結果に意見を述べるような仕組みの整備が必要。

広域通信制高校で学ぶ生徒が安心して学習等に取り組める環境の確保

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設への関与

広域通信制高校の通信教育連携協力施設（具体例）



提案

広域通信制高校が提携する通信教育連携協力施設について、通信教育連携協力施設の所在地である都道府県も関与できる制度を整備すること

高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への支援の拡充等

提案事項

総務省、文部科学省

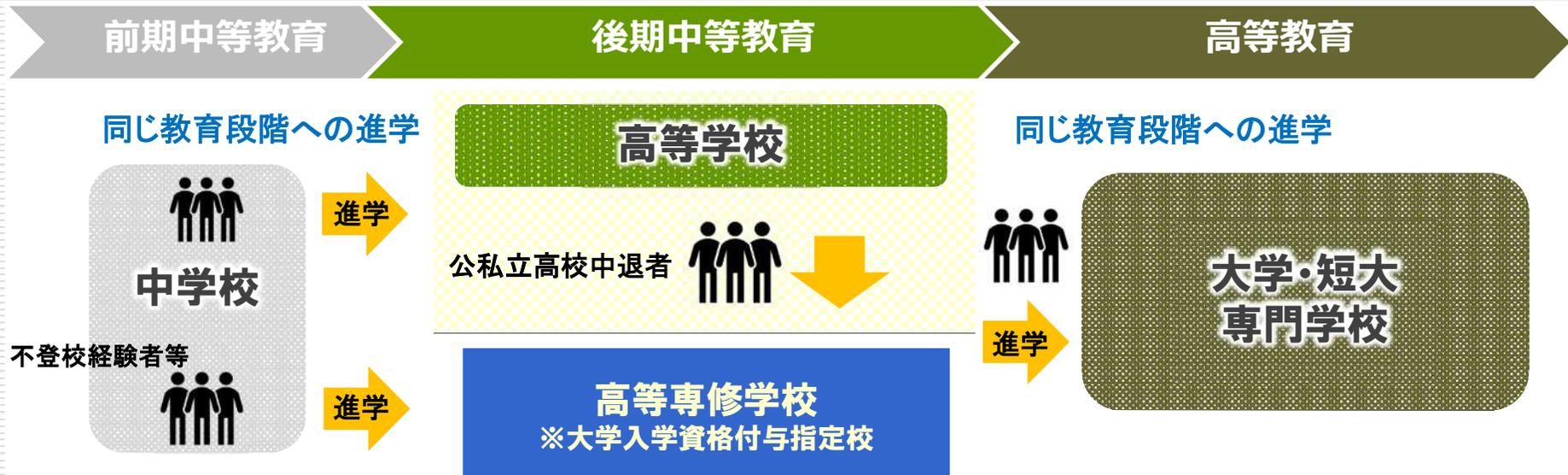
高等学校に準じた教育を行う高等専修学校について、学びのセーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、高等学校に準じた財政措置として経常費助成費補助金の対象とするとともに、普通交付税の充実を図ること。また、高等学校向けの設備関係補助金の対象に含めるなど、国の各種補助、制度において高等学校と同等の扱いとすること。

現状と課題

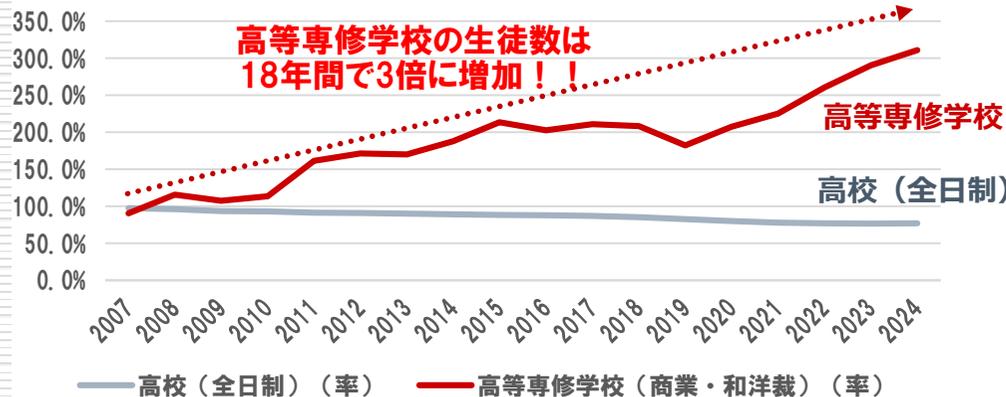
- 令和4年度の中学校での不登校者数は、過去最多の約19万4千人となっており、全日制高校の生徒数が減少する中で、個性を尊重し多様化する生徒のニーズに応えることができる高等専修学校の入学者数は増加傾向。令和4年度の調査では、高等専修学校における発達障害の可能性があるなど特性を有する生徒の割合は24.6%となっている。高等学校での割合2.2%と比較すると非常に高く、特に県内では、その割合が40%を超える学校も存在する。
- 当県では、柔軟な制度的特性を生かして、学びのセーフティネットとして高等学校に準じた教育機会を提供し、社会に送り出している高等専修学校に対して、高等学校に準じた運営費を支援している。
- 一方、現状の国の財源措置を高等学校と比較すると、高等専修学校は経常費助成費補助金の対象外となっており、また、普通交付税の基準財政需要においても、著しく低い状況にある。さらに、高等学校では対象となっている教育DX推進のための1人1台端末への補助や産業教育施設補助の対象外である。
- また、高等専修学校のニーズの高まりとともに、教員確保も課題となっているが、高等専修学校は教員免許取得の教育実習機関に含まれていない。

学びのセーフティネットの機能の充実

高等学校に準じた教育を行う高等専修学校への支援の拡充等



高校、高等専修学校の生徒数の推移 (2006年比)



学校種	2006年	2024年	2006年を100%とした増減率（数）
高等専修学校	83	258	311% (175)
高校（全日制）	28,337	21,829	77% (▲6,508)
〔参考〕 中学校卒業生数	10,013	8,092	81% (▲1,921)

提案

高等専修学校に対して、高等学校に準じた財政措置を講ずること
また、国の各種補助、制度において高等学校と同等の扱いとすること

就学支援金制度の拡充

文部科学省

提案事項

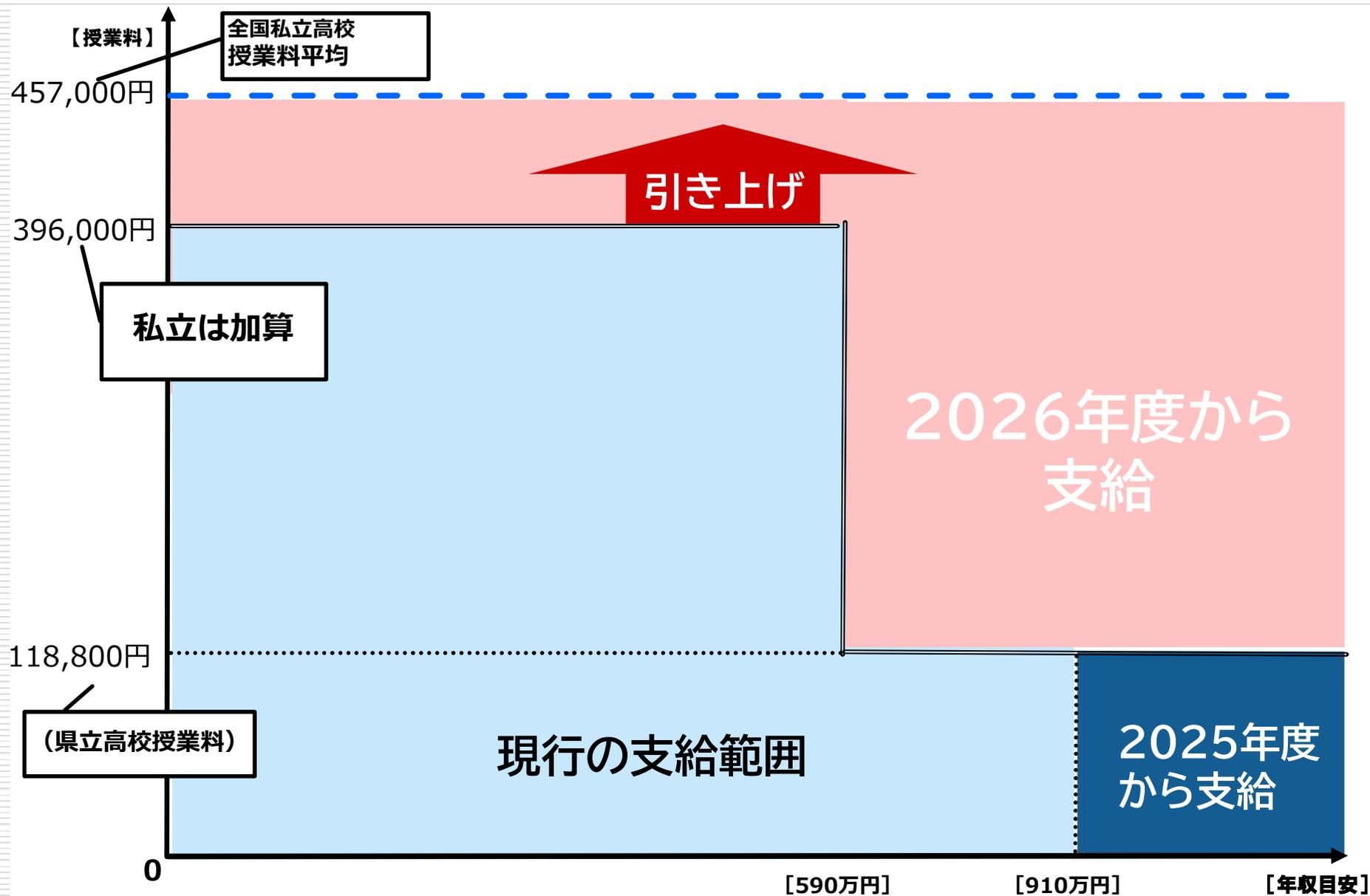
公私間格差の是正のため、私立高等学校に通う生徒の就学支援金の更なる拡充を図ること。

現状と課題

- 県内私立高校は、各々の建学の精神や特色等に共感した多様な生徒を受け入れて学びの場を提供し、公私協調のもと公教育の一翼を担っている。
- 令和2年度からは、年収590万円未満世帯（当県の場合、私立高校生の約5割が該当）について授業料の実質無償化が実現し、さらに令和7年度からは、118,800円までの支給については所得制限が撤廃されることとなったが、公立高校と比べ、私立高校の生徒には未だ授業料負担が残ることから、保護者及び学校関係者からは保護者負担の軽減に係る施策の更なる拡充の要望がある。
- また、少子化の要因の一つとして、子育てや教育に係る経済的負担が大きいことが指摘されており、教育に係る公私間格差の是正は地域間で不平等が生じないよう国において政策的に取り組むべきと考える。
- さらに、就学支援金制度の見直しに係る法律改正にあたっての国会の附帯決議には、「教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒等に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること」と明記されている。

教育の機会均等の確保

高校生等への就学支援金制度 対象拡大のイメージ



地方財源の充実と地域経済を支えるための財政支援

内閣府・総務省

提案事項

- (1) 地方一般財源総額の一層の充実を図ること。
- (2) 地域間の税財源の偏在是正を図ること。
- (3) 物価高騰や今般の米国による関税措置の影響を受ける地域経済を支えるため、国の責任において地方への十分な財政支援を行った上で、必要な経済対策を機動的に講じること。

現状と課題

- 骨太の方針2024により、地方一般財源総額が令和9年度まで実質的に同水準を確保することとされたが、今後、社会保障関係経費、人件費、公債費などの経常経費の更なる増嵩が見込まれる中、安定した財政運営のためには、地方一般財源総額の一層の充実を図ることが必要。
- 令和7年度には地方財政における財源不足は解消されたものの、地域間の税財源の偏在は依然として大きく、更なる是正が必要。
- 物価高騰・関税措置対策は、全国一律での対策に加え、地域経済の状況に応じ事業者等へのきめ細やかな支援を行うため、財源の更なる充実が必要。

安定した財政運営のもと、物価高騰対策をはじめとする喫緊の課題や
少子高齢化、地方創生などに対応し、県民生活の安定・向上を図る

選挙における投票期間の設定

総務省

提案事項

当日投票の原則を見直し、一定の投票期間を設定することについて検討すること。

現状と課題

- 国政選挙や地方選挙の投票率は全国的に低下傾向、投票率の向上が喫緊の課題。
- 期日前投票は、平成16年の制度開始以降利用者が増加傾向にあり、令和6年の衆議院議員総選挙（小選挙区）では、当県でも投票者の約4割が利用。
- 有権者がさらに投票しやすくするため、期日前投票のような例外的な制度ではなく、一定の投票期間（例えば1週間程度）に投票することを一般化して、期間内であれば、誰でもいつでも投票できるようにすることも考えられる。

投票率が向上し、より多くの民意を政治に反映

選挙における投票期間の設定

投票率の推移 (衆議院議員総選挙小選挙区)

近年の投票率は低下傾向 地方選挙も同様

投票率向上が課題



投票者に占める期日前投票の割合

令和6年衆議院議員総選挙

全国	37.46%
佐賀県	43.68%

当日投票の原則

「選挙期日」に投票所において投票することが原則



見直し

投票期間の設定

一定の「投票期間」に投票所において投票



投票率の向上

提案 一定の投票期間を設定することについて検討すること

災害時等の通信障害に備えた衛星インターネット通信設備の配備

内閣府・総務省

提案事項

- ・ 大規模災害発生時の通信障害等に際し、高い有用性を発揮することが確認された衛星インターネット通信設備について、国が主導的に配備を進めること。
- ・ 併せて、自治体が独自で局地的な災害等に備えるために導入する際の助成制度を創設すること。

現状と課題

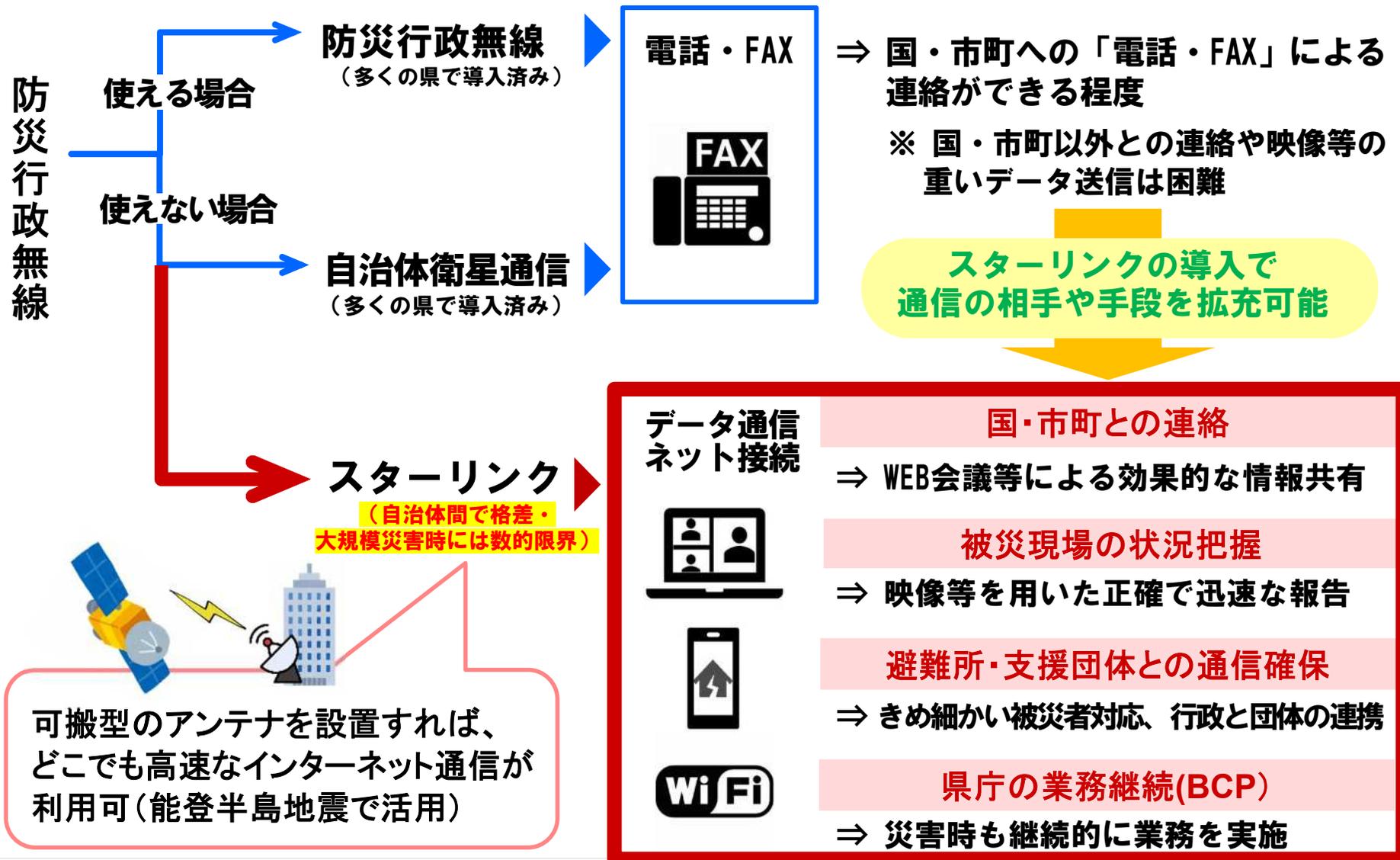
- 自治体で整備されている防災行政無線及び自治体衛星通信は、データ容量に制約が存在し（災害時に防災関係機関と音声・FAXによる通信ができる程度）、幅広い災害対応業務には限界がある。
- 衛星インターネット（スターリンク）は、高速で大容量のデータ通信が可能であるため、大規模災害で通信障害が発生した場合でも、自治体からの災害情報や避難所・支援物資に係る情報発信、関係機関との情報共有といった災害関連業務が可能となることが期待。
- 当県は、令和6年度に衛星インターネット（スターリンク）を2台調達し、災害対応時に備えているが、維持費などの課題から台数は制限。
- また、令和6年能登半島地震では、通信事業者から衛星インターネット（スターリンク、650台強）が提供され、地域住民の通信手段の確保に大きな効果を発揮。
- 大規模災害時の通信障害は広範囲に及ぶ可能性があり、自治体で配備するには費用面から困難であることから、地域住民の通信手段の確保は国において対策を講じる必要。

災害時の通信手段の確保と円滑な災害対応等に資する

災害時等の通信障害に備えた衛星インターネット通信設備の配備

地震等の面的で大規模な災害において、光ケーブル等の通信インフラが損傷すれば、通信ができなくなる

この場合、**無線又は衛星で対応**





地域交流部

SAGA Prefectural Government

中山間地域・離島等の条件不利地域の振興

内閣府・総務省・国土交通省

提案事項

地域の消滅が懸念される中山間地域や離島等について、地域が存続し地域住民が自身の地域に愛着と誇りを持ち将来にわたり心地よく暮らしていけるよう、条件不利地域の実情に鑑みた支援制度を設計すること。

具体的には、条件不利地域における起業や、主要産業である農水産業従事者の事業多角化など、地域資源の磨き上げや課題解決等に取り組む自発的な動きを後押しする支援制度の大幅な充実や見直しを図ること。

現状と課題

- 条件不利地域が有する多面的・公益的機能は、その地域住民によって支えられており、そこに住み続けたいと思う地域住民が主体となって自発的・継続的に課題解決等に取り組むことが必要である。
- しかしながら、都市地域と比べ人流が少ないことにより取組の継続が難しいことや財政負担の問題で苦慮している。（入口のみでなく、伴走支援も必要）
（具体例：新しい地方経済・生活環境創生交付金（第二世代交付金））
 - ・ デジタル技術の活用が採択要件となっており、条件不利地域における取組にとってハードルが高い
 - ・ 離島への移住や離島における起業は、本土と比較して取組に要する経費が割高となるため、現行の補助率や上限額が割りに合わない 【第2世代交付金（起業型）…補助率1/2・上限額200万円】

住民主体の自発的な取組の実現により、中山間地域や離島等が光輝く地域に

中山間地域・離島等の条件不利地域の振興

離島における起業（事業多角化）の事例



新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金：起業型）

対象要件 デジタル技術の活用

高齢な島民、交流が大切な島民にとって「デジタル技術の活用」は高いハードル

上限額 最大200万円

離島は本土と比較して家財撤去や工事費が割高

- 活用しづらい
- 県独自の補助

提案

地域資源の磨き上げや課題解決等に取り組み自発的な動きを後押しする支援制度の大幅な充実や見直し

訪日外国人の査証免除措置の維持・拡大

外務省

提案事項

インバウンド需要の継続的な取り込みのため査証免除措置を維持・拡大すること。

現状と課題

- 短期滞在の査証免除措置については国別に判断されており、地方へのインバウンド獲得の一助となっている。
- 一方で、不法就労やオーバーステイなどの問題も発生しており、各国政府と連携し、厳正に対処する必要がある。
- しかしながら、インバウンド需要が大きい国の査証免除措置が停止されると、地域経済にも大きな影響を及ぼす。

査証免除措置を維持・拡大し、インバウンド需要を継続的に獲得することで、
地域経済に海外活力を取り込む

訪日外国人の査証免除措置の維持・拡大

観光庁

提案事項

外務省・法務省と連携してインバウンド需要の継続的な取り込みのため査証免除措置を維持・拡大すること。

現状と課題

- 短期滞在の査証免除措置については国別に判断されており、地方へのインバウンド獲得の一助となっている。
- 一方で、不法就労やオーバーステイなどの問題も発生しており、各国政府と連携し、厳正に対処する必要がある。
- しかしながら、インバウンド需要が大きい国の査証免除措置が停止されると、地域経済にも大きな影響を及ぼす。

査証免除措置を維持・拡大し、インバウンド需要を継続的に獲得することで、地域経済に海外活力を取り込む

外国人も暮らしやすい環境の整備に対する支援

出入国在留管理庁

提案事項

地方自治体が地域の生活者である外国人に適切な支援を行うために必要な財政措置を講じること。

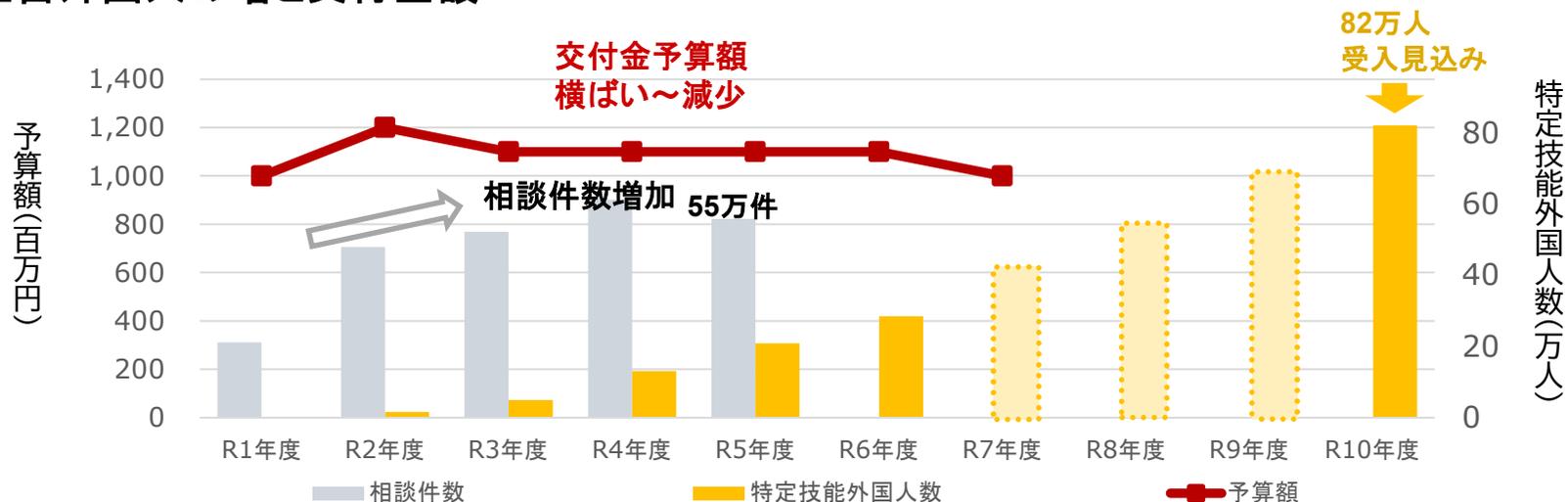
現状と課題

- 令和6年3月の閣議決定により、特定技能外国人の受入れ見込数が大幅増となり、国の政策として外国人受入れが推進されている。
- 一方で、地方自治体が設置する在留外国人相談窓口の運営事業に対する「外国人受入環境整備交付金」の令和7年度政府予算案は、前年度より1億円削減され、また、人件費の算定が相談件数に基づく算定方法に見直されたことにより、外国人数が少ない地方では、体制維持が困難になることが予想される。
- 相談窓口は外国人住民の生活や就労上の問題を把握する場でもあり、地域の多文化共生施策の推進において重要な機能を果たしている。
- 相談体制の脆弱化は、外国人支援のノウハウ蓄積や人材育成にも影響が及ぶため、交付財源の確保と、地方でも相談体制を維持できるよう配分方法の再考が必要。

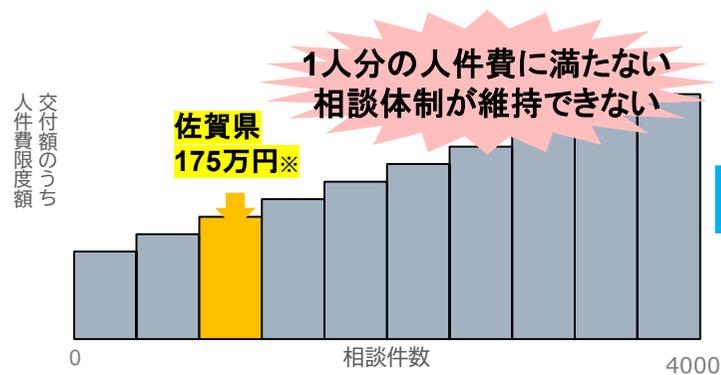
地方における外国人も暮らしやすい環境整備の促進、多文化共生社会の実現

外国人も暮らしやすい環境の整備に対する支援

●在留外国人の増と交付金額

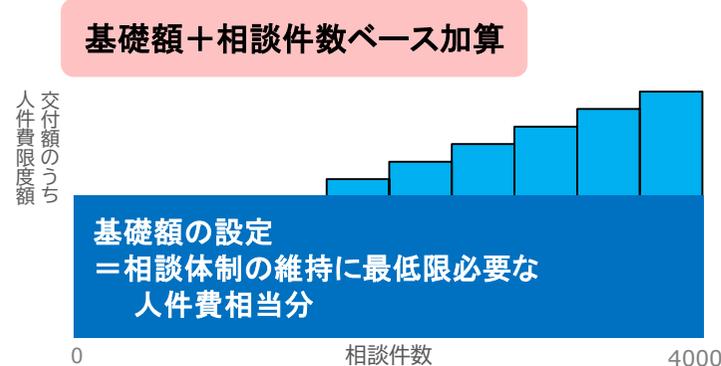


●交付金人件費の算定方法 令和7年度以降の算定方法



※令和7年度は激変緩和措置により前年度同水準額を受領

(例)算定方法の見直し案



提案

地方自治体において、外国人も暮らしやすい環境整備を推進できるよう財源を確保し、適切な算定方法で配分すること

持続的な空港の受入れ体制づくりへの支援

提案事項

出入国在留管理庁・財務省・国土交通省

(1) 国が推進する観光立国の実現のためにも、入国審査官の増員やバイオカート※1稼働における人員の充当など出入国管理体制の充実を図ること。

(2) 空港業務（グランドハンドリング、保安検査、給油等）を担う事業者が持続可能な運営体制となるよう、地方自治体の取組に国が財政的支援を行うこと。

(3) 地方管理空港に適したDXの推進に当たり、九州佐賀国際空港を実証フィールドとすること。

現状と課題

- バイオカート稼働は臨時的に県職員が対応しており、国からの人員の充当が必要。
- 九州佐賀国際空港では、ガラス張りにリニューアルした入国審査場に通訳や観光案内を担うコンシェルジュを配置するといった取組を実施中であり、これらのおもてなしのレベルを上げることで訪日外国人旅客数の増加につなげる。
- 九州佐賀国際空港は、令和元年からANAのイノベーションモデル空港として、様々な技術検証を行っており、DXの高いポテンシャルを有する。
- 国においては「持続的な発展に向けた空港業務のあり方検討会」で空港業務の人材確保やDX、地方自治体の関与などについて中間とりまとめを発表。
- 佐賀県は、全国に先駆けて令和5年度から空港業務事業者の人材確保等に対する支援を実施中。

持続可能な空港受入れ体制の構築

持続的な空港の受入れ体制づくりへの支援

コロナ前（H30）

国際線利用者は近隣空港（熊本、大分、長崎など）を上回る実績

コロナ前の取組

給油体制強化（H28～）



人件費補助

イノベーションモデル空港



リモコン式航空機牽引機器



手荷物積み付けロボットなど

コロナ禍

航空需要の激減により空港業務事業者の離職が急増

コロナ禍での取組



全日空グループ社員の受入れ

検疫（ヒト）への支援

県職員等の派遣による検疫業務の支援

※県職員等の派遣による国際線ハンドリング業務の支援体制を整えたものの、当該国際線が再開せず未実施

現在

人員不足が継続し、空港の受入れ体制が十分ではない。

空港業務の持続的発展に向けたビジョンの実現には国の財政的支援が必要

補助金等による地方自治体の関与

（例）人件費補助

先進技術の導入

（例）省人化設備の設置



自動化ゲート



電子申告ゲート

出典：
出入国在留管理庁HP (<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>)
税関HP (<https://www.customs.go.jp/index.htm>)

佐賀らしいおもてなしの取組

- ・日本政府観光局（JNTO）が定める最高ランク「カテゴリー3」を取得した観光案内所
- ・入国審査待ち時間のストレス緩和のためガラス張りで見える入国審査場へリニューアル
- ・入国審査場に観光案内と通訳業務を担当するコンシェルジュを複数名配置



観光案内所

もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！

財務省・国土交通省

提案事項

日々の暮らし、観光振興等の基盤であるローカル鉄道の好循環実現に向けた支援の充実を図ること。

現状と課題

- 佐賀県には、上下分離区間や第三セクターといったローカル鉄道があり、通学・通勤、通院や買い物など多くの県民の日常生活を支える重要な移動手段であるとともに、観光振興等の礎となっている。
- そのため、佐賀県では、ローカル鉄道をはじめとした公共交通に「乗って支える」という意識を醸成し、県民の行動変容に向けた取組を推進している。
- しかし、人口減少やコロナ禍により加速したテレワークの普及等により利用者数は減少傾向で、ローカル鉄道の経営環境は一層厳しさを増している。
- こうした中、近年では鉄道輸送で最も重要とされる安全運行に必要な施設設備の老朽化が進み、その更新や修繕などにも苦慮している。
- また、キャッシュレス決済導入など新たな需要を取り込むための投資も困難な状況となっている。

ローカル鉄道の持続可能性を確保し、誰もが移動しやすい環境の充実

もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！

<厳しさを増す経営環境>

① 安全運行に必要な
施設設備の更新に苦慮



② 新たな需要を取り込む
ための投資が困難



支援の充実

財源の十分な確保
対象事業の拡大、要件見直し

みんなで乗って支える
誰もが移動しやすい環境に



提案

日々の暮らし、観光振興等の基盤であるローカル鉄道の好循環実現に向けた支援の充実を図ること。

もっと安全・安心、便利・快適に。ローカル鉄道の好循環実現！

<現在の状況等>

最も重要な安全輸送確保への支援

《鉄道施設総合安全対策事業費補助等》

設備の更新、
大規模修繕など

ex. レール、マクラギ、
橋りょう、トンネル

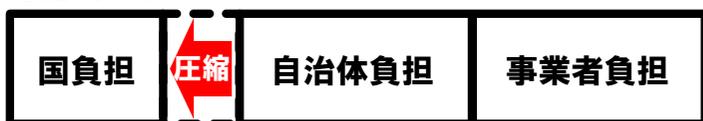


日常的な修繕



補助対象外

【補助率】1/3



事業者（自治体）の負担増

- ✓ 安全・安心な運行への懸念
- ✓ 事業者の経営圧迫



新たな需要を取り込む投資への支援

《社会資本整備総合交付金》

（基幹事業）

鉄道施設の整備

ex. 駅施設、線路設備、
電路設備、信号保安設備



【補助率】1/2

（効果促進事業）

ICカード導入、
新型車両導入等

※基幹事業の1/4以内



【補助率】1/2

- ✓ 効果促進事業は枠が限定的
- ✓ ニーズに応じた柔軟で大規模な投資が困難



➡ 「財源の十分な確保」、 「対象事業の拡大、要件見直し」が必要

重要港湾の機能強化

国土交通省

提案事項

(1) 重要港湾の機能強化について

- 伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保すること。また、物流機能継続のため久原北3号岸壁、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること。
- 唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること。
- 直轄事業の推進に加え、災害時の現場対応や自治体支援において大きな役割を担う国の人員体制や資機材の充実・強化を図ること。

現状と課題

- 臨港道路久原線は、伊万里団地の立地企業に係る物流や人流、また七ツ島地区と往来するコンテナ車両など港湾関連の輸送を支える臨港道路。近年、半導体産業の民間投資が進んでおり交通量の増が見込まれるため、暫定2車線の早期4車線化が必要。
- 大規模災害発生時の緊急物輸送を担う唐津港東港岸壁は、現在、暫定水深で供用中。1万トン級の貨物船等を寄港させるためには早急な浚渫が必要。
- 重要港湾における国有港湾施設は、特に利活用が多い主要な施設であるが、老朽化が進み利用制限しながら供用しており、早急な大規模補修が必要。

- 伊万里港はコンテナ貿易をはじめとして背後圏の地域産業の発展に寄与
- 唐津港は物流基地、観光の海の玄関口及び災害時の防災拠点として機能発揮
- 港湾物流を支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持管理・更新の実施

重要港湾の機能強化について



提案

伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保すること。また、久原北岸壁、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること。

重要港湾の機能強化について

唐津港

予防保全事業による
港湾物流の継続性の確保

R3~8予防保全工事
R6~バイオマス発電燃料
取扱開始

航路・泊地(-9m)

東港地区

物流、観光及び災害時の
防災拠点として機能発揮

妙見地区

岸壁(-7.5m)

妙見工業団地 28.1ha

航路・泊地の確保

東港地区(-9m)耐震強化岸壁
喫水制限:-7.4m(5千t級貨物船)
⇒1万t級貨物船(喫水-9.0m)の接岸不可

岸壁の消波構造部上面の利用制限



岸壁の消波構造部の断面欠損



提 案

唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること。



SSP推進局

SAGA Prefectural Government

SSP構想と連携した新たなスポーツ文化の創出

総務省・スポーツ庁

提案事項

- (1) スポーツ振興くじの対象競技の拡大と、助成額の配分に人口千人あたりの売上額を加味し、助成対象に地域独自のソフト事業を加えることで、地域で資金が循環する仕組みとすること。
- (2) 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）受入団体の対象を三大都市圏以外の県に拡大し、アスリートのキャリア支援でも活用できるようにすること。

現状と課題

- 当県では、SAGAスポーツピラミッド構想（SSP構想）を推進。
- 「アスリートがスポーツで食べていける社会」「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会」を目指し、人材育成、スポーツビジネスの振興等を展開中。
- こうした地域の先駆的な取組みに、柔軟に活用できる助成制度が少ない。
- 人材や財源がうまく地方に循環し、スポーツを活かした地域づくりを持続的・安定的に行う仕組みの構築が必要

- アスリートが生涯にわたって輝ける社会の実現
- 新たなスポーツ文化の創出

SSP構想と連携した新たなスポーツ文化の創出



現状と課題

- 当県では唯一無二の取組であるSSP構想を推進。
こうした地域の先駆的な取組みに、**柔軟に活用できる助成制度が少ない。**
- 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）はアスリートが現在所属する企業に所属したままで地方で活躍できる制度だが、現在、**市町村しか活用できない。**

提案

- スポーツ振興くじを県のマッチングによる就職支援など、地域の課題に応じた**独自の制度にも活用できる**ようなメニューを加えること
- 地域活性化企業人について、**派遣対象地域に県を追加**
⇒佐賀県が取り組むアスリートのキャリア支援にも活用可能に

(参考)スポーツ振興くじと地域活性化企業人について

スポーツ振興くじ

■助成の仕組みと収益の使いみち

スポーツくじの収益は、選手や指導者の育成、グラウンドの芝生化、地域のスポーツ施設の整備など、日本のスポーツ振興のために役立てられています。



■助成実績

その額、およそ2,495億円。くじを買った人みんなの力で、日本のスポーツは今日も成長しています。



- A. 地域のスポーツ施設の整備
- B. 地域スポーツの普及
- C. スポーツの競技水準の向上
- D. 東日本大震災の復旧・復興支援

※2023年度は配分額を合算しています。

(2023年6月現在)

(出典：スポーツくじオフィシャルサイト)

地域活性化企業人 (企業人材派遣制度)

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者	三大都市圏に所在する企業等の社員 (在籍派遣) ※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない
受入団体	①3大都市圏外の市町村 ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,432市町村
活動内容(例)	地域活性化に向けた幅広い活動に従事 <ul style="list-style-type: none"> <li style="margin-right: 10px;">○観光振興 <li style="margin-right: 10px;">○地域産品の開発・販路拡大 <li style="margin-right: 10px;">○ICT分野(デジタル人材) <li style="margin-right: 10px;">○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援) <li style="margin-right: 10px;">○中心市街地活性化 等
特別交付税措置	○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人 ○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人 ○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
期間	6カ月 ~ 3年
自治体	民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用 ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開
民間企業	社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献 ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)



県民環境部

SAGA Prefectural Government

インターネット上の人権侵害行為の被害者を救済するための対策

提案事項

総務省・法務省

インターネット上の人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害情報の速やかな削除を可能とするため、実効性のある人権救済制度を確立すること。

現状と課題

- 本県では、インターネットを利用した人権侵害行為の防止等を図るため、県がプロバイダ等に対して削除要請を行うこと等を規定した条例を制定。
- 本条例に基づき、プロバイダ等に対して、県が覚知した人権侵害情報の削除を要請したものの、県の要請に強制力はなく未だ削除されていない。
- 本年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられたものの、対象は大規模事業者に限られている。また、人権侵害情報の削除は、依然として事業者の自主的な判断や司法判断に委ねられており、早期削除を切望する被害者にとって必ずしも十分な内容ではない。
- インターネット上の人権侵害行為による被害者の速やかな救済を図るためには、人権侵害行為にあたるかどうかを中立的な立場から判断する第三者機関を設置するなど、人権侵害情報の速やかな削除を可能とする法制度の整備が必要。

- 国民一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現

地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充

提案事項

総務省・環境省

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の予算額の大幅増と地域の実情に応じた一層の運用改善と併せて、地方財政措置を拡充等すること。

現状と課題

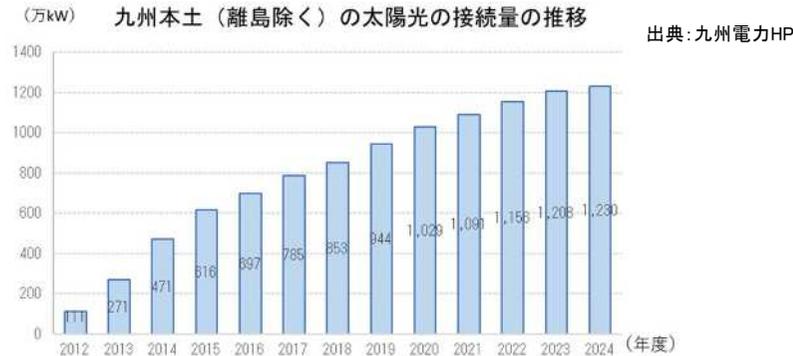
- 住宅用太陽光発電設備の普及率全国1位の佐賀県では、自家消費や、頻発する豪雨災害等に対する防災力向上のため、自家消費型太陽光発電設備と蓄電池のニーズが増加。
一方、市町間で脱炭素に係る組織体制や交付金への申請能力等に格差があるのも事実。
- 県全域での地域脱炭素の底上げ・加速化を図るには、県が交付金（重点対策加速化事業）を活用し、市町との適切な役割分担のもと、県全体の制度設計を担うことが重要。
- 先に閣議決定した次期NDC達成に向けては「脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施をはじめとする地域脱炭素の推進（各地の創意工夫を全国展開）」を図ることとされている。一方で、令和7年度重点対策加速化事業の審査基準は、達成困難な要件^(※)が課されるなど、本事業は交付要件が年々強化され、地域脱炭素を積極的に進めようとする自治体にとって大きな障害となっている。
(※)特に「2030年までに公共施設・公用施設の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ」
- 地域脱炭素を強力に推進していくためには、交付金の要件の強化ではなく、予算額の大幅増と地域の実情に応じた一層の運用改善と併せて、地方財政措置の拡充等が必要。

地域の実情に応じた官民による地域脱炭素の取組を加速させ、次期NDCを前倒して達成。

地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充

【自家消費の必要性①】

送配電システムの負担軽減及び発電時の脱炭素化



九州においては、太陽光・風力発電等再エネの導入件数は軒並み増加。しかし、時間帯によっては、需給バランス確保のため出力抑制が行われ、再エネが活用されないケースも。

昼間に発電した余剰電力を蓄電し、朝・夕・夜に自家消費することで調整弁としての火力発電を抑えることが可能となり、発電時の脱炭素に寄与。

【自家消費の必要性②】

住宅用太陽光発電設備普及率No. 1 佐賀県のニーズ

住宅用太陽光発電設備の普及率

	2013年度	2018年度	2023年度
佐賀県	7.5%	9.4%	10.8%
全国	3.0%	4.1%	4.9%

出典：住宅・土地統計調査 総務省

住宅用太陽光発電設備普及率
全国1位(2023年度)

【現状】FIT制度適用期間終了後も余った電気を売電

【目指す姿】FIT制度適用期間終了後は蓄電池を導入し不足分を買電

蓄電池は、初期投資額が大きいため、補助金なしでの導入拡大は難しい状況。導入費用の回収見込みを示すことで、家庭における自家消費の取組意欲を喚起。

【自家消費の必要性③】 防災力の向上

九州における災害発生状況



令和5年豪雨災害
倒木が電線に接触したため停電

令和4年9月 台風14号による被害状況

	最大発生件数
佐賀県内計	約1万360戸
九州計	約35万戸

(参考)佐賀新聞、経済産業省説明資料

九州地方で約35万戸で停電が発生し、復旧までに約3日を要した



令和3年豪雨

佐賀県内では、平成30年から4年連続で、大雨特別警報が発令

住宅等において、停電時の電力使用が可能となる蓄電池の導入が、防災力向上のために急務。

地域脱炭素の促進に向けた地方自治体への支援拡充

佐賀県の民生部門の温室効果ガス排出量削減に向けて

単位:千t-CO₂

	【基準年】 2013(H25)年度	【現状】 2021(R3)年度(A)	【目標】 2030(R12)年度(B)	家電の買い替え等 による自然減(C)	目標達成までの差 A - (B + C)
民生部門 (家庭・業務)	3,378	1,525	1,439	69	17

○重点対策加速化事業実施による温室効果ガス排出量の年間削減効果 約 7千t - CO₂

重点対策加速化事業の実施により、目標達成までの差(17千t - CO₂)の内、
6.56千t-CO₂ / 17 千t-CO₂ = **38.5%**の削減効果が見込める。

+

※目標達成までの残りの削減量については、佐賀県環境基本計画を実行することにより、以下を見込んでいる。

取組	削減量
普及啓発事業による脱炭素化・省エネ生活の推進 (県地球温暖化対策事業・ゼロカーボン推進事業 等)	約 9千t - CO ₂
県の事務事業における温室効果ガスの削減	約 1千t - CO ₂
削減量 計	<u>約10千t - CO₂</u>

最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上

原子力規制委員会

提案事項

- (1) 原子力発電の安全性に関する最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させ、事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組むこと。また、基準に基づく審査については、何よりも安全を優先し厳正な審査を行うこと。
- (2) 国内でこれから本格化する、廃止措置作業や放射性廃棄物の処理処分技術にも精通した技術者の育成、人材確保に努めること。

現状と課題

- 玄海原子力発電所3号機と4号機は最新の基準に適合した上で稼働しているが、地震などの自然災害は絶えず発生していることから、国は、その都度、事業者に対して現状の安全対策の有効性を確認するとともに、顕在化した新たな課題に対しては基準への反映を検討するなど、更なる安全性向上へ不断に取り組む必要がある。
- 玄海1号機と2号機の廃止措置は、解体に伴い放射性廃棄物が発生する次の段階が近付いており、これからも長期にわたり、安全を最優先に進める必要がある。

新たな知見の反映、人材確保による原子力発電所の安全性向上

放射線監視体制の充実・強化

原子力規制委員会

提案事項

原子力発電所周辺の放射線監視に不可欠な機器の整備・更新は、計画的かつ継続的に実施する必要があるため、毎年度必要な予算を確実に確保すること。

現状と課題

- 原子力発電所周辺の放射線監視については、各地方自治体が放射線監視等交付金を活用して体制を整備し、防護措置範囲の拡大などにも対応しつつ長年にわたり実施してきたが、近年、国は必要な予算を確保できていない。
- 全国の放射線監視体制の強化・効率化のために国で整備される放射線モニタリングプラットフォームへの移行や、監視機器等の計画的な整備・更新を行うことができなければ、機器の老朽化に伴い故障が多発するリスクが高まり、緊急事態への備えに万全を期することが困難となる。
- 特に、運転中の原子力発電所周辺でこのような事態に陥ることは許されず、県民と環境を守るためには、健全な放射線監視体制の維持及び継続的な向上への取組に支障をきたすようなことがあってはならない。
- また、福島第一原子力発電所事故後の追加整備費用と比べて交付限度額の引き上げ額は著しく不足しており、各地方自治体の意見を十分聴いた上で制度改正を行うなど、抜本的な見直しを行う必要がある。

放射線監視体制の充実・強化による原子力発電所事故時の対応力の向上

アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充

環境省

提案事項

アスベスト事前調査に要する費用の補助制度を拡充すること。

現状と課題

- 建築物等の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策として、解体等工事の実施前にアスベスト含有建材の有無を確認するための事前調査が大気汚染防止法で求められている。
- 現状、事前調査に係る国（国土交通省）の補助制度の対象は、吹付けアスベスト（レベル1）に係る調査費用のみであり、レベル1以外のアスベスト含有建材（レベル2・3）は対象外となっている。
- 事前調査の費用は建物所有者が負担することになるが、アスベスト含有建材が過去に国により生産や使用が認められていた経緯を考慮すれば、調査費用の全てを建物所有者が負担しなければならないことは不合理である。
- また、今後、建物解体件数の増加が見込まれる中で、アスベストの飛散防止の観点から、レベル1だけでなく、レベル2・3のアスベスト含有建材の調査を適切に実施してもらう必要がある。

アスベスト事前調査の補助制度を拡充することにより、事前調査の適切な実施を促進し、周辺住民等の健康及び生活環境の保護を図る。

アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充

アスベスト含有 建材の区分	レベル1 (危険度:著しく高)	レベル2 (危険度:高)	レベル3 (危険度:比較的low)
使用対象 建築物	工場、オフィス、ビル (全体の1割)	同左 (全体の1割)	すべての建築物 (全体の8割)
使用箇所	壁、天井、鉄骨	屋根裏、煙突、ボイラー、 ダクト等	床、外装、屋根、 設備配管等
アスベスト有無を 確認する建材	吹付材 	断熱材 保温材 耐火被覆材 	スレート材等 (その他全ての 建材) 
調査費用	20~25万円/件		
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 国交省補助事業 調査費用を上限25万円補助 (補助率10/10) 	なし	

○ 建物所有者が負担

提案

アスベスト事前調査に要する費用の補助制度を拡充すること

自然環境整備交付金の対象経費の拡充

環境省

提案事項

自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）の対象経費を、新設又は再整備に加え、撤去費用も対象とするよう拡充すること。

現状と課題

- 玄海国定公園及び九州自然歩道佐賀県ルートでは、利用者の利便性向上のために整備した公衆用トイレや休憩所などの自然公園施設が整備後数十年を経過し、老朽化が進んでいる。
- 老朽化施設の撤去費用については、同時に再整備を行わない場合は交付金の対象外となっている。
- 撤去には多大な財政負担が伴うため、老朽化が著しい施設も撤去が進んでおらず、利用者の安全で快適な利用環境が損なわれ、現地の景観にも影響を及ぼしている。

国定公園と九州自然歩道の環境改善が進み、優れた自然の景観の回復、利用における安全性・快適性の向上、更なる利用の促進につながる。

自然環境整備交付金の対象経費の拡充



玄海国定公園加部島地区 野営場避難棟
※野営場廃止後の残存施設

産業廃棄物最終処分場の施設設置許可基準等

環境省

提案事項

産業廃棄物最終処分場の設置許可を取り消された事業者が当該処理施設を再開する場合に行う手順を明らかにし、再開するための申請について許可基準を設けること。

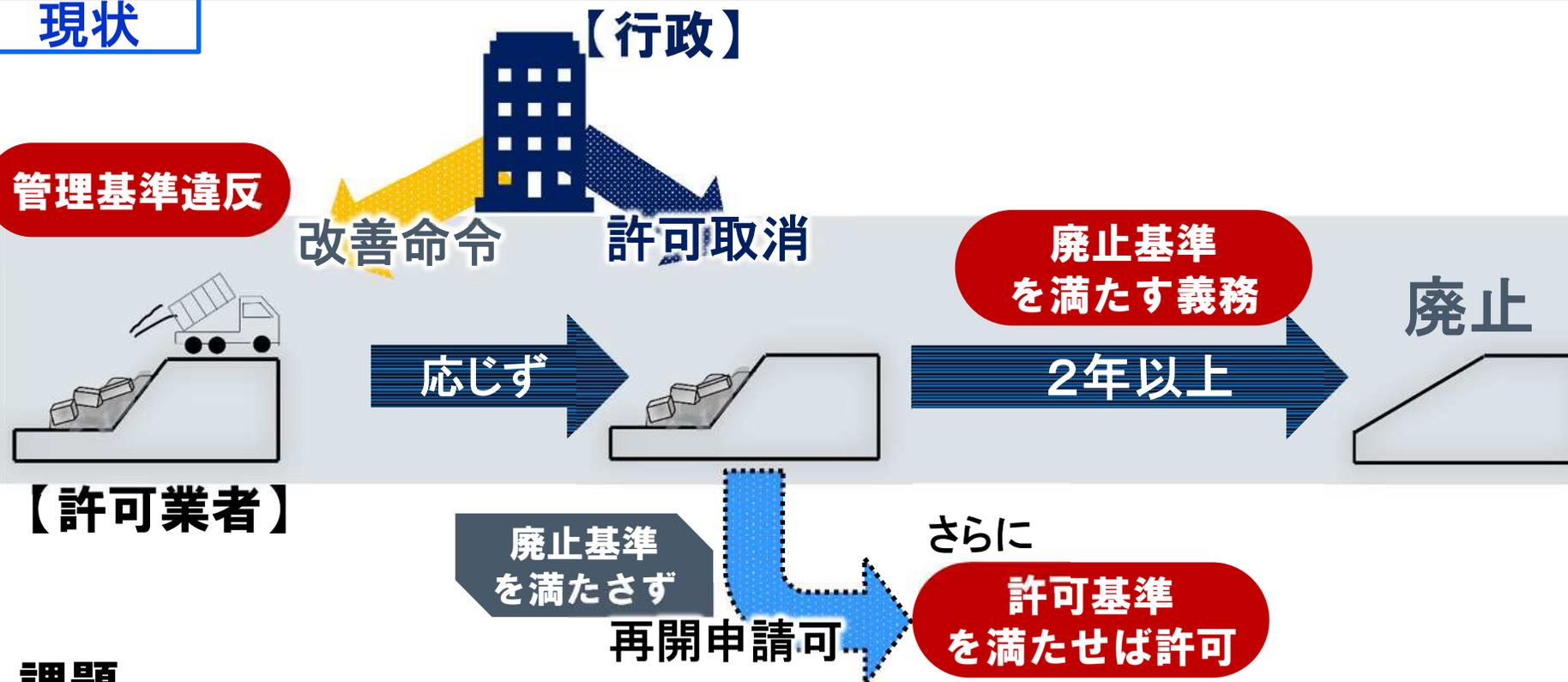
現状と課題

- 施設の設置許可が取り消された施設を再開することについて廃棄物処理法で想定されていない。
- 基準に不適合のため出された改善命令に違反した事業者であっても、基準に適合した場合、すぐに申請が可能となる。
- 改善命令違反により施設の設置許可を取り消された施設を再開する場合、新規申請の許可基準さえ満たせば、廃止基準を満たしていない場合でも許可となる。
- 新規の設置許可申請がなされた場合、施設の設置許可が取消しとなった原因を明らかにする必要があるため、同じ違反を繰り返されるおそれがあるが、新規申請の許可基準を満たした場合は許可せざるを得ない。

行政として一貫性のある対応をすることができ、住民の安心感、行政への信頼を得ることができる。

産業廃棄物最終処分場の施設設置許可基準等

現状



課題

- 1 欠格要件がなく、すぐに再開申請可
- 2 廃止基準を満たしていなくても、許可基準を満たせば許可
- 3 取消し原因となった管理基準違反への対策も不要

提案

- ・施設の設置許可が取り消された日から一定の欠格期間を設けること
- ・許可基準に、2年以上、廃止基準に適合することを加えること
- ・また、取消し原因となった管理基準違反への対策を許可基準に加えること

産業廃棄物処理施設の所有権等の確認

環境省

提案事項

産業廃棄物処理施設の使用前検査において、当該処理施設の所有権（又は使用権原）を基準として追加すること。

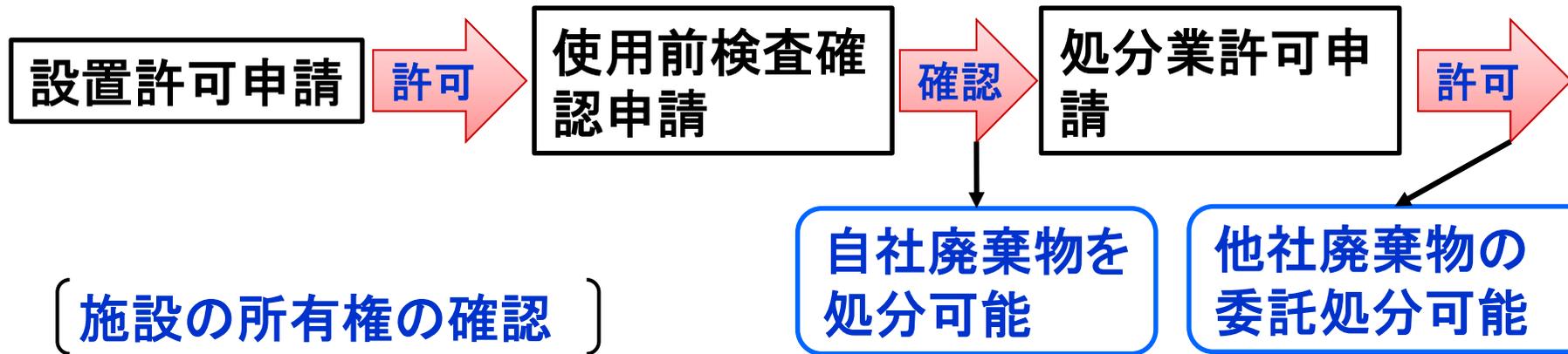
現状と課題

- 産業廃棄物処理施設設置許可申請の許可基準に、施設の所有権（又は使用権原）に関する規定はない。このことは、申請時には許可となるかわからないため、当該処理施設の所有権についての規定は必要なく、特に問題はない。
- しかし、施設の許可後、使用前検査に適合すれば、自社廃棄物であれば処分することが可能となるため、土地の使用権原を含めた当該処理施設の所有権を使用前検査時に確認する必要があると考える。

行政として一貫性のある対応をすることができ、住民の安心感、行政への信頼を得ることができる。

産業廃棄物処理施設の所有権等の確認

提案 施設の所有権の確認



	設置許可申請	使用前検査確認申請	処分業許可申請
現状	不要	不要	必要
提案	不要	必要	必要

課題：使用前検査に適合すれば施設の所有権（又は使用権原）がない施設であっても、自社廃棄物であれば処分することが可能

提案

産業廃棄物処理施設の使用前検査において、当該処理施設の所有権（又は使用権原）を基準として追加すること

建設廃棄物の不適正処理の未然防止

国土交通省・環境省

提案事項

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）第24条に規定する解体工事業の登録の取消等の要件に「廃棄物処理法に違反して罰金以上の刑に処せられた者」を追加すること。
- (2) 建設リサイクル法第10条に基づく届出書の添付書類である「分別解体等の計画等」に、予定する処分委託業者名を記載する欄を設けること。

現状と課題

- 解体工事業者が、解体現場から発生した産業廃棄物を適正に処理することなく、自社用地等に大量に不適正保管したり、さらには不法埋立てや野焼きするケースが後を絶たない。
- 建設リサイクル法においては、解体工事業の登録の取消等の要件は、同法に違反して罰金以上の刑に処せられた者である場合等に限定されているため、廃棄物処理法に違反した者であっても、解体工事業の登録は継続される。
- 「分別解体等の計画書等」に予定する処分委託業者名を記載することで、行政側が廃棄物の処分先を容易に把握できるようになる。

廃棄物の不適正処理の未然防止



健康福祉部

SAGA Prefectural Government

地方独立行政法人に係る定款変更手続の見直し

総務省

提案事項

県（設立団体）から地方独立行政法人へ継承された資産を、不要財産として県（設立団体）に納付することによる定款変更は、軽微な変更事項として報告又は届出とすること。

現状と課題

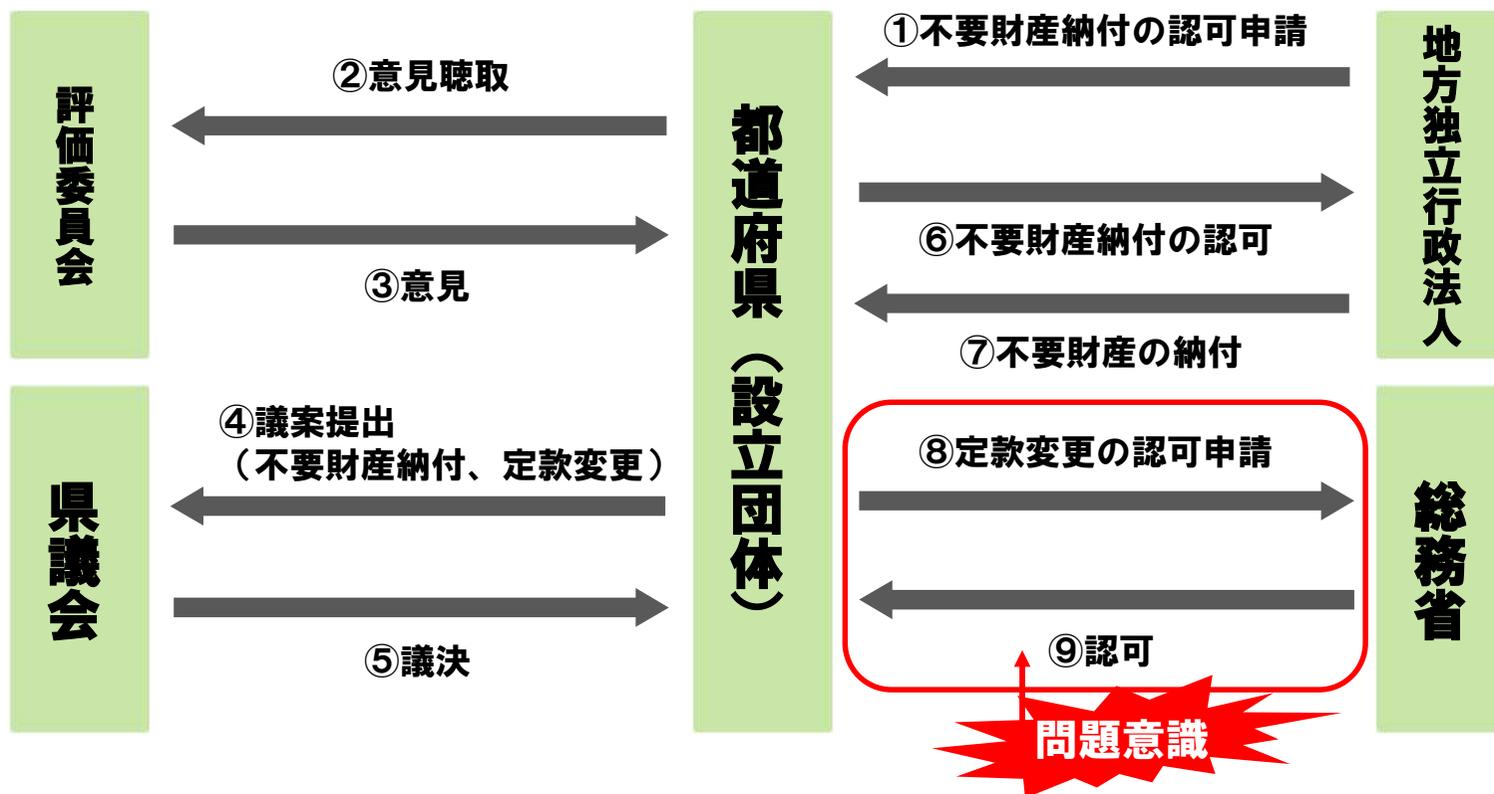
- 地方独立行政法人法上、法人が設立認可時に県から継承された資産を不要財産として県に納付する場合、定款の変更にあたり
 - ・ 県議会の議決（不要財産納付及び定款変更）
 - ・ 定款変更の総務大臣の認可が必要とされている。
- 県から継承された不要財産の納付は、法人の存続に影響を及ぼすものではない。
- 不要財産納付に伴う定款変更は、定款内の別表（法人から設立団体に継承された資産）を削除する程度の軽微な変更事項として、定款変更手続を適切に見直す必要がある。

地方分権推進の観点から、地域の自主性を持ちながら業務効率化を図る

地方独立行政法人に係る定款変更手続の見直し

現状

【地方独立行政法人の出資等に係る不要財産の納付等（法第42条の2）】



- ✓ 県から法人へ継承された不要財産の納付は、法人の運営に影響を及ぼす重要な財産処分ではない。
- ✓ 軽微な定款変更として、総務省の認可を不要としてはどうか。

提案

県から地方独立行政法人へ継承された資産を、不要財産として県に納付することによる定款変更は、軽微な変更事項として報告又は届出とすること。

医療機関等が医療DXに取り組みやすくなるための環境整備

デジタル庁・厚生労働省

提案事項

- (1) 医療機関等において、マイナ保険証関連の各種システムと基幹システムである電子カルテが一体的に整備されるような工程及び仕組みにすること。
- (2) 医療DXを推進するにあたり、医療機関の負担を極力軽減するよう支援制度を拡充すること。

現状と課題

- 国が主体となり医療DXが進められているが、中核となる電子カルテ関連施策が浸透しないまま、PMHや電子処方箋に係るシステム導入が先行している。
- 医療機関からは、手戻りや余計な経費が発生するのではないかと懸念が挙がっており、標準型電子カルテの開発待ちも多い状況。
- 近年では、患者数の減少や物価高騰により経営状況が急激に悪化しており、医療機関においてはシステム改修等への投資は困難な状況となっている。
- 先行して対応している電子処方箋を導入している薬局においては、周囲の医療施設での導入が進まないため、導入メリットは享受できず維持費だけが、かかってしまっている状況にある。

医療DXが進むことで、医療機関の効率化が図られ国民の利便性向上につながる

物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度等の創設

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

物価高騰など社会情勢が大きく変化する中でも、必要な医療・福祉サービスが円滑に提供されるよう、国の責任において柔軟な加算制度等を創設すること。

現状と課題

- 診療報酬は2年、介護報酬・障害福祉サービス等報酬は3年毎の改定で、報酬は、原則として次回の改定まで物価高騰等を反映せず同一額。
- 令和6年度に公的価格が改定されたが、診療報酬や介護報酬といった公的価格で運営される医療機関や福祉施設等からは、昨今の急激な人件費の増加や光熱費、食材料費等の高騰によるコスト上昇分を価格に転嫁することができず、経営は限界を迎えつつあるとの声が挙がっている。
- このため、佐賀県では、医療・福祉サービスの維持を図るため、緊急かつ臨時的な支援策として、国交付金を活用した物価高騰対応支援金等を実施。
- コロナ対応においては、国民の命と健康を守る観点から国費で措置された医療費制度により迅速な支援が行われており、物価高騰等の社会情勢が変化した際にも同様に、国において変化に即応できる加算制度等の創設が必要。

物価上昇率を利用した加算制度を導入するなど、物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度等を創設することにより、医療・福祉サービスの安定的な運営を支える

物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度等の創設

現在の医療・福祉サービスの報酬請求・受け取り体系



提案

社会情勢が大きく変化する中でも、必要な医療・福祉サービスが円滑に提供されるよう、国において柔軟な加算制度等を創設すること。

修学資金等貸付原資の安定的な配分

厚生労働省

提案事項

介護福祉士修学資金等貸付制度について、継続的な制度の実施や、希望者全員に貸付ができる十分な原資財源の確保に加え、適切な時期に補助金を交付すること。

現状と課題

- 将来の介護現場を支える人材が、当該制度を活用している。
- 貸付原資は、国が9割、県が1割を負担している。
- 国からの補助金は、年度末における貸付原資の残高を勘案し、不足分が交付されている。
- 国からの補助金交付の時期や額が見通せないため、希望する全ての学生に対しての貸付ができていない。
(参考：R6希望者 78名、貸付決定 59名)

制度活用を希望する全ての学生に貸付が可能となることで、佐賀県の介護人材の確保に寄与することができる。

物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に対応できる生活保護基準の構築

厚生労働省

提案事項

物価高騰など社会経済情勢が大きく変化する中でも、最低限度の生活を保障する生活保護制度が、最後のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、柔軟に生活保護基準を見直すこと。

現状と課題

- 現行の基準（令和元年当時の消費実態の水準）に上乗せされている1人あたり月額1,000円の特例加算は、令和7年10月から1,500円に増額される。これは夫婦1人のモデル世帯の生活扶助費（3級地-2で月額約14万円）の約3%である。
- 一方、令和元年に比べて、令和6年家計調査における一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費支出は約12%上昇するなど物価高騰を含む社会経済情勢に対応できていない懸念がある。
- このため、変化に応じて柔軟に対応できる生活保護基準の構築が必要。

物価高騰等の社会経済情勢に応じて柔軟に生活保護基準を見直すことにより、生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を守ることができる。

生活保護受給世帯の熱中症対策

厚生労働省

提案事項

- (1) クーラー（エアコン）購入費の支給要件を緩和すること。
- (2) 生活扶助について夏季加算を新たに制度化すること。

現状と課題

- 平成30（2018）年から、生活保護開始時においてクーラーを保有していない世帯で高齢者ら熱中症予防が必要な人がいる場合などに、クーラー購入費（支給上限：7万3千円）を支給することが認められた。
- 他方、保護継続中で保有しているクーラーが老朽化や故障した場合の買い換えについては原則自己負担となっている。保護費のやり繰りでは買い換えが困難なケースがあり、熱中症の発生が懸念される。
- また、クーラーを保有している世帯においても、電気代の節約のため使用を控えることによる熱中症の発生が懸念される。

支給要件の緩和と夏季加算の制度化によって、地球温暖化による夏季の猛暑から生活保護を受給する方の生命と健康を守ることができる。

介護支援専門員及び相談支援専門員の処遇改善

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

介護保険サービスにおける「介護支援専門員」及び障害福祉サービスにおける「相談支援専門員」を処遇改善加算の対象職種に位置付けるなど、処遇の改善を図ること。

現状と課題

- 介護支援専門員は介護保険制度の要となる職であるにも関わらず、介護職員等処遇改善加算の対象職種となっておらず、他業種と比べ給与が低い水準にとどまり、有資格者数の減少が続いている。
- 相談支援専門員は障害福祉サービス利用の橋渡し役として重要な職であるにも関わらず、福祉・介護職員等処遇改善加算の対象職種となっておらず、キャリアパスの仕組みの構築が進まないなど、人員の確保に影響が出ている。
- 人員確保が困難な状況が続けば、サービスの質の低下に繋がるとともに、将来的には、サービスを利用できない方が生じることが懸念される。

- 処遇改善により、参入促進・離職防止が図られ、人材の確保及びサービスの質の向上につながる。

介護支援専門員及び相談支援専門員の処遇改善

介護支援専門員は介護職員等処遇改善加算の対象職種となっていない。

入所・居住系

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護等



【加算率】
5.1%～
24.5%

※最も高い加算率の場合

**介護支援専門員
加算の積算対象外**

介護支援専門員に加算額の一部を配分できるが、その際は、介護職員への配分が減少

通所・訪問系

- ・通所介護
- ・訪問介護 等



【加算率】
8.6%～
24.5%

※最も高い加算率の場合

介護支援専門員の配置無し

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・福祉用具貸与 等



【加算率】
0%
非対象サービス

居宅支援系

- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援



【加算率】
0%
非対象サービス

**介護支援専門員
加算の対象外**

提案

介護支援専門員を介護職員等処遇改善加算の対象職種に位置付けるなど、介護支援専門員の処遇改善を図ること。

介護支援専門員及び相談支援専門員の処遇改善

相談支援専門員は福祉・介護職員等処遇改善加算の対象職種となっていない。

相談支援系以外

訪問系

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護 等

日中活動系

- ・ 生活介護
- ・ 短期入所 等

施設系

- ・ 施設入所支援

居住支援系

- ・ 共同生活援助 等

訓練系・就労系

- ・ 就労継続支援（A型・B型）等

障害児通所系

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス 等

【加算率】
5.5%～
41.7%

※最も高い加算率の場合

障害児訪問系

- ・ 保育所等訪問支援 等

障害児訪問系

- ・ 医療型障害児入所施設 等

相談支援専門員の配置無し

相談支援系

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

【加算率】

0%

非対象サービス

相談支援専門員
加算の対象外

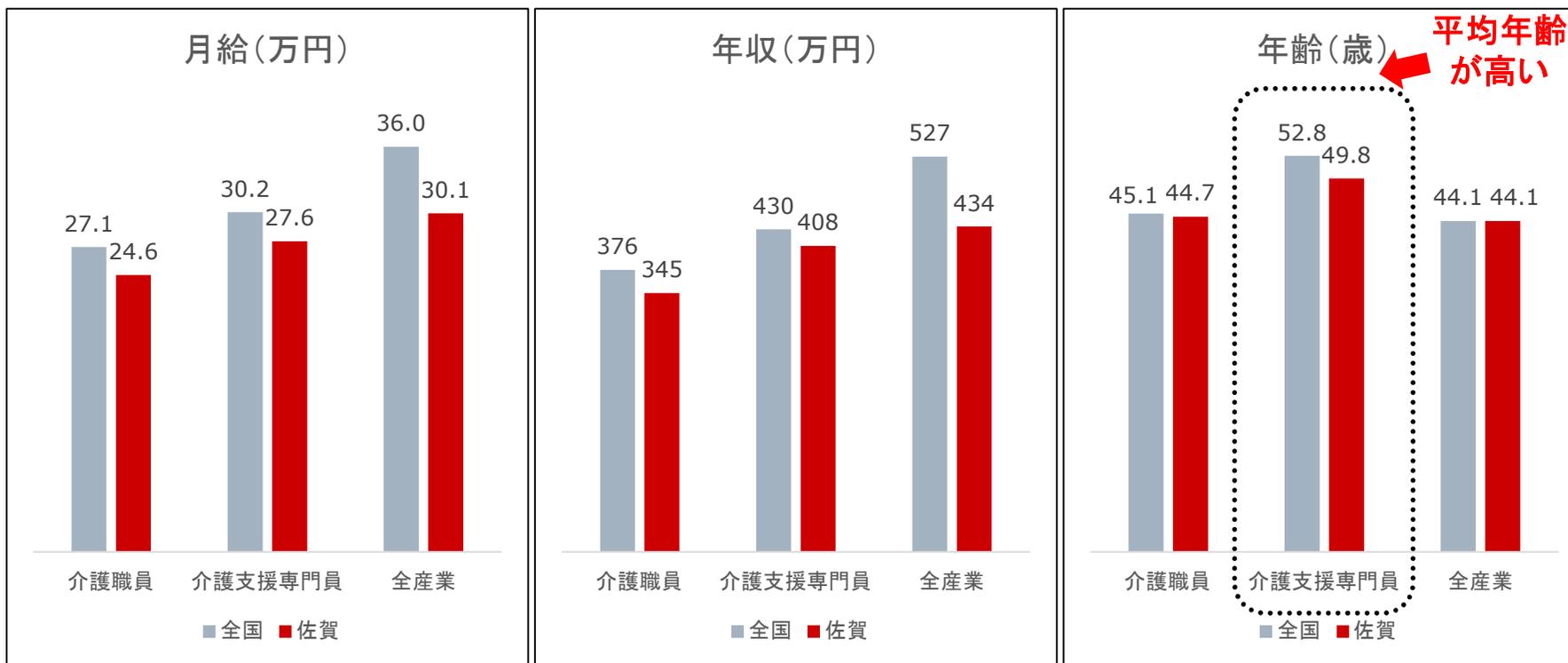
提案

相談支援専門員を福祉・介護職員等処遇改善加算の対象職種に位置付けるなど、相談支援専門員の処遇改善を図ること。

【参考】介護支援専門員の処遇について①

介護支援専門員の給与水準は、介護職員より若干高いが、年齢差を考慮すれば同程度の水準にとどまっているものと思われる。

介護職員同様に、全産業と比較して、給与は低い水準にとどまっている。

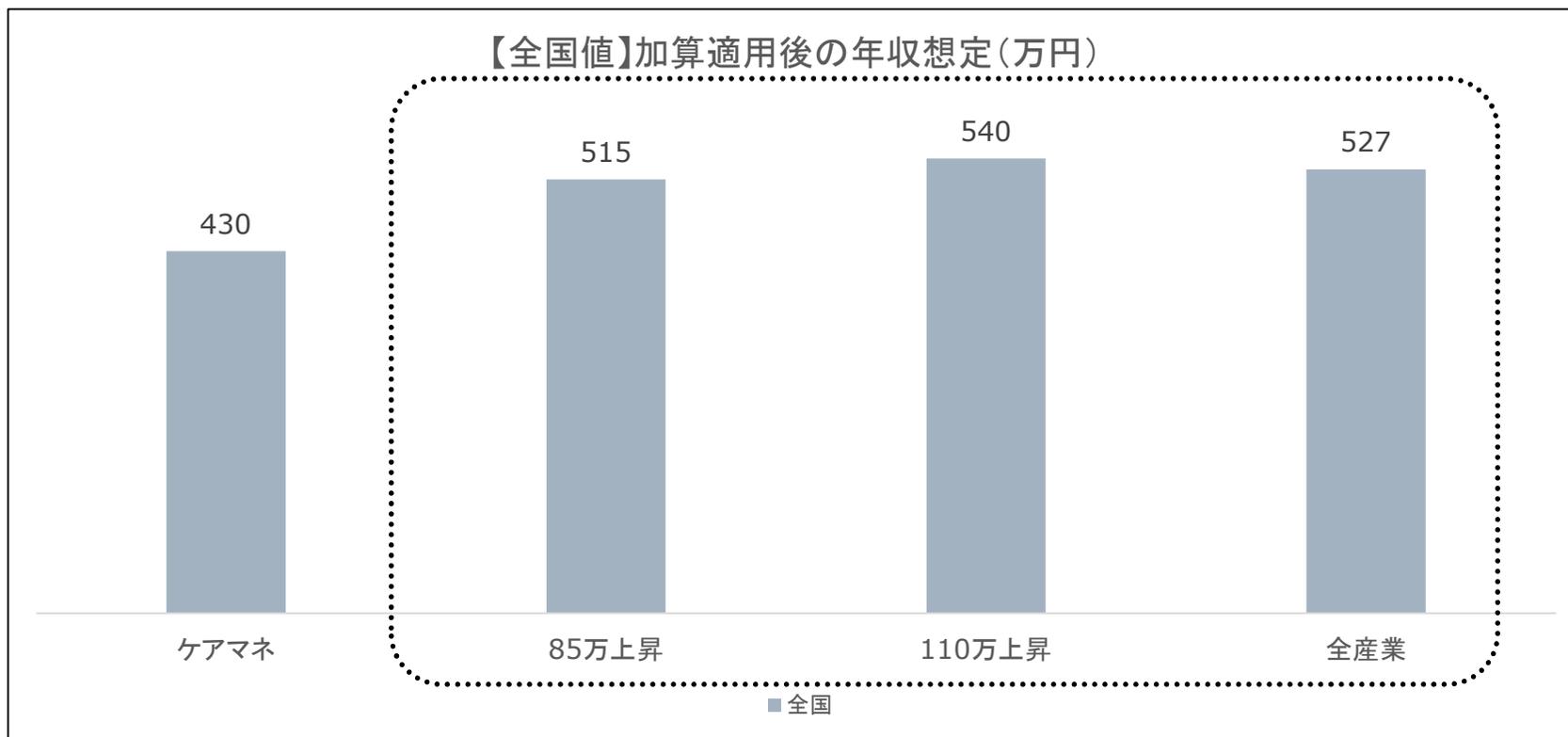


出典: 令和6年賃金構造基本統計調査

**介護保険制度における要であり、上位資格であるにも関わらず、
職責に見合った処遇となっていない。**

【参考】介護支援専門員の処遇加算適用後年収

介護支援専門員に対して処遇改善加算を適用した場合、年収85万から110万円程度上昇が見込まれ、全産業平均に近い水準となる。



※介護職員処遇改善加算の加算率(サービス類型ごと・令和6年度中)(厚生労働省)、令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要(厚生労働省)を参考に試算

介護支援専門員を介護職員等処遇改善加算の対象職種に位置付けることで、給与を全産業平均まで押し上げる効果が期待できる。

【参考】介護支援専門員数について

佐賀県のケアマネジャーの有資格者数は平成30年度以降減少傾向にある。

佐賀県のケアマネジャーの有資格者数の推移



出典：「介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム」

職責に見合った処遇となっていないこともあって、有資格者の減少が続いている。

【参考】介護支援専門員の声①

現場の介護支援専門員からは大きく分けて4つの観点から様々な声をいただいている

	主な意見
法定 研修	更新研修の研修費用、研修日数の面で改善を求める声が多い。 遠方からの受講が大変、オンラインやリモート化を。
業 務	家族の代わりに困りごとがケアマネに来る。 業務の線引きがなく、精神的苦勞を抱えている。 受け持ち数の上限が増えたが、実際に担当するのは困難 報酬改定の度に義務が増え負担が大きい。
人 材	若い層が極端に少ない。 知名度が低く、仕事内容が他職種に知られていない気がする。 高齢になっても仕事が多く、続けられるのか不安。
処 遇	処遇改善の対象外のため介護職員と処遇が逆転し収入面の魅力が少ない。 給料面のメリットがないため、資格試験の受験を希望する人が少ない。 利用者の状況の複雑化から業務量が増え、賃金との対価が見合っていない。 採算がとれないケアマネ事業所を切っている医療法人があり深刻。

※介護支援専門員の業務に関する意見交換会(R6.8.19 佐賀県、県介護支援専門員協議会)

現場で働く介護支援専門員からも、処遇の改善や現場の負担軽減などを求める声が多く届いている。

【参考】介護支援専門員の声②

現場の介護支援専門員からは様々な声をいただいている

	主な意見
体制	<p>ケアマネの業務について説明した資料を事前に作成し説明しており、ケアマネがなんでも屋にならなよいうにしている。</p> <p>個別に相談を受けた場合には、事業所で話をしてくれている。担当者が即断していない。</p> <p>各職員の担当利用者の動きを確認したり困難事例に関しては議論している。役割分担や他の社会資源につなげるよう事業所で共有している。</p> <p>→<u>居宅介護支援事業所の管理者は負担軽減に尽力している。</u></p>
実態	<p>医療機関側から身元引受がない、家族が遠方だからと言われる。</p> <p>命に係わる事態もあるので変わらない部分、必要な部分は一定ある。</p> <p>利用者から「金がない」と言われる場合もある。</p> <p>最終的に振るべき仕事は振るが、話は聞かないといけない部分、縦割りにできない。</p> <p>→<u>業務外業務は多岐にわたる。やむを得ない場合もある。</u></p>

※県内居宅介護支援事業所管理者への聞き取り(R7.2.20)

現場で働く介護支援専門員からも、処遇の改善や現場の負担軽減などを求める声が多数届いている。

【参考】相談支援専門員の声

現場の相談支援専門員からは、下記の観点から様々な声をいただいている。

	主な意見
運 営	相談系単体での黒字化は極めて困難、賃上げ等の処遇改善を行う余裕はない。黒字化するには、適正量を超えた件数を抱えざるを得ない状況がある。障害特性から、他県に転居しても引き続き支援せざるを得ないケースも多い。
業 務	相談系単体の事業所では、一人で多くの案件を抱えざるを得ず、疲弊している。利用者のみならず家族も含め、多岐に亘る相談を受け続けることが大きな負担感。年間を通じ、昼夜分かたず相談が寄せられるため、休みはあってないような感じ。
人 材	経験年数に加え、豊富な経験も必要とされるため、見合う人材が確保しにくい。賃金水準が低いため、人材が定着しづらく、人材育成にも取り組めない。
処 遇	処遇改善の対象外で福祉・介護職員と処遇が逆転するため、職員の手が上がらない。将来的な処遇改善が見込めないため、他職種に転職していく人も少なくない。手当含めて月20万いけばいい方、職務に見合った待遇とは言えず、不満感。

※県内の相談系サービス事業所に電話で聞き取りを実施。

現場で働く相談支援専門員からも、処遇の改善や現場の負担軽減などを求める声が多数届いている。

【参考】国の検討について

「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」で制度改正や報酬改定等に向けて検討が進められており、県でもその動きを注視している。

検討項目	項目	本提案における視点
ケアマネジャーの業務の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備 ・主任ケアマネジャーの役割の明確化や位置付けの検討 	<p>地域課題としての協議が結果的にケアマネが負担することのお墨付きになってはいけない。</p> <p>関係者が分かったうえで、結果的にケアマネジャーが行っている実態を踏まえ処遇へ反映させるべき。</p>
人材確保・定着に向けた方策	<ul style="list-style-type: none"> ・質の確保を前提とした、幅広い世代に対する人材確保・定着支援の取組の総合的な実施(他産業・同業他職種に見劣りしない処遇の確保など) 	<p>処遇について、他国家資格を経て取得する上位資格であることを勘案した水準が確保できるようにしていただきたい。</p>
法定研修の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーの資質の確保・向上を図りつつ、受講者の負担軽減を図るための法定研修の見直し 	<p>研修の多さは経済的負担にもつながっている。</p>
ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の総合的な実施 	<p>質の向上と処遇の向上は本来対応するべきもの。</p>

※検討項目、項目についてはケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会中間整理概要(R6.12.12)参照

検討会の中間整理を踏まえ、介護支援専門員の処遇改善を図っていただきたい。

精神科における患者の重症度等に応じた診療報酬の見直し

厚生労働省

提案事項

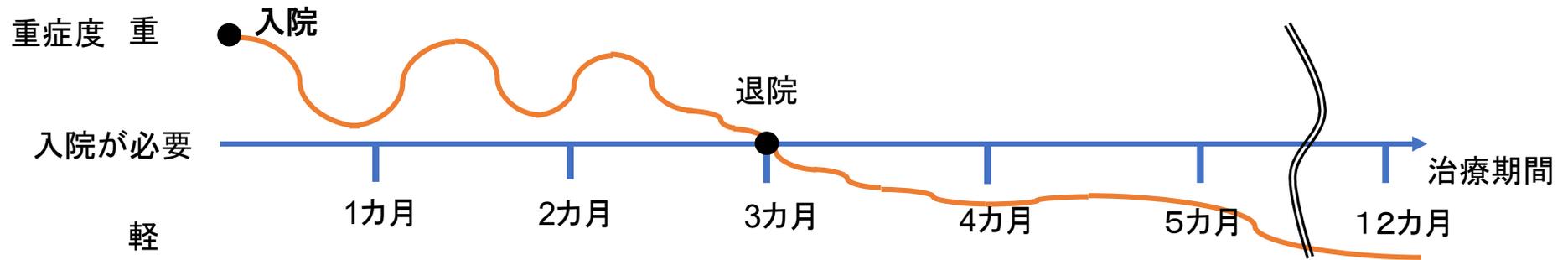
精神科の入院患者に係る診療報酬について、入院期間に関わらず患者の重症度や症状、特性等に応じた加算を行うこと

現状と課題

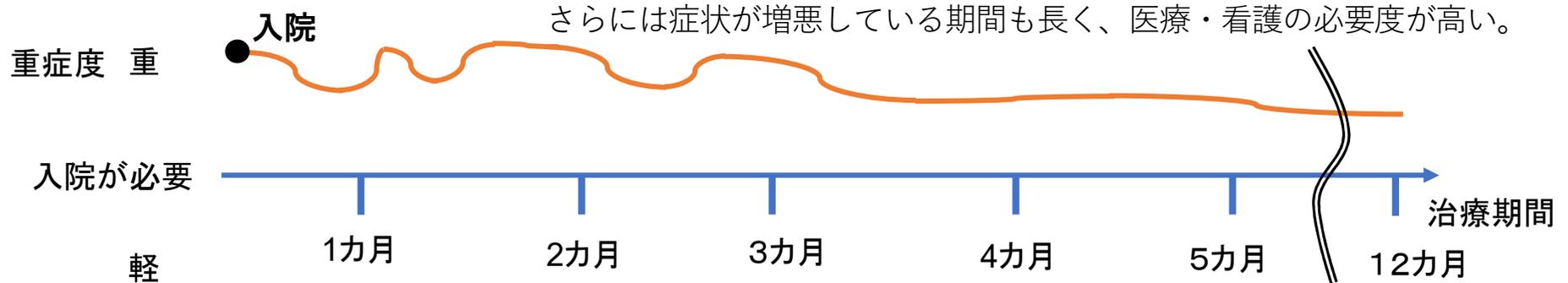
- 精神科の入院患者に係る診療報酬について、強度行動障害など一部の患者以外は、重症度や症状、特性等に関わらず、同一の報酬額となっている。さらに入院期間が長くなると報酬が著しく低減し、患者に応じた適切な報酬となっているとは言い難い。
- このため、例えば幻覚・妄想、うつ等の症状により衝動的に自分を傷付けたり、他人に暴力をふるう等といった重症度の高い患者が入院する場合、医療の質を落とさず適切な医療を提供するためには、現在の診療報酬では足りず、医療機関による追加的負担が生じており、病院経営に支障が生じている。

精神科に入院する患者の重症度や症状、特性等に応じ安定した医療提供が可能となる。

【A】 典型的な精神疾患患者： 入院治療により波はありながらも徐々に改善



【B】 難治性の重症精神疾患患者： 薬が効きづらい、副作用があるなどの理由で症状改善に時間がかかる。

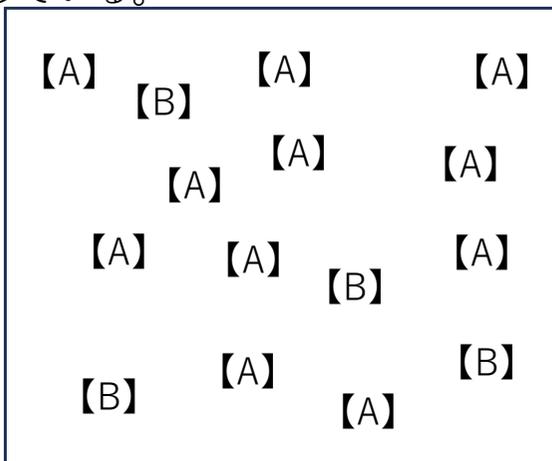


典型的な精神疾患患者と難治性の重症精神疾患患者が混在しているにも関わらず、重症度や症状、特性等に応じた診療報酬となっていない。このため、医療の質を落とさないために、医療機関独自で追加配置している。

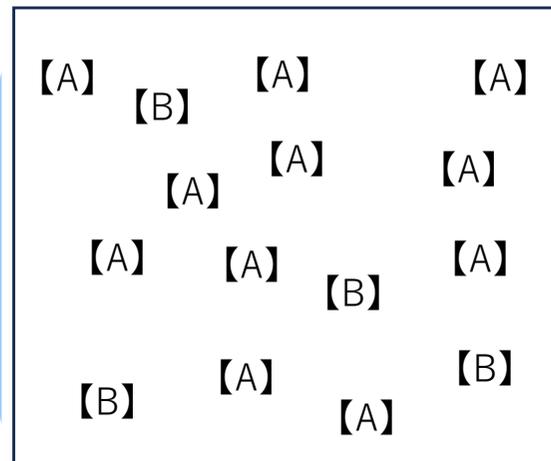
基本的な配置基準
(15 : 1の場合)



重症度等に関わらず
多くの患者に対応



実態



独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターへの 財政支援

厚生労働省

提案事項

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターに対する財政支援を行うこと

現状と課題

- 独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターは、開設以来全国に先駆けて病棟の開放化や入院患者の社会復帰促進など先駆的な取組を行ってきた。また、依存症や精神科救急、司法精神医学、児童思春期、強度行動障害など様々な専門領域を有する全国でも有数の精神科医療機関である。
- また、診療はもとより、全国の専門医の育成や看護師、心理士、精神保健福祉士などの教育・研修機関としても無くてはならない機関である。
- 一方、他の医療機関での受入れが困難な入院が必要な重度の精神障害者を多数受入れ、入院の長期化等により結果として赤字部門を抱えているが、国からの財政支援が令和3年度から無くなったことで、さらに病院経営に支障が生じており、これまでどおりの医療提供が困難となっている。

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターの安定運営が図られ、佐賀県のみならず全国の精神医療の安定につながる。

重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ

厚生労働省

提案事項

医療的ケアを常時必要とする重度障害者等を受け入れるグループホーム（共同生活援助事業所）が安定的にサービスを提供できるよう、実態として必要な人員体制に即した報酬の仕組みに見直すこと。

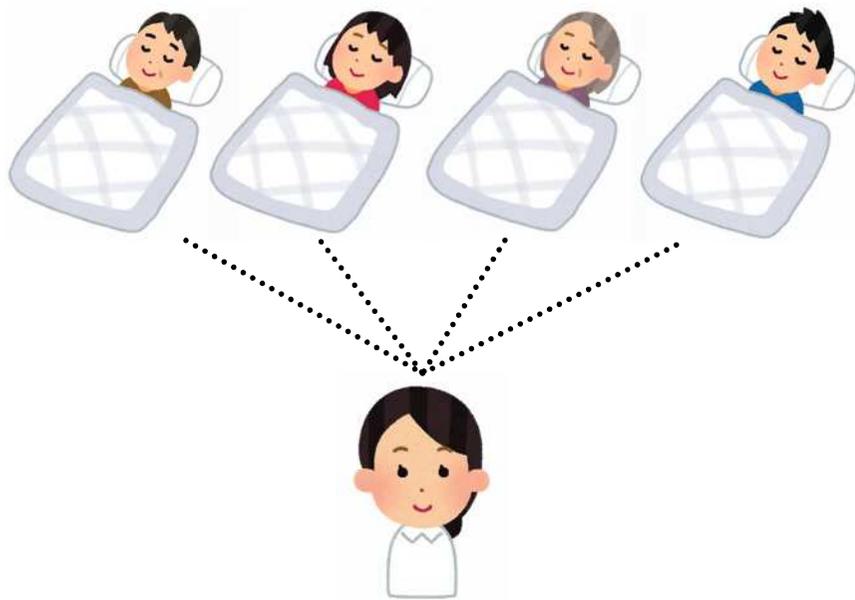
現状と課題

- グループホームに係る報酬体系は、利用者ごとの障害支援区分（1～6）に応じて報酬単価が定まる仕組みになっている。
- 最も重い区分6の障害者の中にも、寝たきりの者や医療的ケアが必要な者、強度行動障害のある者など、利用者ごとに様々な状況があり、適切な支援体制がそれぞれ異なる。
- 現行の制度においても、重度障害者への支援体制を評価する加算等は設けられているが、実際に追加で必要となる従業者の人数分の人件費としては不十分であるため、事業者の負担が大きくなっている。
- 結果的に、安定的なサービスの提供に支障を来したり、重度障害者向けのグループホームが開設しにくいといった問題が発生している。

重度障害者向けグループホームによる手厚い支援の安定的な提供

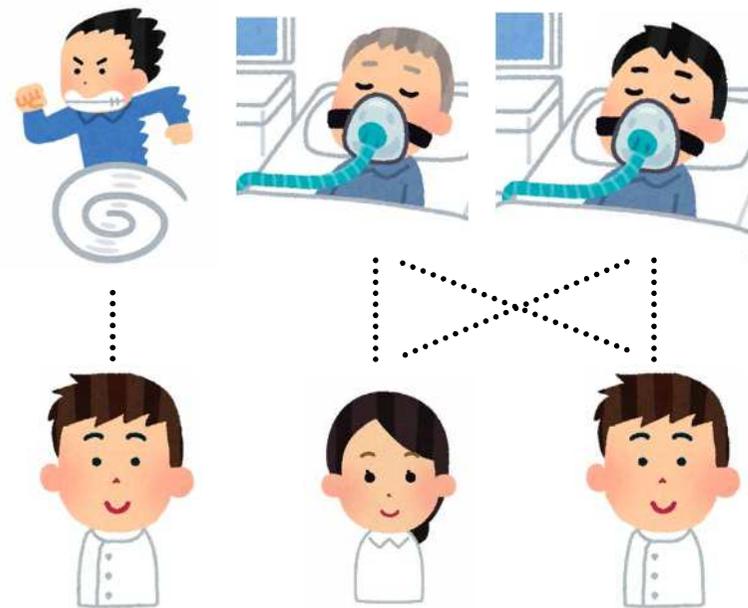
重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ

寝たきりの重度障害者



看護師 1 人で複数名を支援可能

強度行動障害のある重度障害者や
医療的ケアが必要な重度障害者



看護師等を手厚く配置しなければ
支援が成り立たない

【課題】

看護師を複数人配置しても 1 人分までしか加算が算定できないなど、
様々な状況にある障害者に十分な支援が提供できる報酬制度になっていない。

重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ

見直しの方向性（案）

○ 看護職員配置加算（現在：70単位/日）・医療的ケア対応支援加算（現在：120単位/日）

看護職員を1人以上配置すれば算定できるが、2人以上配置した場合でも1人分までしか算定できない仕組みとなっている。しかし実際には、例えば医療的ケアが必要でありかつ動き回る利用者が複数人いる場合、夜間を通じて看護職員を複数人配置しなければならないケースもあり、実態に合っていない。

⇒ 報酬単価を引き上げるとともに、看護職員の配置数に応じて単価が上がるように見直すこと。

○ 日中支援加算（Ⅰ）※介護サービス包括型・外部サービス利用型のグループホームが算定可能

高齢または重度の障害者であって、日中を外で過ごすことが困難な利用者に対し日中に支援を行った場合に算定できるが、土日祝日でも同様の支援が必要にもかかわらず算定不可となっており、実態に合っていない。

⇒ 土日祝日も算定可能とすること。

※厚生労働省は、グループホームの基本報酬に土日祝日の日中支援分も含まれているとの立場であるが、利用者ごとに必要な支援が多様であることから、土日祝日を一律に算定不可とするのは望ましくない。

重度障害者向けグループホームへの報酬の引上げ

- **重度障害者支援加算（Ⅰ）** ※強度行動障害支援者養成研修修了者の配置が必要（生活支援員の20%以上）
※日中サービス支援型・介護サービス包括型のグループホームが算定可能
- **医療的ケア対応支援加算** ※看護職員の配置が必要（常勤換算1.0人以上）

前者は強度行動障害、後者は医療的ケアへの支援に係る加算であるが、実際には、その両方の支援が必要な利用者もあり、それぞれの要件を満たす職員配置が必要であるにもかかわらず、同時に算定不可となっており、実態に合っていない。

⇒ 同時に算定できるように見直すこと。

- **医療連携体制加算（Ⅳ）** ※1回の訪問につき対象利用者が1人→800単位/日、2人→500単位/日、3～8人→400単位/日
※看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合は算定不可

医療的ケアを必要とする利用者に対して、外部の看護職員が看護を行った場合に算定可能であるが、対象の利用者が多くなるごとに加算の単価が下がる、スケールメリットを前提とした仕組みになっている。しかし、実際には、重度の利用者1人につき看護職員が1人必要になるケースもあり、実態に合っていない。

⇒ 重度の障害者に対する手厚い配置が可能になるよう加算の区分を見直すこと。

医療的ケア児の成人移行後の支援

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

成人移行後も引き続き医療的ケアが必要な者（医療的ケア者）のうち、特に在宅で生活する重度の者の日中の居場所となりうる「生活介護」の報酬引上げを行うこと。

現状と課題

- 放課後等デイサービス及び児童発達支援は、重度の医療的ケア児受入れへの評価が報酬額に適切に反映されていることから、受け皿は一定数確保されている。
- 一方、生活介護は基本報酬が1日単位から時間単位に改定されたものの、重度の医療的ケア者受入れへの評価が適切に反映されておらず、加算報酬が低いことから、依然として事業所数が少ない。
- こうしたことから、成人移行後の重度の医療的ケア者はやむを得ず日中も自宅で過ごさざるを得ない実態があり、保護者の介護負担が増している。

医療的ケア児が成人後も適切な支援を受けることで、
地域で安心して暮らしていける。

医療的ケア児の成人移行後の支援

在宅で生活する医療的ケア児者に対する日中の主な障害福祉サービス

医療的ケア児に対する 障害福祉サービス	事業所数	医療的ケア者に対する 障害福祉サービス	事業所数
放課後等デイサービス	18	生活介護	3
児童発達支援	12		

重度の医療的ケア児者1人当たりの報酬／日（R6年改定）

放課後等デイサービス		生活介護	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
基本報酬	17,710円	基本報酬	17,330円
看護職員加配加算	8,000円	人員配置体制加算	3,210円
児童指導員加配加算	3,740円	常勤看護職員等配置加算	320円
専門的支援体制加算	2,470円	合 計	20,860円
合 計	31,920円		

※特別支援学校（8：30～15：00）と放課後デイサービス（15：30～17：30）の計8.5時間を想定

※所要時間8時間以上9時間未満の場合

生活介護について、加算内容の見直しにより、報酬を引き上げ、医療的ケア者の日中の居場所となり得る生活介護事業所を増やす必要。

障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

地域の障害（児）福祉計画に沿った障害福祉サービス事業所等の施設整備を計画的かつ確実に実施するため、十分かつ安定的な予算を確保すること。

現状と課題

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い採択率であったが、令和3年度及び令和4年度は予算が大幅に減額され、佐賀県における計画的な施設整備が困難な状況となった。
- 令和5年度以降、予算は増額傾向にあるが、依然として採択率は低い状況にあり、今後の計画的な施設整備推進のためには、引き続き、十分かつ安定的な予算確保が必要。
- 近年、労務単価や資材単価が高騰。

障害（児）福祉計画に沿った障害福祉サービス事業所等施設整備の計画的かつ確実な推進

障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

【参考】国予算額等の推移

(単位:百万円)

年度等	R2当初	R2補正	R3当初	R3補正	R4当初	R4補正
国予算額	17,400	9,200	4,800	8,500	4,800	9,900
佐賀県分採択額	284	116	15	100	162	0
採択数/協議数	10/10	7/7	1/6	3/16	4/13	0/3

年度等	R5当初		R5補正		R6当初		R6補正		R7当初	
	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
国予算額	4,500	6,700	10,200	6,200	4,500	6,700	10,800	13,800	5,000	6,700
佐賀県分採択額	28	46	62	0	258	41	19	0	未定	43
採択数/協議数	2/4	1/2	3/4	0/0	1/3	1/1	1/3	0/0	5件協議中 (※2)	1/1

※1 R4国補正予算額99億円であるが、地域移行の促進につながるグループホームの新設に使える予算は総額14億円と狭き門となっており、佐賀県は内示ゼロだった。R5からは、障害児の施設整備予算はこども家庭庁に移管。

※2 5件のうち、1件は救護施設の大規模修繕、4件は障害者グループホームの新設。

地域生活支援事業への十分な財政措置

厚生労働省

提案事項

県や市町が実施する地域生活支援事業を計画的に実施できるように、必要な財源の確保を図ること。

現状と課題

- 地域生活支援事業（促進事業含む）の佐賀県への国庫補助額は、本来の50%以内を大きく下回り、市町事業で28.7%、県事業で41.8%にとどまっており、県や市町の財政負担が増えている。

財源が確保されることで、県や市町が地域生活支援事業の他のメニューに取り組みやすくなり、障害者施策の一層の充実が図られる。

水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充・強化

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 耐震化及び老朽化対策に係る補助事業等の採択基準を緩和するとともに、交付率を引き上げること。

現状と課題

- 水道事業者等は、料金収入が減少する中、物価高騰に伴い、資材・燃料・労務単価が上昇し必要な予算の確保が難しい状況にある。
- 県内水道の管路経年化率（令和5年度）は20.0%であるが、年々上昇傾向にあり、基幹管路の耐震適合率（令和5年度）は29.8%と、全国平均を大きく下回る。
- 国は、防災・安全交付金等を設け、水道施設の更新や耐震化に対する財政支援を実施しているところだが、これらの交付要綱及び取扱要領では、水道事業者等の資本単価や水道料金の水準、限定的な交付対象施設など、様々な採択基準が設定されるとともに、主たる交付率も1/3又は1/4にとどまっている。
- 令和6年度補正予算から、水道総合地震対策事業等において、過去の耐震化実績が良好なことを採択基準（加速化要件）に加えられたが、これまで耐震化が進んでいない水道事業者は、十分に活用できない状況。また、水道管路緊急改善事業の交付率は、令和7年度当初予算から1/3から1/4に引き下げられている。
- 県内の水道事業者は、可能な限り耐震化対策を進めているものの、佐賀県に軟弱地盤が多いといった特性から、耐震化の進捗を大きく加速することができない。
- 水道施設の再編や更新、耐震化による水道基盤の強化に向け、財政支援の更なる拡充・強化が必要である。

水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充・強化

財務省・国土交通省

提案事項

- (2) 過去に広域化の実績がある水道事業が、更に広域化を行う場合は、防災・安全交付金（広域化事業）の要件「3以上の水道事業等の広域化」を外すこと。

現状と課題

- 佐賀県では、「佐賀県水道ビジョン」に基づき、広域化による水道基盤強化の促進に努めており、これまでの取組により県内水道の事業統合が進み、現在、県内の上水道は11事業（6市3町と2つの水道企業団）となっている。
- これまで、6市町をまとめる佐賀東部水道企業団、7市町をまとめる佐賀西部広域水道企業団により、広域化が進んできた佐賀県で更に広域化を進めるには、給水区域の地理的要件や各水道事業者の経営状況の違いなどから、同時に3以上の水道事業者等で広域化を進めることは難しく、防災・安全交付金（広域化事業）が十分に活用できない。
- 佐賀県の水道事業者の広域化による基盤強化をさらに促進するため、防災・安全交付金（広域化事業）の要件緩和が必要である。

水道基盤の強化による県民への安全で安心な水の安定的な供給

水道事業の基盤強化に向けた支援策の拡充・強化

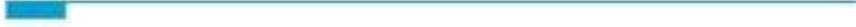
佐賀県の経年化（老朽化）率及び耐震化率

年度		A	B	C	D(C/B)	E	F(E/A)
		基幹管路(m)	総延長(m)	老朽管(40y)	経年化率(%)	耐震適合管 (基幹管路)	耐震化率(%)
R3	佐賀県	1,477,286	6,863,871	1,097,023	16.0 %	410,343	27.8 %
	全国	114,460,874	742,743,331	164,083,518	22.1 %	47,208,259	41.2 %
R4	佐賀県	1,494,787	6,895,379	1,269,262	18.4 %	431,029	28.8 %
	全国	115,249,347	744,681,018	175,933,590	23.6 %	48,796,888	42.3 %
R5	佐賀県	1,496,914	6,907,501	1,380,264	20.0 %	446,076	29.8 %
	全国	-	-	-	-	-	-

佐賀県の上水道施設



- 佐賀東部水道企業団
(6市町:佐賀市の一部、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町)
- 佐賀西部広域水道企業団
(7市町:小城市の一部、多久市、武雄市、嬉野市、白石町、江北町、大町町)



男女参画・こども局

SAGA Prefectural Government

「佐賀で楽しく子育てしたい」と思ってもらえる佐賀県づくりを推進しています。

出会い・結婚

- ・さが出会いサポートセンターでの機会の創出
- ・動画等を活用した結婚への機運の醸成



さがウェディングストーリー

妊娠・出産

- ・赤ちゃんが生まれたご家庭へ「さが子育てエール便」
- ・佐賀版ネウボラ！アプリで子育て相談支援
- ・小児・AYA世代がん患者への妊孕性保存治療費助成



佐賀県

X mamari



子育て・自立

- ・中学3年生へのピロリ菌検査・除菌治療費助成
- ・新刊児童書の全点購入
- ・こどもの体験活動（SAGAアクアでの体験活動等）



～ 人口に占める15歳未満の割合 25年連続全国3位以内！ ～

①こどもの育ちを支える環境の幼保一元化

こども家庭庁・財務省・文部科学省

提案事項

保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型の違いによらず、こどもたちが必要な支援が受けられるよう、補助制度の格差を是正すること。

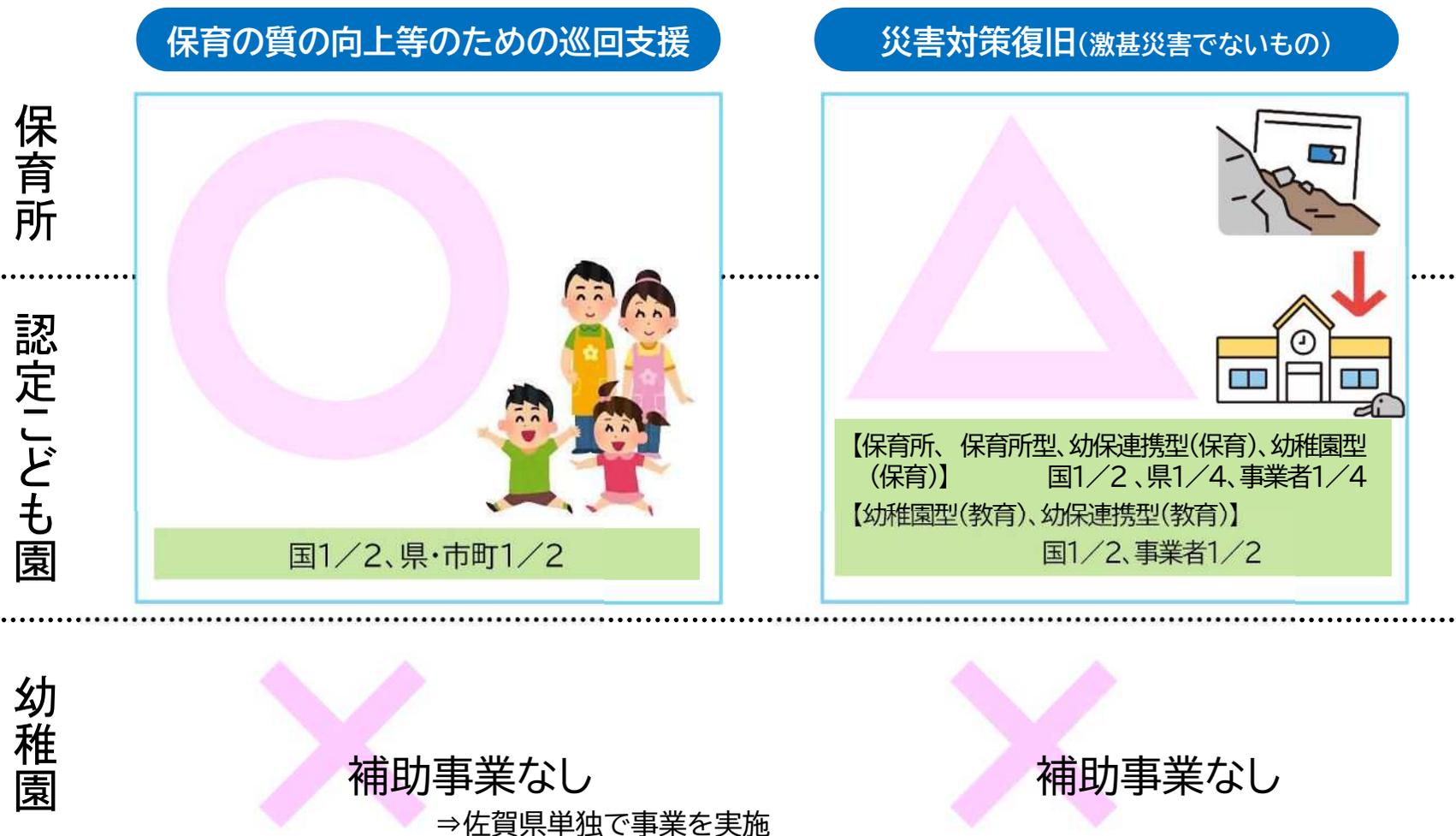
現状と課題

- 令和5年4月にこども家庭庁が発足し、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進されている。
- しかしながら、保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型によって、施設整備に対する補助制度や災害復旧に対する補助の内容に違いがある。
- また、保育者の業務負担軽減、保育の質の確保・向上のための支援にも差がある。
- 施設区分によって事業者の負担や受けられる支援が異なれば、保育サービスの質及び保育環境に格差が生じる。

就学前のすべてのこどもたちが、共に学び・育まれ、
安全・安心な教育・保育環境が保障される社会

①こどもの育ちを支える環境の幼保一元化

施設類型により補助制度に違いがある例(私立の場合)



提案

保育所・認定こども園・幼稚園等の施設類型の違いによる支援内容の格差を解消すること。

②こども誰でも通園制度の円滑な実現

こども家庭庁

提案事項

こども誰でも通園制度の本格実施にあたって、次の提案を行いたい。

- (1) 従事する保育士の給与水準を維持するため、補助単価を見直すこと。
- (2) 一人一人のこどもの発育状態に合わせ、利用時間を柔軟に設定できるよう上限時間を選択できる制度とすること。

現状と課題

- こども誰でも通園制度は、全てのこどもが良質な成育環境を保障され、保護者にとっては育児負担や孤立感の解消につながるもの。
- 一方、佐賀県内で試行的事業を実施される中で、次の点が課題と認識。
 - ・ 補助単価が低いため、従事する保育士の給与水準の維持が困難。
 - ・ 定期的な通園には、利用時間の上限（10時間/月）では短く、こどもが環境に慣れるには不十分。
- 本制度の本格実施にあたっては、保護者が真に安心して子育てができるような柔軟な制度の構築が重要。

すべてのこどもにとって良質な成育環境の提供

②こども誰でも通園制度の円滑な実現



保育現場の声（試行事業実施園）

- ・こどもが環境に慣れるまでは、保育士のマンツーマン対応が必要だが、増員するには時給2,000円程度は必要なため、対応が難しい。
- ・「月10時間」上限では、利用時間をどう配分しても、こどもが環境に慣れず成長につながりにくい。

佐賀県の保育士の
1時間あたりの平均時給

2,125円 ≒ 2,100円

※令和6年賃金構造基本統計調査より

800～1,200円の差

1日あたり2人以上の利用がなければ、給与水準の維持が困難

令和7年度単価（国予算案）

	こども一人 1時間あたり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

佐賀県内市町の声



- ・補助単価が安価と実施を断られた。R8本格実施には収支に見合う補助単価への見直しが必要。
- ・隔週1回5時間で事業を実施したが、保護者アンケートでは、こどもが園生活に慣れるため月4回（週1回5時間）がよいとの希望が多い。月20時間など実施市町が柔軟に設定できる制度がよい。



実施主体である市町や保育現場の意見を、十分に踏まえる必要

提案

- 必要な保育士の給与財源確保のため、補助単価を見直すこと。
- 一人一人のこどもの発育状態に合わせ、利用時間を柔軟に設定できるようにすること。

③新生児マススクリーニング拡充検査の全国一律での実施

提案事項

こども家庭庁

脊髄性筋萎縮症（SMA）や重症複合免疫不全症（SCID）、ライソゾーム病（LSD）など、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患について、新生児マススクリーニング検査の公費負担の対象として実施すること。

現状と課題

- 新生児マススクリーニング検査は、現在、代謝やホルモン分泌の異常等に関する20疾患が公費検査の対象。
- 生まれつき遺伝子に異常がある脊髄性筋萎縮症や、免疫に異常がある重症複合免疫不全症、体内にある酵素が生まれつき欠けており様々な病気を引き起こすライソゾーム病は、近年の治療薬の開発により早期発見で治療が可能
- 令和5年度国の補正予算において、2疾患（SMA、SCID）を対象とする「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」が盛り込まれたが、従来の20疾患の検査は所要の財源について地方交付税措置が行われている中、実証事業では補助額が2分の1と十分とはいえない。

検査で救える“かけがえのない命”を守り、こどもの健やかな成長を促す

③新生児マススクリーニング拡充検査の全国一律での実施

新生児マススクリーニング検査

公費で検査

計20疾患

先天性代謝異常等の疾患

代謝を行う酵素又はホルモンに生まれつき異常があり、成長障害や知的障害等をおこす病気



早期発見で
治療が可能だが…

国の公費検査の対象外

脊髄性筋萎縮症 (SMA)

- ・筋力の低下や筋萎縮が起こる進行性難病
- ・未治療の場合、重症例の多くは2歳までに死亡

重症複合免疫不全症 (SCID)

- ・生まれつき病原体への抵抗力が弱く、感染症にかかりやすい
- ・未治療の場合、多くは生後1年以内に死亡
- ・ロタウイルスワクチンの定期接種が開始され、重篤な副反応を引き起こす危険性が増加

ライソゾーム病 (LSD)

- ・体内にある酵素が欠けており、老廃物が細胞内に蓄積し、心不全等の重篤な症状に進行することもある
- ・早期治療により症状の進行を遅らせることが可能

令和5年度から検査費用を佐賀県独自で全額負担

国の実証事業開始 (R5補~1/2補助)

提案

早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患について、実証事業終了後早期に新生児マススクリーニング検査の公費検査の対象とすること。

④ 新生児マススクリーニング検査に関する遺伝カウンセリングの公費負担

こども家庭庁

提案事項

新生児マススクリーニング検査で早期発見した疾患のうち、遺伝性が強いと医師が判断したものについて、遺伝カウンセリングにかかる費用を公費負担すること。

現状と課題

- 代謝やホルモン分泌の異常等に関する20疾患は、新生児マススクリーニング検査の公費負担対象。加えて、命にかかわる緊急性の高い2疾患（SMA、SCID）は、佐賀県独自に全額負担。
- ほかにライソゾーム病（LSD）は、佐賀県独自に検査可能な体制を整備（費用は保護者負担）。
- 一方、検査にて、遺伝性の強い疾患が発見された場合に受ける、遺伝カウンセリングは保険外診療であり、カウンセリング料が負担であることから、専門医による遺伝カウンセリングを受けていないケースがある。

遺伝カウンセリングを受けることで、先天性代謝異常等の疾患を早期発見された児・家族が安心して生活できる

④ 新生児マススクリーニング検査に関する遺伝カウンセリングの公費負担

遺伝カウンセリングの必要性がある疾病の新生児やその家族の支援のために

新生児マススクリーニング検査

- 先天性疾患をもつ新生児を早期発見し早期治療をすることができる
- 血縁者も遺伝的に保因者となっていることがある。
- きょうだい児にも遺伝の可能性が高いものがある。

→ 将来的な発症のリスク



遺伝カウンセリングを勧めるが

遺伝カウンセリング

- 正しい知識を伝えることで、悩みや不安、ショックの緩和につながる。
- 両親やきょうだい児等の遺伝性の保因状況や次子への影響などを理解することができる。
- 疾病によっては、計画出産や早期治療等により予防的対応が可能となる。

課題：遺伝カウンセリングは保険外診療

※実証事業では、遺伝カウンセリングの実施体制整備が必須
→ 必要な方が相談できることが望ましい

費用がかかることなどを理由に
カウンセリングにつながらない

佐賀県内の専門医からも
公費負担の要望あり

提案

遺伝カウンセリングを公費負担とし、遺伝カウンセリングが必要な疾病と診断されたときに安心して受けられるよう後押しすること。

⑤不妊治療に係る先進医療の早期保険適用並びに保険適用されるまでの自己負担額への助成制度の創設

こども家庭庁・厚生労働省

提案事項

- (1) 不妊治療のうちエビデンスが確認された先進医療を早期保険適用すること。
- (2) 保険適用されるまでの自己負担額への助成制度を創設すること。

現状と課題

- 令和4年4月1日から不妊治療の保険適用が開始されたが、先進医療に係る費用は全額自己負担となり、不妊治療を行う方の負担となっている。
- 佐賀県では、先進医療を受けた方の負担軽減のため令和5年度から佐賀県独自に助成制度を開始している。
- NPO法人が行ったWEBアンケートによれば、全国で不妊治療を受けている人の28%は先進医療を受けている状況であり、佐賀県も概ね同様の状況。

経済的負担を軽減することで、治療方法・継続期間の選択幅を広げ、妊娠を望む方々の想いに寄り添う

⑤不妊治療に係る先進医療の早期保険適用並びに保険適用されるまでの自己負担額への助成制度の創設

妊娠を望む方々の想いに寄り添う

不妊治療費

保険適用（3割自己負担）

令和4年4月1日から保険適用

- ・人工授精
- ・体外受精
- ・顕微授精 など



先進医療（全額自己負担）

佐賀県で利用の多い先進医療技術

- ①タイムラプス（タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養）
- ②PICSI（ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術）
- ③SEET法（子宮内膜刺激術）
- ④IMSI（強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術）
- ・
- ・

不妊治療者の
28%は先進医療を
受けているが・・・

保険の適用外で経済的負担大

令和5年度から先進医療部分の7割を佐賀県独自で助成
(※保険適用の治療と合わせて行うものに限る。上限5万円)

提案

- (1) 不妊治療のうちエビデンスが確認された先進医療を早期保険適用すること。
- (2) 保険適用されるまでの自己負担額への助成制度を創設すること。

困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実

厚生労働省

提案事項

地方公共団体が困難や不安を抱える女性に対する支援に安定的かつ継続的に取り組めるよう制度の充実を図ること。

現状と課題

- 佐賀県では、内閣府の地域女性活躍推進交付金を活用し、NPO法人等の知見を活かした居場所づくりと社会福祉士による相談支援事業「女性のためのほっとカフェ」に全国に先駆けて取り組んできた。
- この取組は、困難を抱え孤立する女性が参加しやすいアウトリーチ的手法を取り入れた効果の高い事業であり、CSO組織が充実している佐賀県らしい取組。
- コロナ禍が収束しても困難を抱えた女性は多く、そうした女性の居場所は依然として必要とされている。
- 困難な問題を抱えた女性への支援を担っている民間団体はあるが、維持運営が課題であり、福祉施策として官民連携した居場所づくりに継続的に取り組むためには安定的な財源の確保が必要。

困難や不安を抱える女性が、社会とのつながりを回復して適切な支援を受けることにより、安心して自立して生活することができる社会の実現

困難や不安を抱える女性への支援に係る制度の充実

女性のためのほっとカフェ事業

実施期間	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数（延べ）	274名	522名	770名	944名

参加者の声

- ✓ 悩みや心のもやもやを聴いてもらって安心した
- ✓ 私にも居場所があることがわかってほっとした
- ✓ 人とのつながりができた、外出するきっかけになった
- ✓ 今後の生活の道筋を考えることができた など

支援者の声

- ✓ 毎月決まった所にほっとできる居場所がある安心感は大きい
- ✓ 何気ない会話の中から困り感をあぶりだし、支援につなげることができる貴重な機会 など

居場所がなくなると・・・

- 外出のきっかけがなくなって、ひきこもり、社会から孤立してしまう
- 行政の相談窓口は敷居が高く、相談に行けない人がいる
- 支援が必要と気づいていない女性が安心して集える場所がなくなる など



支援を必要とする人が潜在化

提案

地方公共団体が困難や不安を抱える女性に対する支援に安定的かつ継続的に取り組むための制度の充実。

保育施設整備の財源の確保

こども家庭庁

提案事項

こどもを安全・安心して育てることができるよう、保育施設整備を計画的かつ確実に実施するため、十分かつ安定的な予算を確保すること。

現状と課題

- 令和6年度の保育施設整備の協議案件は、すべて協議額どおりに採択。
- 一方で、年度当初に協議額どおり採択されなかった案件もあった。
事業者の中には、事業費全体を確保できる見通しが無い中で、不安感から事業に着手できず、施設整備の完了時期が遅延したものもある。
- 事業開始に間に合うよう採択が受けられなければ、佐賀県内の保育施設の計画的な整備に支障が生じ、安全・安心な保育環境の提供が困難になる。

施設整備の計画的かつ確実な推進による
保育の受け皿の安定的確保と保育の質の向上

児童心理治療施設の安定的運営のための暫定定員算出基準の緩和

こども家庭庁

提案事項

児童福祉施設、特に専門的なケアを必要とする児童が入所する施設である児童心理治療施設については、入所児童数の増減に過度な影響を受けることなく専門的なケア体制が確保できるよう、定員維持のために必要な入所割合の基準を緩和する。

現状と課題

- 現在の措置費制度においては、定員の90%以上を充足しないと、当該実績に応じた暫定定員を経て定員改定となる。
- 定員の90%以上を常時求められることは施設にとって厳しく、定員縮小を繰り返す一因となっている。緊急性の高い児童の受入れに備える意味でも、当該基準の緩和が望まれる。
- 児童心理治療施設は、家庭や他の入所施設での養育が困難な児童に対して専門的なケアを実施する施設であることから、他の施設や里親による代替は難しく、小規模県でも県内に1つは維持したい施設であるため、現行の定員90%ルールによって定員縮小から廃業に至るスパイラルを招くことは回避すべきである。

定員維持のために必要な入所割合の基準の緩和は、施設の安定的運営につながり、専門的なケアが必要なこどもが安心して入所し、特性に応じた養育を受けられる。

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

こども家庭庁

提案事項

- (1) 児童扶養手当の多子加算額に係る支給額の増額及び逡減措置の撤廃を行うこと。
- (2) 児童扶養手当の新規認定請求に係る申請基準について離婚調停の開始日を基準とすること。
- (3) 高等職業訓練促進給付金の支給期間を5年間までに延長すること。

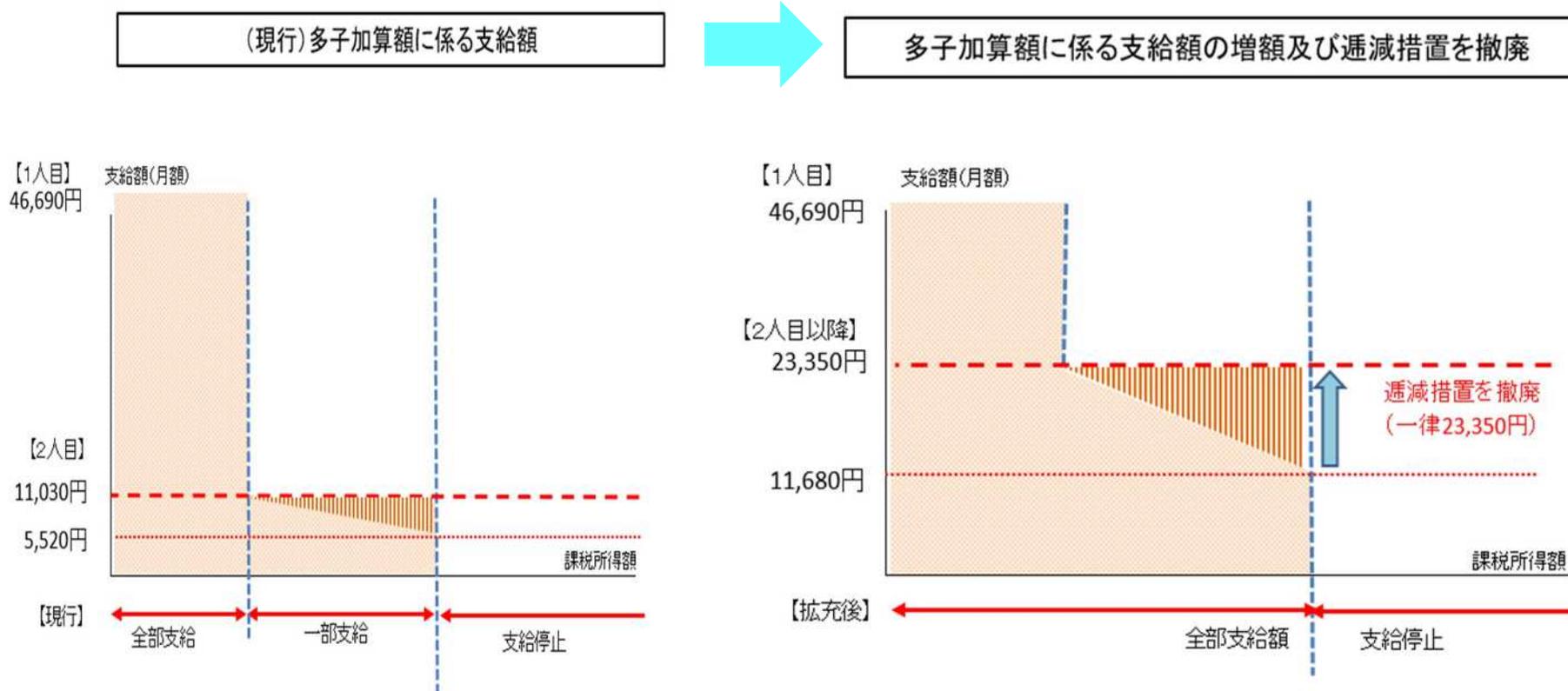
現状と課題

- こどもの貧困は、ひとり親家庭における母の収入が大きく影響している。こどもの数が増えれば生活費の負担は重くなるが、児童扶養手当の多子加算額は第1子手当額の23.6%の額に過ぎず、経済的安定を図る上で課題。
- 離婚調停の成立には数か月から長期間に及ぶ場合は1年以上を要するが、離婚調停が成立するまでは児童扶養手当の申請ができず、負担が重い。
- 高等職業訓練促進給付金の給付期間は、最長4年間のため、この期間を超える修学期間についての経費の確保が必要。

こどもの貧困対策で最も重要な「貧困の連鎖を断ち切る」社会の実現

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

(1) 児童扶養手当の多子加算額に係る支給額の増額及び逓減措置の撤廃

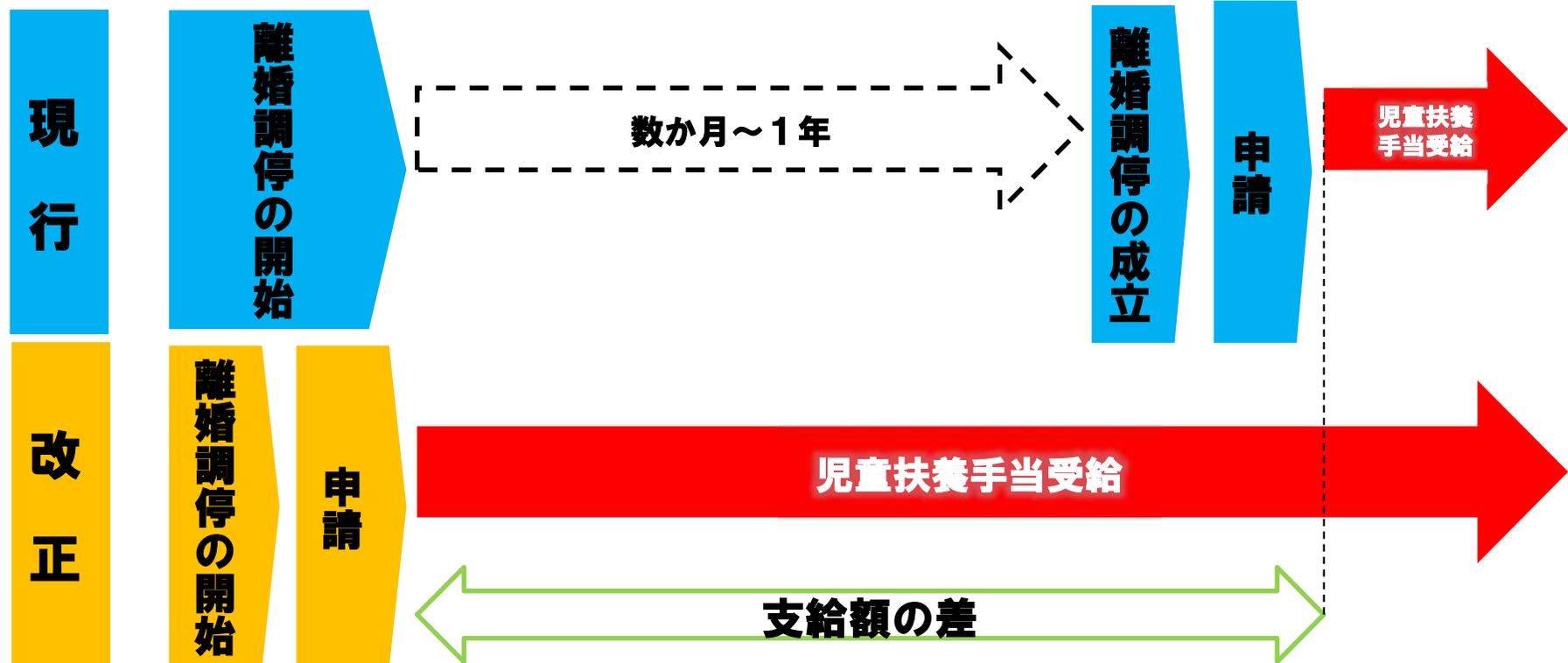


<提案内容>

- 多子加算額（第2子以降加算額）について、本体額（第1子額：46,690円）の50%に増額。（現行：第2子加算額23.6%）
- 多子加算額（第2子以降加算額）について、逓減措置を撤廃。

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

(2) 児童扶養手当の新規認定請求に係る申請基準の見直し



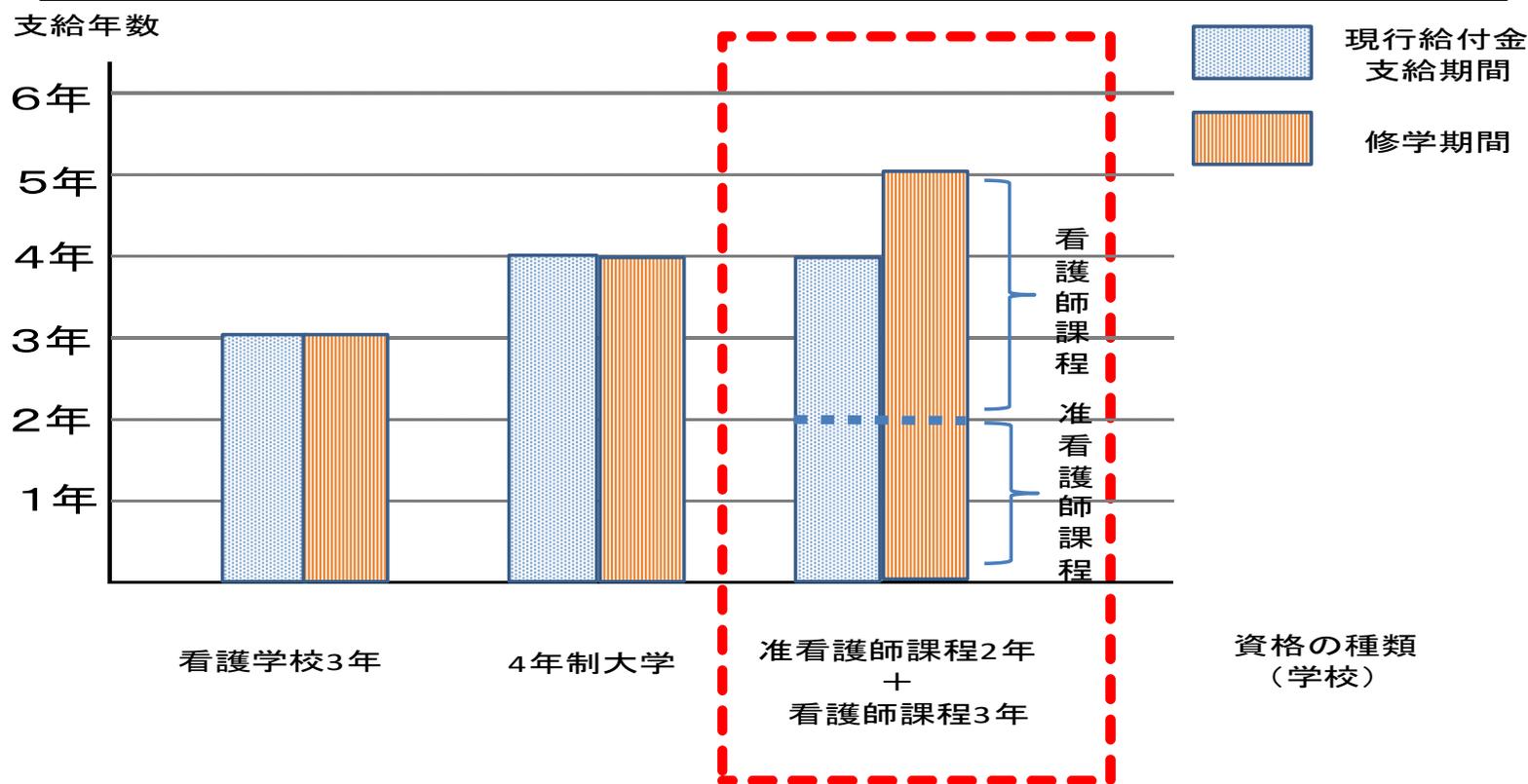
改正後の児童扶養手当の支給額(子1人扶養で全部支給の場合)
支給額の差: $46,690\text{円} \times 12\text{か月} = 56\text{万}1\text{千円}$ (※離婚調停の成立に1年要した場合)

経済的に不安定なひとり親家庭の負担軽減につながる

こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

(3) 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長

高等職業訓練促進給付金支給期間と学校の修学期間
【看護師の場合】



※上記修学期間のうち1年間は給付金支給対象期間外となっている。

小児慢性特定疾病患者の成人後の支援

厚生労働省

提案事項

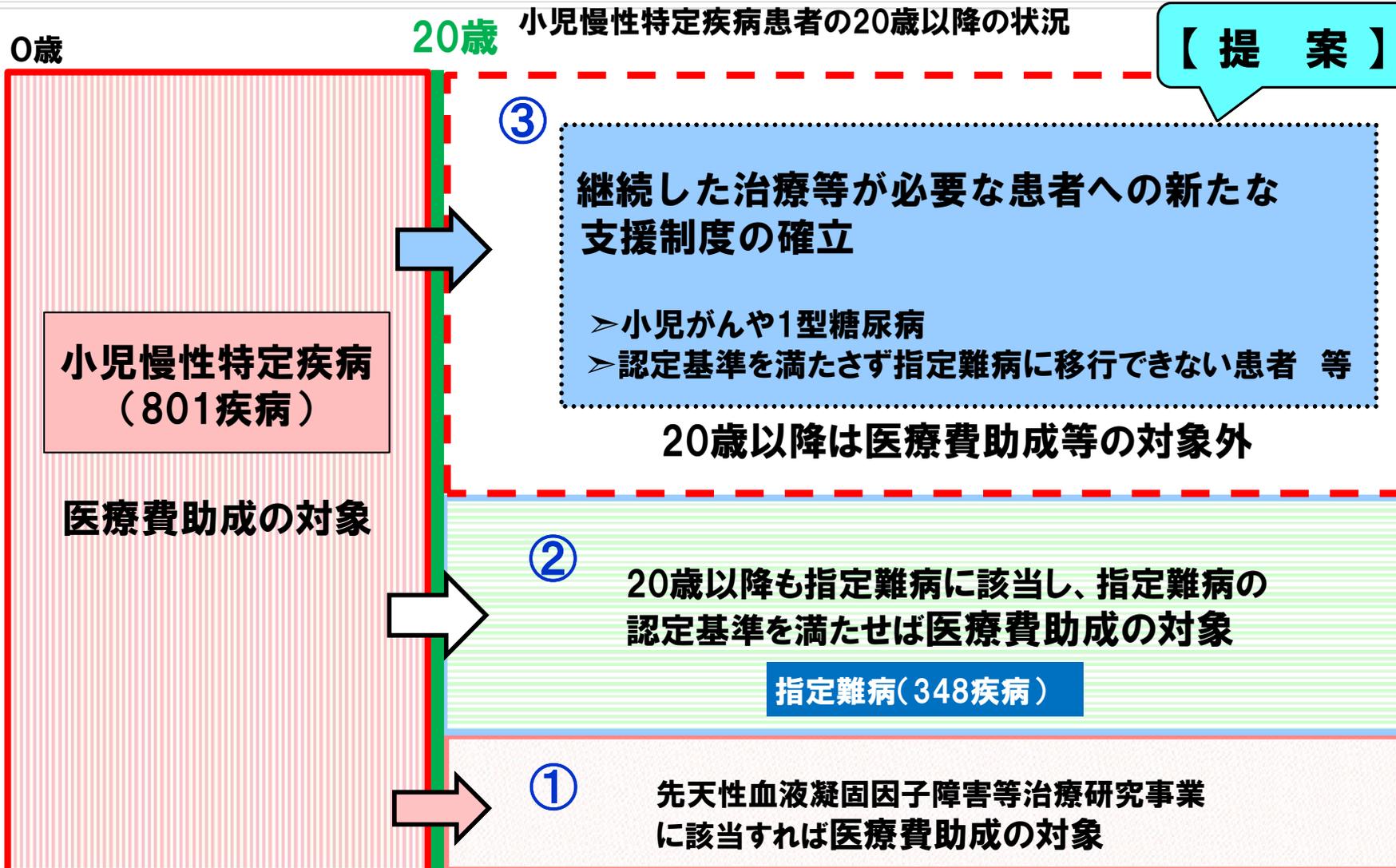
指定難病への包括が難しく、20歳以降も治療等が継続する小児慢性特定疾病患者の負担を軽減するため、難病対策との連携を図り、引き続き医療費助成の対象とするなど、切れ目のない新たな支援制度を講じること。

現状と課題

- 小児慢性特定疾病の患者は、20歳以降も引き続き治療等を必要とするが、その半数以上が指定難病等の他制度に移行できないため、医療費等の負担が急激に増える。
- 佐賀県内では、指定難病等の他制度に移行できないⅠ型糖尿病患者の経済的支援ニーズが高く、所得水準の低い若年世代の患者に対して、NPO法人が独自に医療費助成を行う取組を令和6年度から開始。

小児慢性特定疾病患者等が適切な支援を受けることで、
地域で安心して暮らしていける。

小児慢性特定疾病患者の成人後の支援



(佐賀県) 小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況：R6年度 ① 1人 ② 26人 ③ 33人

小児慢性特定疾病患者の成人後の支援

小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況

支援を求める患者及び保護者等の声

- ・医療費負担をなんとかしてほしい（医療費を助成してほしい）。
- ・医療費の負担が大きいため、受診回数を減らしたり、高額な最新の医療機器、薬品を使わない（医療の質を下げる）など、医療費を抑えている患者もいる。
- ・20歳は学生であったり、就労しても収入が少ないため、定期受診をしなくなる可能性がある。

※糖尿病は、本来毎月受診してインスリン濃度を管理する必要があるが、医療費削減のため、受診を複数月毎にしてしまうことで、合併症などの発症リスクが高まることが懸念される。

参考：（佐賀県）平成29年度の糖尿病治療にかかる月平均自己負担額など

	小慢助成制度 (最高1万円の自己負担上限月額)	20歳以降 (3割負担で計算)	原因及び治療
1型糖尿病	約4,000円	約20,500円	・膵臓のβ細胞が破壊され、インスリンが生成されない。 ・治療はインスリン注射
2型糖尿病	約2,000円	約6,500円	・生活習慣や遺伝的な影響により、インスリンが出にくくなる。 ・治療は、食事療法、運動療法、必要に応じ内服薬、インスリン注射

児童家庭支援センター運営費用の措置費化及び支弁額の充実

こども家庭庁

提案事項

児童家庭支援センターの運営費用を措置費化するとともに、支弁額を充実させること。

現状と課題

- 児童家庭支援センターは、相談しやすい民間の相談先として児童相談所を補完し、児童虐待の未然防止など重要な役割を担っている児童福祉施設である。
- 児童福祉施設の運営費は、入所施設の場合は基本的に「措置費」で支弁されている。R6年度から新たに制度化された「里親支援センター」の運営費は、入所施設ではないが「措置費」で支弁されている。児童家庭支援センターも里親支援センターと同じく入所を伴わない相談支援をメインにした施設であるが、その運営費は「措置費」ではなく「補助金」で交付されている。
- また、本事業の補助基準額（定数3名で11,990千円＋相談件数に応じた加算）は同施設を運営していくための額としては必ずしも十分とは言えず、改定率も措置費に及んでいない。
（R1比の増加率 児童養護施設+14.5%に対し児童家庭支援センター+1.4%）
- 措置費化により財政基盤が安定することで、児童家庭支援センターの持続的運営が可能になる。
- 支弁額の増により、より経験豊富でスキルの高い人材を児童家庭支援センターに配置することが可能となるなど、より充実した活動が可能となる。



産業労働部

SAGA Prefectural Government

「物流の2024年問題」解消に向けた取組の促進

消費者庁・経済産業省・国土交通省

提案事項

- (1) 適正かつ速やかな価格転嫁が進むよう取組を強化すること。
- (2) トラック運送業のコスト増に対する新たな支援制度を創設すること。
- (3) 「送料無料」表示の廃止・見直しに取り組むこと。

現状と課題

- 燃料費や物価の高騰、賃金の引上げなど事業者の負担は増加しているが、運送業の価格転嫁率は低水準。完全な価格転嫁にはまだ期間が必要な状況。
- さらに、昨年4月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制等が適用となり、輸送能力が低下する「物流の2024年問題」の影響が表面化。
- 東京へ従前と同じ時間で輸送を行うには全区間での高速道路の利用が必要な状況。
- また、宅配事業者においては、再配達率の高止まりにより負担が増加し、踏み込んだ「送料無料」表示の見直しが求められている状況。

大消費地から遠方にある地方の運送事業者の負担軽減

価格転嫁推進の取組強化

国における価格転嫁推進の主な取組

パートナーシップ構築宣言 (経済産業省)

- 受注側への適切な価格転嫁実行を宣言
- ・補助金における加点措置あり

価格交渉促進月間 (経済産業省)

- 3月・9月を「価格交渉促進月間」に設定
- ・価格交渉の円滑化・活発化
- フォローアップ調査
- ・対応が悪い企業名を公表、「下請けGメン」によるヒアリング

公正取引委員会

- 下請法違反への厳正対処
- ・価格転嫁が適切に行われているかなどを把握する特別調査
- ・法律違反の企業名を公表（例：日産自動車）

現状（トラック運送業における価格転嫁の状況）

- 価格交渉促進月間、フォローアップ調査結果
 - ・全業種平均の転嫁率は**49.7%**（1,000円コストアップに対し497円転嫁）
 - ・トラック運送は業種別**低位の34.4%**（1,000円コストアップに対し344円転嫁）

適正かつ速やかな価格転嫁が進むよう取組の強化

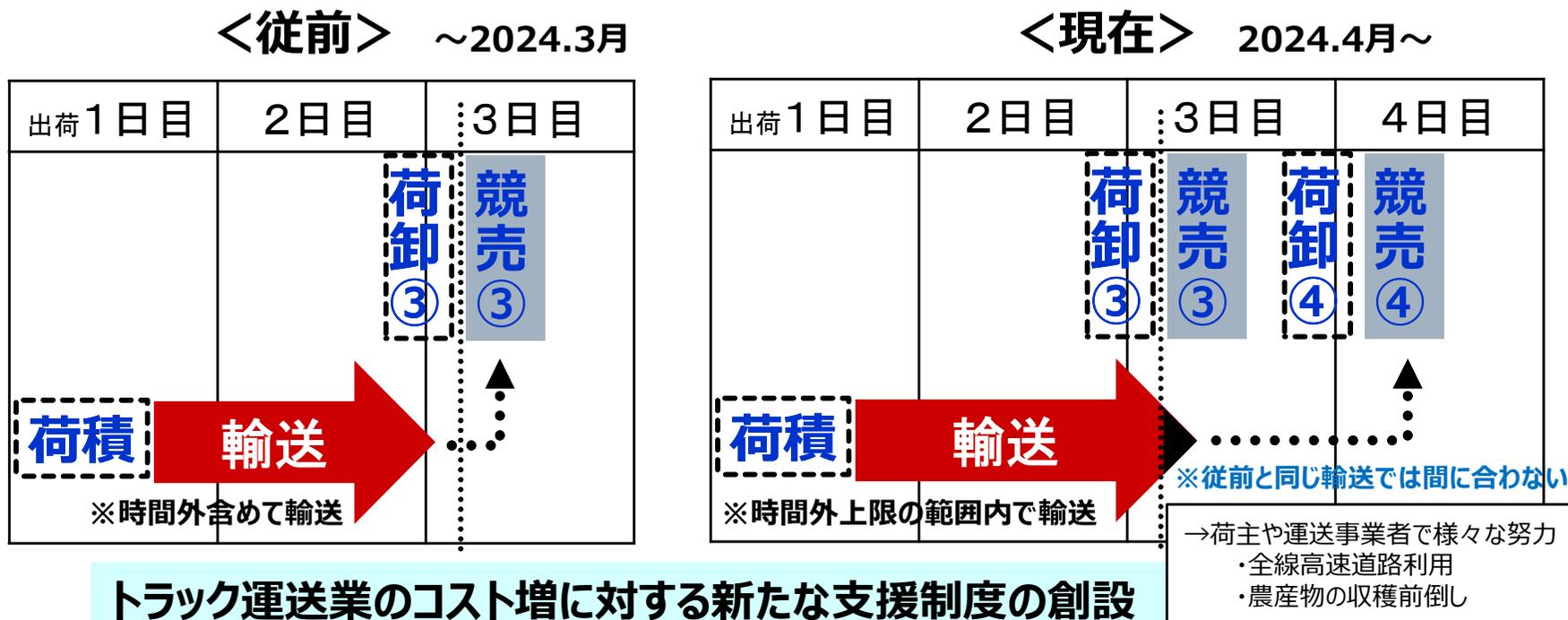
＜経済産業省関係＞

→「パートナーシップ構築宣言」企業の**補助率引き上げ**

→価格交渉フォローアップ調査の**企業リスト公表について公表対象の拡大（10社以上→5社以上）**

トラック運送業のコスト増に対する支援

- ・首都圏への農産物の輸送はこれまで出荷から3日目の競売に間に合っていた
- ・従前と同じ時間で輸送を行うには全区間での高速道路の利用が必要（コスト増）



トラック運送業のコスト増に対する新たな支援制度の創設

＜経済産業省関係＞

→補助率引上げ

中小企業省力化投資補助金などの補助金において、大消費地から遠方にある地方の運送事業者の補助率引上げ

＜国土交通省関係＞

→高速道路料金割引制度の拡充

大消費地から遠方にある地方の運送事業者を対象とした高速道路料金割引制度の拡充

「送料無料」表示の廃止・見直し

【「送料無料」表示の問題点】

- ・物流業界から、消費者に「配送にはコストがかからない」と誤解を与えるとの意見
- ・「送料無料」表示は安易な再配達につながっている

⇒再配達を削減していくためには、消費者のコストがかかるという意識改革が必要

【国における見直しの動き】

- R5.6 「物流革新政策パッケージ」に「『送料無料』表示の見直しに取り組む」と明記
- R5.12 国（消費者庁）の考え方公表

- ・表示自体の規制は見送り
- ・国は表示見直しを促すとともに、事業者の自主的な取組状況を注視していくとされた



<消費者庁関係>

「送料無料」表示見直しについて踏み込んだ対応が必要

委託訓練の募集期間の確保

厚生労働省

提案事項

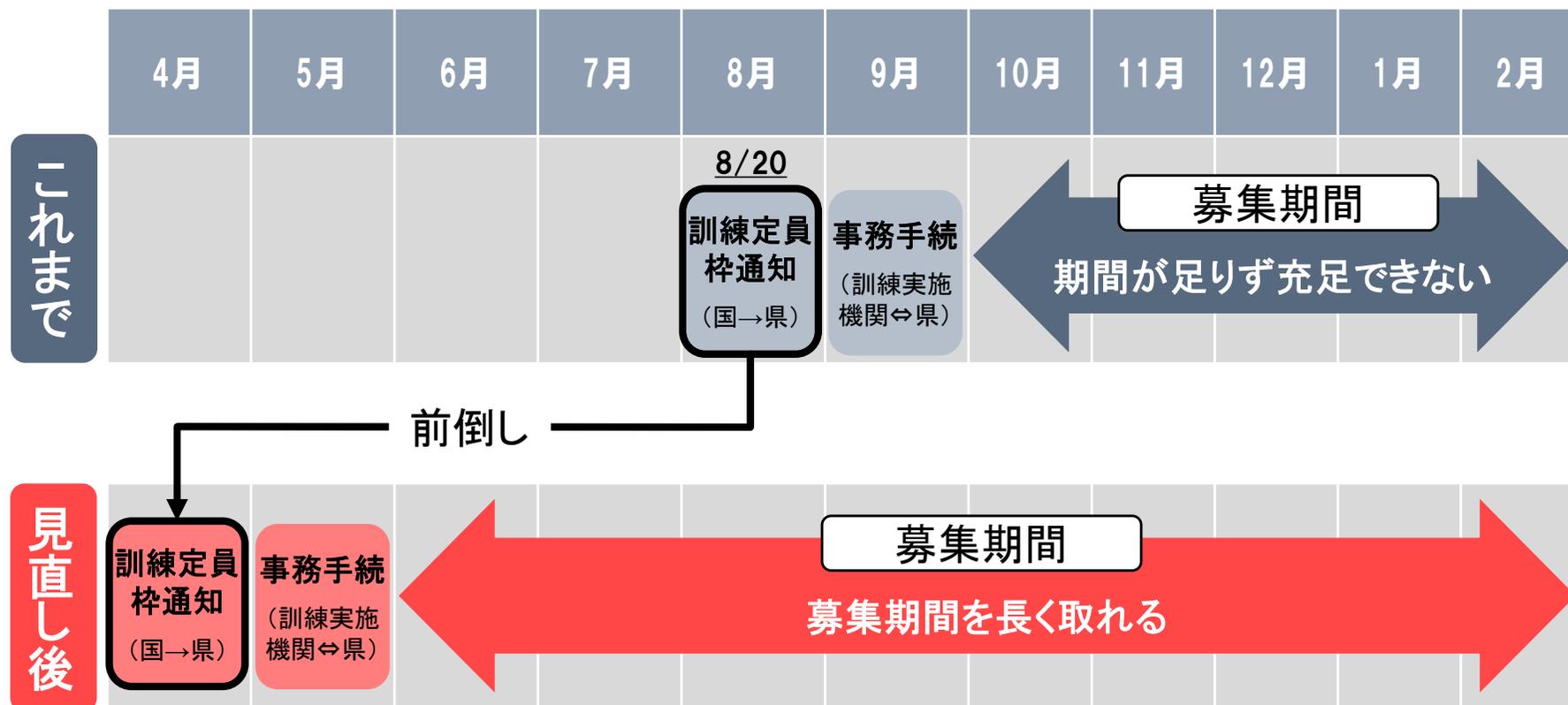
委託訓練の次年度訓練定員枠の通知をできるだけ前倒しすること。

現状と課題

- 当県では、厚労省からの委託を受け、介護福祉士や保育士養成訓練を実施しているが、募集期間が短く、定員を充足しない訓練がある。
- 委託訓練の次年度訓練定員枠は、従来、8月中旬に通知が届き、庁内手続きを経て、10月中旬から募集が開始されている。
- 庁内手続きをできる限り短縮し、募集期間を少しでも長く確保できるよう既に取り組んだが、訓練実施機関からは、更に募集期間を長く取りたいとの要望が寄せられている。

訓練募集期間を延ばすことで、より多くの離職者に対して周知をすることができるようになり、受講希望者の増加が期待できる。ひいては、不足する介護福祉士、保育士の育成・確保につながる。

委託訓練の募集期間の確保について



これまでより4カ月長く募集期間を確保できる
⇒ 定員充足を目指す

農水産物等の輸出促進

農林水産省

提案事項

輸出先国・地域に対して輸入許可品目の拡大及び輸入規制の緩和等を働きかけること。

現状と課題

- 人口減少や高齢化の進行により国内消費の減少が見込まれる中、富裕層が増加している中国や香港、台湾など海外では日本の農水産物等へのニーズは高い。
- 特に、中国では輸入許可品目が厳しく制限されており、また牛肉は動物衛生検疫協定の署名後の進展が見られず、本県の主要な輸出農産物であるカンキツ、いちご、牛肉などが輸出できない状況。



輸出先国・地域の輸入許可品目の拡大や輸入規制の緩和

工業用水道施設の建設事業に対する支援

経済産業省

提案事項

新規工業用水供給に伴う、管路整備等の施設整備への財政支援を行うこと。

現状と課題

- 九州内で半導体関連企業の投資が活発化する中、必要な関連インフラを備えた産業団地の整備が求められている。
- 東部工業用水道管内の県東部地区において、新たに大規模な産業団地（約34ha：サザン鳥栖クロスパーク）の開発を予定しており、半導体関連産業の誘致を視野に入れている。
- 半導体の製造に必要な工業用水を新規に供給するためには、新たな管路整備が必要であり、多額の費用を要するが、現行の「工業用水道事業費補助金」では、新規の建設事業は補助の対象外となっている。

国内投資の促進及び新たな工業用水の配水先の確保による経営の安定化

県東部地区の新たな大規模産業団地整備計画

九州内で産業団地が不足する状況の中、半導体関連企業進出の受け皿に

サザン鳥栖クロスパーク【鳥栖市】

佐賀県・鳥栖市サザン鳥栖連携プロジェクトによる大型産業団地開発



工事区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
管路整備		実施設計	工事	誘致		
工事費（概算額） 単位：千円		30,000	500,000	500,000	500,000	合計 1,530,000



農林水産部

SAGA Prefectural Government

農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化

農林水産省・水産庁

提案事項

- (1) 農業や畜産、漁船操業に必要な各種資材を安定的に確保し供給するため、資源調達の多様化やその備蓄に努めること。
- (2) 配合飼料価格安定制度について、発動基準価格を燃料価格高騰対策と同様の算定方法とすること（現行：直前1年間の平均 提案：直前7年中5年の平均）。
- (3) 農水産業における燃料価格高騰に対するセーフティネットについて、補填の基準となる価格の算定方法の見直しを行うこと。また、令和7年度までとされている「施設園芸等燃料価格高騰対策」については、支援を恒久化するとともに、急騰特例価格の引き下げや交付対象の拡充を行うこと。
- (4) 肥料価格が高騰した場合のセーフティネットを構築すること。

農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化

農林水産省・水産庁

現状と課題

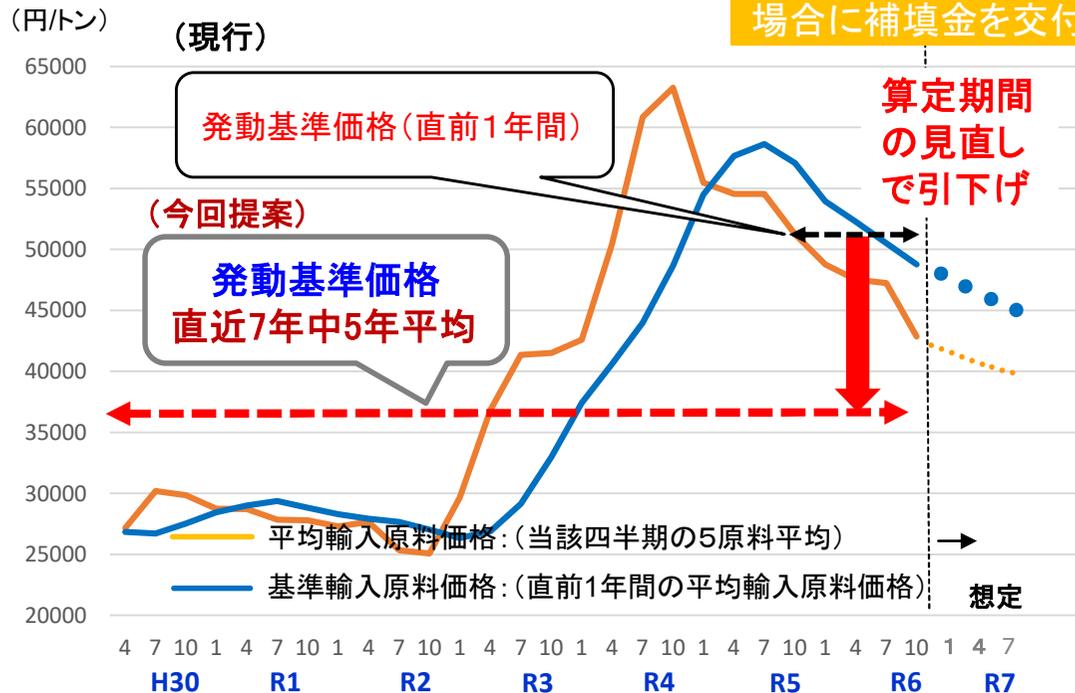
- 飼料や燃料、肥料等の生産資材は、国際情勢の変化や為替の影響などにより価格が高止まりしており、調達が多様化や備蓄の強化を図る必要。
- 配合飼料価格の高止まりにより配合飼料価格安定制度が発動せず、畜産経営は厳しい状況が続いていることから、価格高騰の影響を回避できるような制度設計が必要。
- 燃油価格高騰対策において、燃料価格の長期的な高騰に伴い、令和7年度の補填の基準となる価格が上昇することにより、十分な補填金が交付されない恐れ。燃油価格の先行きが不明であり、農家や漁家の経営安定のためには、基準価格の上限設定などの見直しが必要。また、令和7年度で終了する施設園芸等燃料価格高騰対策については、支援の恒久化、補填対象数量を引き上げる急騰特例価格の見直し、加温用途以外の燃料への支援が必要。
- 肥料価格高騰対策については、現在、飼料や燃料のように、価格高騰分へ補てんする仕組みがないことから、農業経営に及ぼす影響を緩和するため、新たな仕組みを構築することが必要。

農家や漁家が安心して経営を維持・拡大することが可能に

農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化

提案（２）：配合飼料価格の推移

<輸入原料価格>



発動基準価格を超えた場合に補填金を交付

算定期間の見直しで引下げ

発動基準価格(直前1年間)

(今回提案)

発動基準価格
直近7年中5年平均

平均輸入原料価格:(当該四半期の5原料平均)

基準輸入原料価格:(直前1年間の平均輸入原料価格)

想定

【現状】

- ・R3年頃から飼料価格の高騰が長期化
- ・補填額の減少による農家負担の上昇を抑えるため、R5. 4月から制度内に特例を新設
- ・特例も通常補填もR5第4四半期以降は発動していない
- ・補填が発動しないことにより農家負担が上昇

【想定される影響】

畜産農家の経営の圧迫や離農

【配合飼料価格安定制度】

- ①生産者と飼料メーカーの積立による「通常補填」と
 - ②異常な価格高騰時に補完する「異常補填」
(国と飼料メーカーが積立)
の二段階の仕組みにより補填
- 基準価格算定期間は直前1年間

【R5年度からの特例】

<発動条件>

- ①2年連続で補填が発動
- ②異常補填が発動しない
- ③発動期間は連続する3四半期まで

<算定ルール>

- ①基準価格算定期間 直前2.5年の平均
- ②補填額の上限を設定(前四半期の3/4)等

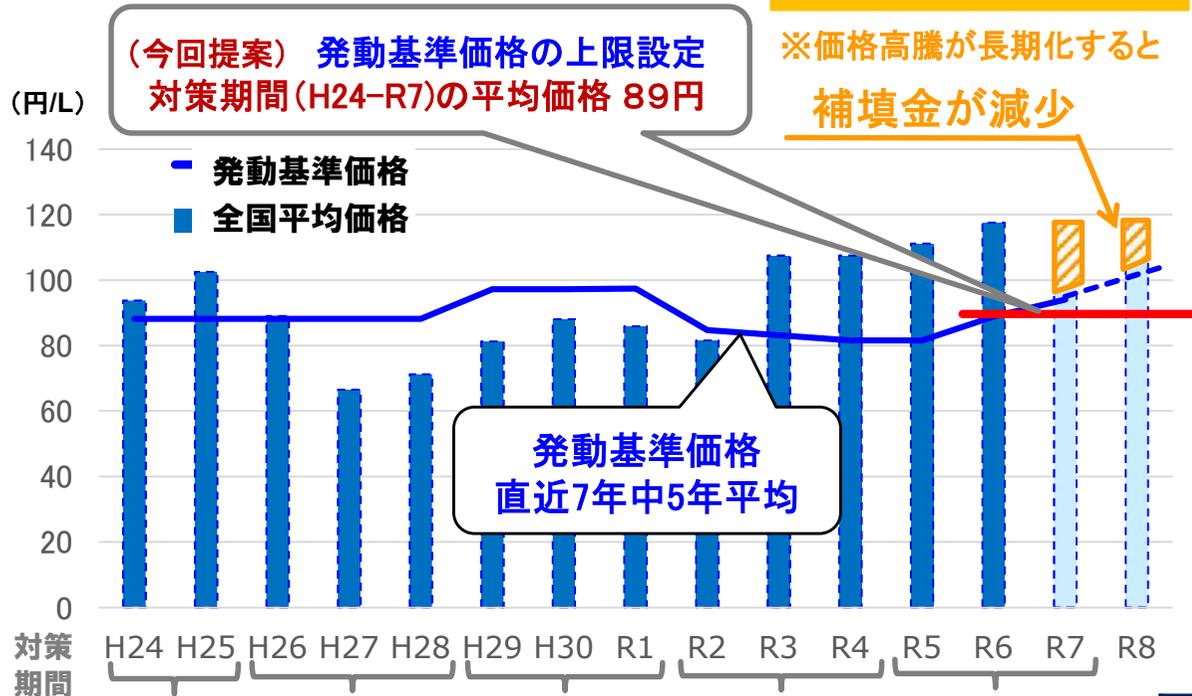
提案

・発動基準価格の算定方法を見直すこと

農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化

提案（3）：燃料価格高騰対策

＜A重油＞ ※施設園芸



【現状】

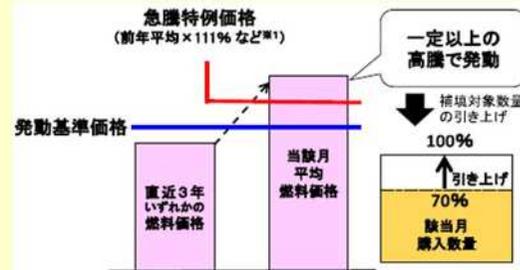
- ・燃料価格高騰の長期化
- ・**対策期間が令和7年度で終了**
- ・施設園芸では、加温用途以外の燃料の使用は交付対象外

【想定される影響】

- 農家・漁家の経営をさらに圧迫
- ・令和7年度の発動基準価格の上昇や急騰特例が発動しないことで補填金が減少
 - ・対策終了後の価格高騰への対応が困難に

【急騰特例】

直近3年のいずれかの価格より一定以上高騰した場合、補填対象数量（燃料購入数量）を70%から100%に引き上げて補填金を交付



※1：前々年平均×122%又は前々々年平均×133%の高騰でも急騰特例の対象となる。

提案

- ・補てんの基準となる価格の算定方法を見直すこと
- ・支援を恒久化すること
- ・急騰特例価格の引き下げや交付対象を拡充すること

農水産業における飼料・燃料・肥料の価格高騰対策の充実強化

提案（４）：肥料価格高騰対策

＜肥料原料輸入価格＞

セーフティネットがない

肥料原料の輸入通関価格（千円/t）の動向



R6春肥 (R7. 1~6月) 肥料価格

分類	R2同期比
硫安	150%
化成肥料 (化成48号)	167%

肥料価格は5割以上上昇

※農林水産省調べ

【現状】

・肥料価格の高騰時のセーフティネットがなく、農家に不安の声

【想定される影響】

農家の経営を圧迫
営農継続・規模拡大への意欲低下

提案

急激な価格高騰に対応したセーフティネットを構築すること

園芸振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 地域農業の競争力強化に必要な園芸施設等の整備に活用できる「強い農業づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」は十分な予算を確保すること。また、新規就農者の確保に向けて、技術研修から就農までの一連の人材育成支援の中で行うリースハウス施設の整備は優先採択を行うこと。
- (2) 地域農業構造の転換に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を図る「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」の十分な予算を確保すること。
- (3) 野菜の安定供給と農業経営の安定を図るうえで重要な野菜価格安定対策については、収入保険制度と合わせて将来にわたり維持すること。
- (4) 競争力のある果樹産地の構築に向けた構造改革を促進するため、「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」について、各年度に必要な予算を確保すること。また、同一品種への改植については、幅広い生産者が取り組めるよう、要件を緩和すること。
- (5) 農薬の新規登録及び適用拡大については、関係省庁と連携し、新規登録や適用拡大までの期間の短縮を図ること。また、果樹や露地野菜、茶などにおいてドローンで使用可能な農薬及び展着剤の拡充を図ること。
- (6) 高騰している農業用廃プラスチック類の処理費の負担の軽減を図るため、国の主導により、国内での適正処理や再生利用の仕組みを作ること。

園芸振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 園芸作物の生産拡大を図るためには、ハウス・集出荷施設や省力化機械の整備、統合環境制御技術の普及が必要であり、その取組を支援する予算の確保が重要。また、産地の維持発展のため、新規就農者の呼び込みから技術や経営のノウハウの研修、さらに就農する際のハウス施設の整備まで、一連での人材育成支援を行う産地において、初期投資の負担軽減のため施設をリースする場合、そのハウス施設の整備は優先的に採択されることが必要。
- 持続的な産地構造への転換を図るためには、老朽化している共同利用施設の再編集約・合理化が必要であることから、こうした取組を支援するため、十分な予算の確保が必要。
- 収入保険制度の導入により、経営規模の小さな生産者などは、野菜価格安定対策の縮小や廃止を懸念。生産者が自分の経営にあった制度を選択できるように現在の仕組みを継続することが必要。
- 果樹産地の若返りを図るためには、優良品種への改植や園内道の整備などを今後とも推進していくことが重要であり、地域からの要望に対応できるよう予算の確保が必要。
また、当県の主要品目である「なし」では代替可能な優良品種がないため「同一品種への改植」が必要であるが、事業では「輸出の拡大」、「水田活用の取組」等の厳しい要件が課せられており、実質的に事業の活用が困難な状況にあることから、要件の緩和が必要。

園芸振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 農薬残留基準や環境基準等の審査が必要な農薬については、申請から登録まで数年を要している。病害虫対策に苦慮している生産者からは、効果が高い農薬の早期の登録を強く求められており、期間の短縮による早期登録が必要。
大幅な労力削減が図られるドローンの導入を進めるためには、果樹や茶においてはドローン適用登録農薬数が十分でなく、露地野菜等においては展着剤の数が少ないことから、登録数の増加や登録の早期承認が必要。
- 中国での廃プラスチックの輸入禁止の影響を受けて、国内における処理費用の農家負担が輸入禁止前と比べて約3倍に増加したことから、将来にわたって、国内で継続的に適正処理が可能となる仕組みづくりが必要。

競争力の高い園芸農家の育成及び次世代の確保による園芸産地の拡大・発展

水田農業振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 見直すこととされた令和9年度以降の水田政策については、以下の点を考慮すること。
 - ① 将来にわたって安定運営できる水田政策の具体的内容の検討をすすめ、その検討内容を早期に示すこと。
 - ② 水田をフル活用するうえで重要な品目である麦や大豆、高収益作物に対する支援が後退することがないようにすること。
 - ③ 既に「水田活用の直接支払交付金」の交付対象外となった水田や畑地化を行った水田の取扱について、不安を持つ農家が多いため、国が主導して農家段階まで随時情報提供を行うとともに、内容の周知徹底を図ること。
- (2) 気候変動による収量・品質の低下やインバウンド需要などにより米価が高騰している中、全国の米産地において需要に応じた生産がなされるよう、国が適確な需給の見通しを示し、適正かつ円滑な流通の確保を図ること。
- (3) 水田農業の生産性や競争力を向上させるため、「強い農業づくり総合支援交付金」や「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」等の十分な予算を確保すること。
- (4) 農業で使用される軽油引取税の免税措置については、恒久的な制度とすること。

水田農業振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 当県では、需要に応じた米生産に加え、「水田活用の直接支払交付金」を有効に活用し、大豆や露地野菜などの栽培を推進するとともに、冬作で麦やタマネギを作付けするなど二毛作を行っており、水田をフル活用することで耕地利用率は全国1位となっている。
- 食料安全保障の確保を図るためには、令和9年度以降の水田政策の見直しにおいて、生産者が将来にわたって意欲を持って経営ができるようにするとともに、食料自給率向上が必要な麦や大豆、高収益作物の生産の維持・拡大に対する支援が後退することがないようにする必要がある。
- 今後検討される新たな水田農業政策の内容について、国が主体となった農業者段階までの周知が必要。
- 米の需給が大きく緩み、米価が下落すれば、農家経営が不安定となる恐れがあることから、需要に応じた生産が必要。
- 本県は全国でも共乾施設の整備が進んでおり、老朽化や機能向上が必要な施設が全体の8割となっている。戦略作物である麦・大豆の作付振興のためにも、これら施設の再編・整備への支援が必要。
- 将来にわたって農業経営の安定を図っていくためには、令和8年度まで延長されている軽油の引取税の免税措置を恒久的な制度とすることが必要。

水田の耕地利用率日本一を維持し、生産性の高い佐賀の水田農業を展開

特定家畜伝染病対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 発生県の人員や資材の不足により迅速な防疫措置が困難になる事態に備え、国の動員体制や防疫資材の備蓄体制を強化すること。
- (2) 消費・安全交付金については、特定家畜伝染病の発生の多寡にかかわらず、十分な予算を確保するとともに、まん延防止に必要な予算は、国が全額負担すること。
- (3) 空港や港における水際対策を強化するとともに、訪日客との交差汚染防止の取組、野生いのししのサーベイランスなど、県が行う取組に必要な予算を確保すること。
- (4) 家畜衛生講習会（特に病性鑑定特殊講習会）について、各県からの要望に対応できるよう、十分な受け入れ枠を確保すること。

特定家畜伝染病対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 首都圏等では防疫措置にあたる人員を確保するために民間事業者等を活用している事例もみられるが、地方では民間事業者等の活用は難しい状況。また、殺処分に必要な炭酸ガスは、事前に十分な量を備蓄しておく必要があるが、保管場所の確保や継続的に生じる費用負担などから、各県だけでの対応は困難。
- 消費・安全対策交付金については、特定家畜伝染病の発生が多い年は予算が不足し、本来対象経費であるはずのものが対象外とされている。また、消毒ポイント及び焼埋却等の防疫措置や、移動制限等区域内の農家に対する補填金については県が2分の1を負担している。
- 近年、アフリカ豚熱や口蹄疫が韓国で確認されており、国内での本病の発生リスクが高まっている。また、訪日客の増加に伴い交差汚染防止の取組強化が必要。さらに、野生いのししのサーベイランス（調査）は、アフリカ豚熱の浸潤状況把握とその後の対応検討にも有効である。これらに必要な財源は十分に確保されるべき。
- 国の家畜衛生講習会（特に病性鑑定講習会）は、各県の獣医師の知識習得や技術向上に非常に重要であることから、毎年、確実に受講する必要がある。

安全・安心な国産畜産物の生産拡大とそれを支える担い手の経営の安定・強化

畜産振興対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 繁殖農家が安心して経営できるよう、優良和子牛生産推進緊急支援事業及び和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業を継続するとともに、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格を見直すこと。
- (2) 食肉処理施設における高度な衛生管理体制の整備を支援する食肉処理高度化緊急特別対策事業について、継続的に実施するとともに、地域の要望に対応できるよう十分な予算を確保すること。
- (3) 輸出対応型食肉処理施設での血斑（スポット）低減等に向けた取組への支援を継続すること。

畜産振興対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 飼料価格の高騰等や子牛価格の急激な下落等の影響により、繁殖経営は非常に厳しい状況となっており、肉用子牛生産者補給金制度が発動しても十分な所得を確保できていないことから、優良和子牛生産推進緊急支援事業等の緊急対策の継続に加え、保証基準価格の見直しも必要。
- 佐賀県高性能食肉センターKAKEHASHI豚処理施設は、老朽化が進んでおり改修が必要。高度な衛生管理体制の整備を促進する食肉処理高度化緊急特別対策事業による支援の継続が必要。
- 輸出対応型のKAKEHASHI牛処理施設では、血斑（スポット）の発生が増加し、当該牛の枝肉価格の低下につながっている。このことは出荷農家の経営だけでなく品質低下補償を行う当該施設の経営に及ぼす影響も大きいことから、血斑の発生を極力抑えたり、当該施設での処理を促進するような取組への支援が必要。

安全・安心な国産畜産物の生産拡大とそれを支える担い手の経営の安定・強化

中山間地域農業対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 中山間地域等直接支払交付金については、各集落協定が前向きに制度に取り組めるよう十分な予算を確保すること。
推進交付金についても、市町と県が必要な体制を確保し、集落に対して十分な支援を行えるよう必要な予算を確保すること。
また、事務の簡素化を図るために必要な措置を講ずること。
- (2) 鳥獣被害防止総合対策交付金については、ワイヤーメッシュ柵等の整備や緊急捕獲活動など、地域の活動に必要な予算を確保するとともに、近年、本県において目撃数が増えているシカによる被害を未然に防ぐための対策に活用できるよう、要件を緩和すること。

中山間地域農業対策の強化

現状と課題

農林水産省

- 中山間地域等直接支払交付制度は、耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の維持のために大変重要な役割を果たしているが、令和5年度及び6年度は要望額に対して予算が十分に配分できなかった。集落がやる気をもって前向きに活動に取り組むことができるよう、十分な予算の確保が必要。
- 推進交付金についても、昨年度の交付額が少なかったことにより、制度推進に支障をきたした。制度の推進を円滑に図っていくため、十分な予算の確保が必要。
- 有害鳥獣による農作物被害は、中山間地域を中心に農業生産や営農意欲に大きな影響を及ぼしているため、計画的なワイヤーメッシュ柵等の整備や年間を通した高い捕獲圧を保持することが必要。
- 近年は本県でもシカが目撃数が急増しており、被害を未然に防ぐ対策として、生息調査や侵入初期の捕獲などに取り組む必要があるが、鳥獣被害防止総合対策交付金は、既に被害が確認されている鳥獣種が対象であるため、本県ではシカ対策に活用できない。

中山間地域の農地の保全や農業生産の継続、農業所得の向上

農業の担い手対策の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 新たな新規就農者確保・育成施策については、新規就農者を安定的に確保していくために活用しやすい制度にするとともに十分な予算を確保すること。
- (2) 農業現場においては、労働力不足が進んでいることから、労働力不足解消に向けた取組に対する助成などの支援策を拡充すること。
- (3) 新規就農者の就農地の確保や、集落営農の法人化、大規模農家の経営拡大の基盤となる農地の集積・集約化を進めるための農業委員会の活動に必要な予算を確保すること。
- (4) 地域計画が策定され、令和7年度からは農地中間管理事業による農地の集積・集約が進むことが見込まれるため、農地中間管理機構の業務量の増大に見合った予算を確保すること。また、農用地利用集積等促進計画案の作成を、市町村が自ら行う仕組みに変更すること。
- (5) 農家の資金需要に対応できるように農業近代化資金の貸付限度額を引き上げるとともに償還期限を緩和すること。

農業の担い手対策の強化

農林水産省

現状と課題

- 新規就農者対策は就農希望者の資金面や経営発展に必要な機械・施設の整備等の要望に応えられる支援を継続して行うことが必要。
- 農業現場における労働力不足が、経営の維持・発展を妨げる要因になっている。外国人技能実習生等の受入れにかかる住居確保などの環境整備や農協等が取り組む労働力確保に向けた仕組みづくりへの支援が必要。
- 地域計画では、農作業の効率化を図るため農地の集積・集約を進めることが必要であり、その実現に向け、担い手等への農地の集積・集約の中心的な役割を担う農地中間管理機構と農業委員会には、活動費の予算確保が必要。
- 特に、農地中間管理機構は、農地の貸借が機構に一本化されることから、年々、増加する事務量の増加に対応するための予算の確保が必要。また、地域計画に基づく担い手への集積・集約化を進めるためには、地域計画の作成主体であり地域の実情に精通した市町が一貫して、促進計画案を作成することが合理的であるため、市町の役割に関する法律の見直しが必要。
- 畜産農家の規模拡大が進んでおり、また、肥育素牛や生産資材が高止まりしていることから、農業近代化資金の貸付限度額の引上げが必要。また、土地利用型農業経営の集約化や規模拡大に必要な大型機械等の設備投資に取り組みやすい環境として、農業近代化資金の償還期限の緩和が必要。

将来の佐賀農業を牽引する担い手の確保・育成の安定・強化

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

提案事項

- (1) 食料・農業・農村基本法に掲げる「国民一人一人の食料安全保障」の確保に向けて、食料生産の基盤である農地を維持するため、地域農業を支える重要な役割を果たしている中小・家族経営など多様な経営体についても十分な支援を行うこと。
- (2) 総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大に向けて自由度の高い十分な予算を継続的に確保するなど万全の措置を講じること。
- (3) 各種生産資材価格が高止まりする中で、国内で生産された農畜産物についてコストを考慮した価格形成が行われるよう、環境整備を進めるとともに、消費者の農業・農村等への理解醸成を図り、国産農畜産物の消費が拡大するよう十分な支援を行うこと。

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

提案事項

- (4) 「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、省力・低コストで環境保全型農業を可能とする革新的技術を開発するとともに、環境負荷を軽減して生産した農産物の消費拡大に向けた支援を行うこと。
- (5) 環境保全型直接支払交付金については、令和7年度から第3期対策が始まったところであるが、地域が着実に環境保全活動に取り組むことができるよう、十分な予算を確保すること。また、生産資材価格の高騰に応じた単価の見直しを行うこと。さらに、書類の簡素化を図ること。
- (6) 被災後の農家の営農再開に向けた費用負担を軽減するため、農業機械の共済制度について国による掛金への支援を行うこと。

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

現状と課題

- 中小・家族経営など多様な農業者は、法人や大規模経営農家といった担い手と同様に、食料生産のみならず、農地や農業用水路の維持など地域農業を支える重要な役割を果たしている。しかしながら、「担い手確保・経営強化支援事業」などの事業では、法人や大規模経営農家に比べ採択されにくく、十分な支援を受けられないケースがある。
- CPTPP等の国際経済連携の進展により、低関税率での農畜産物の輸入が進むことが懸念されることから、更なる農業の体質強化や経営安定、輸出拡大に早急に取り組むことが必要。
- 生産資材価格が高止まりしているが、農産物価格は市場における需給バランスで決定されることから生産資材価格の高騰分を販売価格に反映することが難しく、農家経営を圧迫している。

農業の持続的発展に向けた支援の強化

農林水産省

現状と課題

- 慣行栽培より手間や費用がかかる環境保全型農業を推進するには、新たな除草技術や病害虫防除技術の開発などにより、技術的なハードルを下げる必要がある。あわせて農業分野での環境負荷低減の取組に対する消費者の理解を深め、環境負荷を低減して生産された農産物への需要喚起や消費拡大に取り組むことが必要。
- 環境保全型農業直接支払交付金の第3期対策の単価については、昨今の生産資材価格高騰に応じた単価見直しが行われておらず、農家の取組意欲が低下している。また、農家が取組みやすくするため、書類の簡素化が必要。
- 自然災害が頻発する中で、低平地が多い当県では農業機械の浸水被害が多発しており、罹災した農家が迅速に営農再開できるよう農業機械の共済制度への加入を促進しているが、経営環境が厳しさを増す中で、農業機械の共済掛金が農家の大きな負担となっており、加入推進の障害となっている。

農家が安心して経営を続けられる環境を整備することで、農業が持続的に発展

地域の水需要に対応した水利用の仕組み直し

農林水産省

提案事項

佐賀・白石平野における水利権の次期更新に向けて、地域の水需要に応じた配水を可能とするため、これまでに造成した国営施設等の水利機能を検証し、地域の実情に合った水利権、施設及び管理体制の見直しを行うこと。

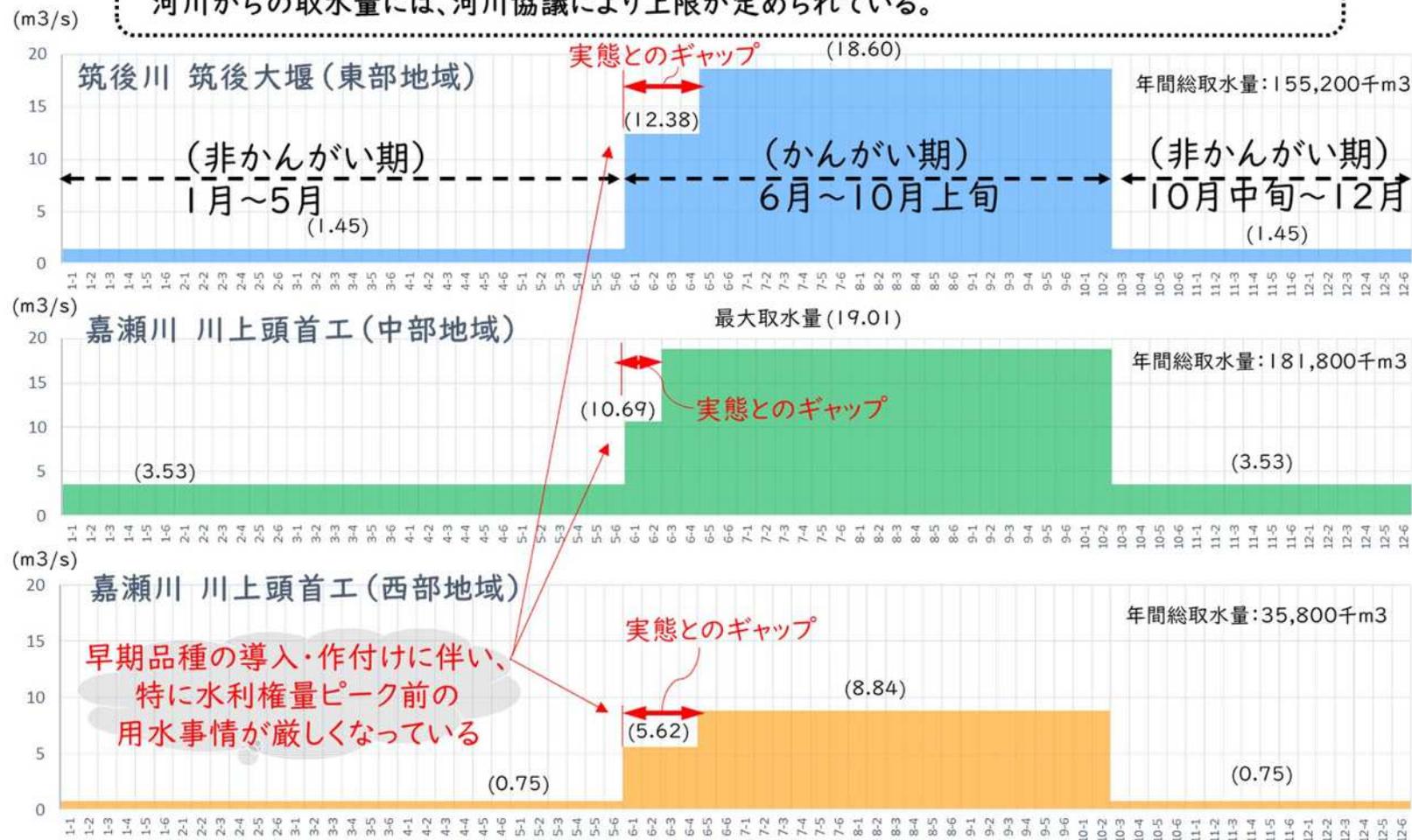
現状と課題

- 水稲品種の多様化により、早期品種米の作付け増や高温障害対策のため、田植え時期が早まっており、かんがい期初期の水利権量と地域の用水需要との間にギャップが生じていることから、見直しが必要。
- 地域の協力のもと流域全体で取り組んでいるクリークの事前放流の定着・拡大のためには、早急にクリーク水位の回復を可能とする仕組みづくりが必要。
- これまでに造成した施設能力を最大限活用し、地域の実情にあった配水を可能とするため、ダムやパイプラインなどの施設の水利機能の検証が必要。
- 水利権、施設、管理体制について、利水と治水の両面から、地域の水需要に応じた機動的な配水を可能とするための仕組み直しが必要。

水利用の仕組み直しにより「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業・農村」の実現

地域の水需要に対応した水利用の仕組み直し

国営土地改良事業により、筑後川及び嘉瀬川から農業用水を取水し、配水しているが、河川からの取水量には、河川協議により上限が定められている。



提案

水利権更新にあたって、地域の水需要に対応したものに直すこと

国営造成の水管理施設等に係る保全管理制度の恒久化

農林水産省

提案事項

国営造成施設のうち耐用年数の短い水管理施設等について、安定的な配水を可能とするために必要な、国による保全管理制度を恒久化すること。

現状と課題

- 当県では国営造成のシステムで広範囲にわたる配水管理がなされているが、水管理施設に不具合が生じると適切な配水監視や操作が難しくなることから、超過取水等の不安があり、超過が発生した場合、水利権者である国の対応を要するなど、影響が大きい。
- 令和3年度の国営かんがい排水事業の制度拡充により、管理設備等の単独整備を可能とするため、施設更新の下限事業費を2千万円に引き下げられているものの、令和7年度までの時限措置となっている。
- 水管理施設は適正な配水を行う上で要となる施設であり、配水システムの基盤となるものだが、更新サイクルが早く、更新費も高額なため、日常的な維持管理での対応は困難なことから、適時に国による更新整備が必要。
- 将来にわたり水管理施設等を適切に保全管理していくため、管理設備等の単独整備が可能となる下限事業費引き下げについて、制度の恒久化が必要。

安定的な水管理の実現、農業者の安心感

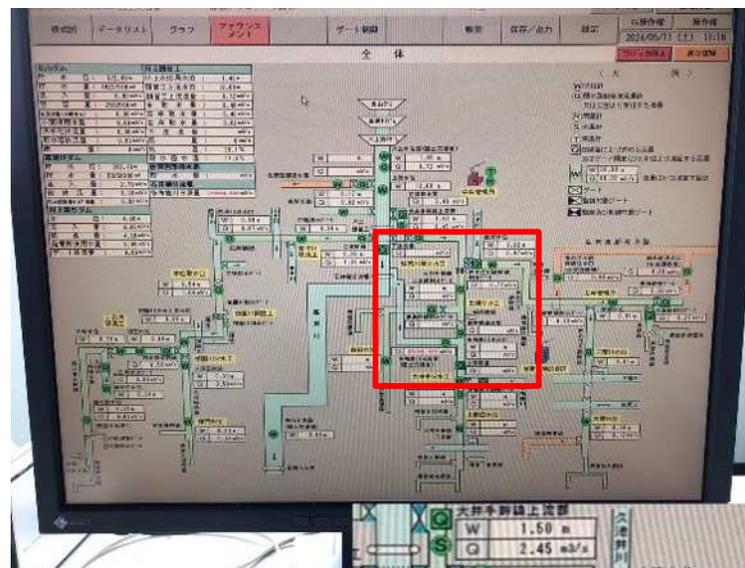
国営造成の水管理施設等に係る保全管理制度の恒久化



水管理施設(親局)



中央管理所



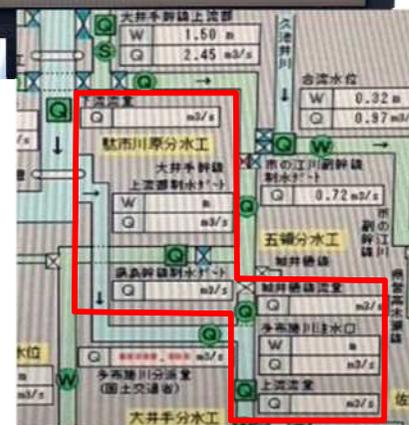
表示不具合



水管理施設(子局)



引込開閉基盤の発錆



提案

耐用年数の短い水管理施設等を国営事業により適切に保全管理していくために必要な制度を恒久化すること。

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

農林水産省

提案事項

地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けて、地域の実態に合った基幹的水利施設の再整備に早急に取り組むこと。

- (1) 上場地区については、農地の集約に合わせて、国営造成施設の更新整備に向けた事業計画を早急に策定し、事業化を行うこと。
- (2) 佐賀平野については、効果的な流域治水の取組や施設の再整備を進め、農業者の安心感が得られるよう、必要な対策に向け早期に事業化すること。
 - ・ 筑後川下流佐賀地区では国営造成施設の調査を早急に行い、必要な対策を検討すること。
 - ・ 佐賀中部地区では国営造成施設の再整備に向けた事業計画を早急に策定し、事業化を行うこと。
- (3) 多良岳地域については、地域農業の将来を見据えた国営造成施設の適正な保全管理に向けて、必要な調査及び対策の検討を行うこと。

また、耐震性能を満たさないため池に対し、必要な措置を早急に講じること。
- (4) 事業実施地区については、事業効果が早期に発現できるよう、予定工期での完了に向けて必要な予算を確保し、一層の事業促進を図ること。
 - ・ 国営総合農地防災事業 筑後川下流右岸地区（平成24年度～令和12年度）
 - ・ 水資源機構かんがい排水事業 筑後川下流用水地区（令和5年度～令和19年度）

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

農林水産省

現状と課題

- 当県では、昭和40年代から土地改良施設の整備に取り組んだことにより、多様な農業が行われるなど、基幹的な水利施設の整備は、さが農業農村の発展に大きく寄与。
 - 国営造成施設は、造成後数十年が経過し、機能低下が進んでいることから、それぞれの地域における農業農村のビジョンの実現に向けて、施設の計画的な更新や管理体制の再構築のため、水土里ビジョンに基づいた的確な整備、保全が必要。
- ・ 上場地区においては、イチゴやハウスみかんなどの園芸作物の市場評価が高く、農業生産のポテンシャルも高いことから、更なる農業の振興に向け早期の事業化が必要。
 - ・ 佐賀平野においては、これまで築き上げてきた水田農業を大切にしつつ、収益性の高い園芸農業の振興が必要。近年、施設整備時の計画基準を大幅に上回る豪雨が発生していることから、作付作物のゾーニングやクリークの前放流などの流域治水の取組と併せ、早急に基幹的水利施設の再整備が必要。
 - ・ 多良岳地区においては、露地みかんなど果樹の産地であるが、担い手の減少に伴い耕作放棄地が増えていることから、土地利用を最適化した上で、管理体制の再構築が必要。また、耐震性能を満たさないため池への早急な対策が必要。

基幹施設の再整備により「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業・農村」の実現

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

造成後、数十年が経過していることから、早急な再整備が必要。



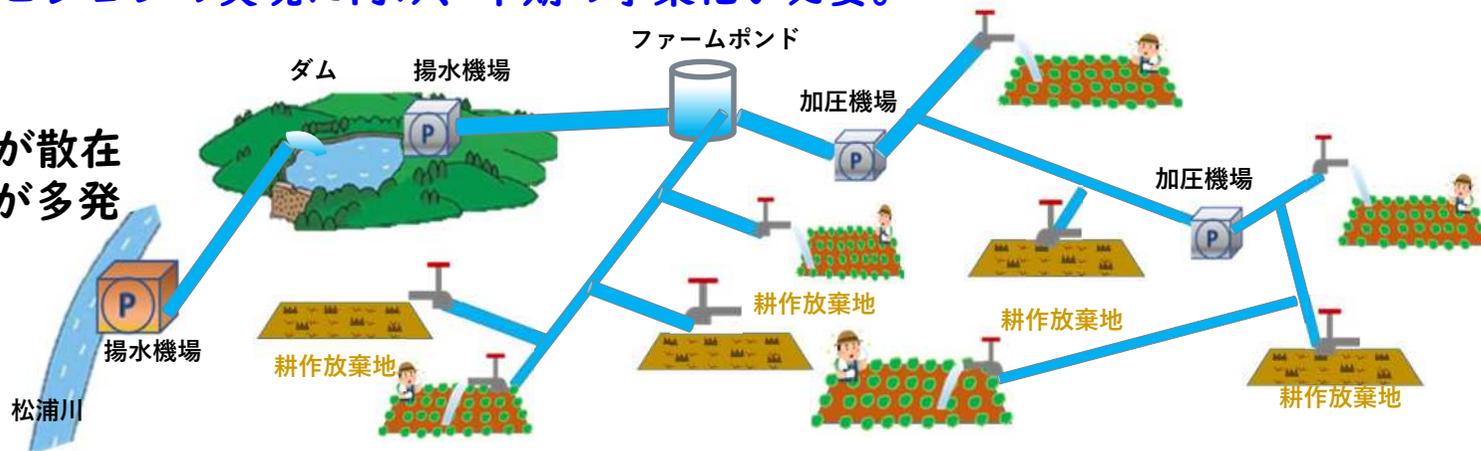
地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○国営上場地区

・農業振興ビジョンの実現に向け、早期の事業化が必要。

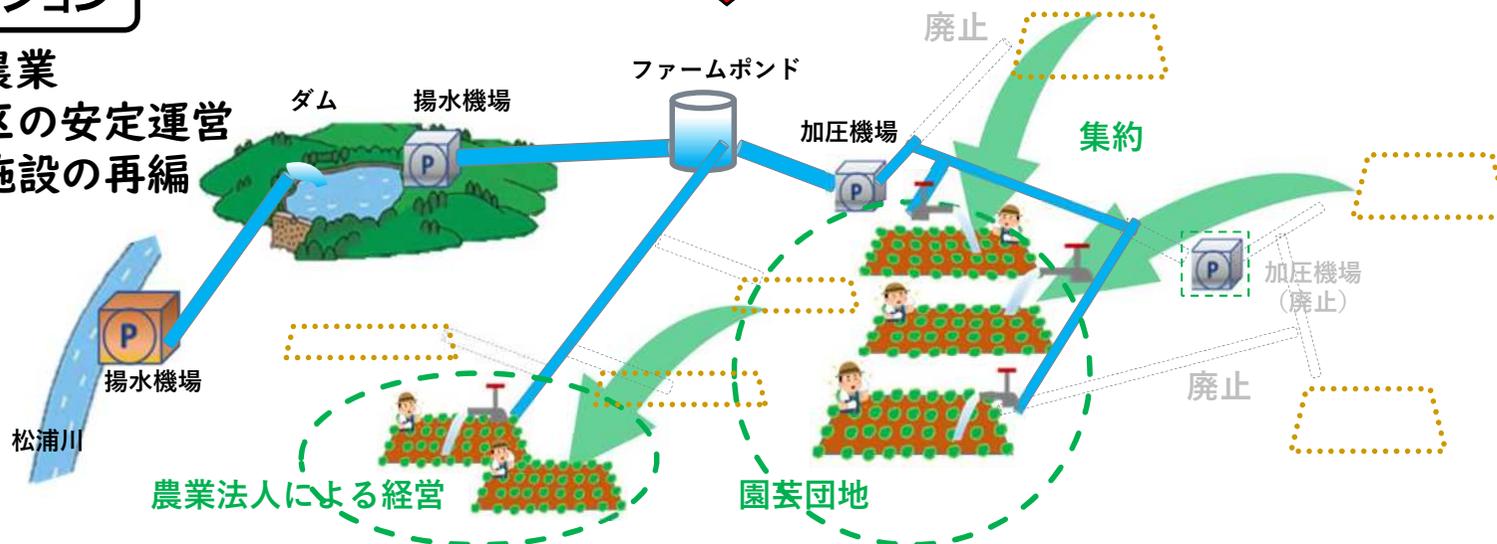
現状

- ・耕作放棄地が散在
- ・漏水や故障が多発



農業振興ビジョン

- ・永続的な農業
- ・土地改良区の安定運営
- ・農業水利施設の再編

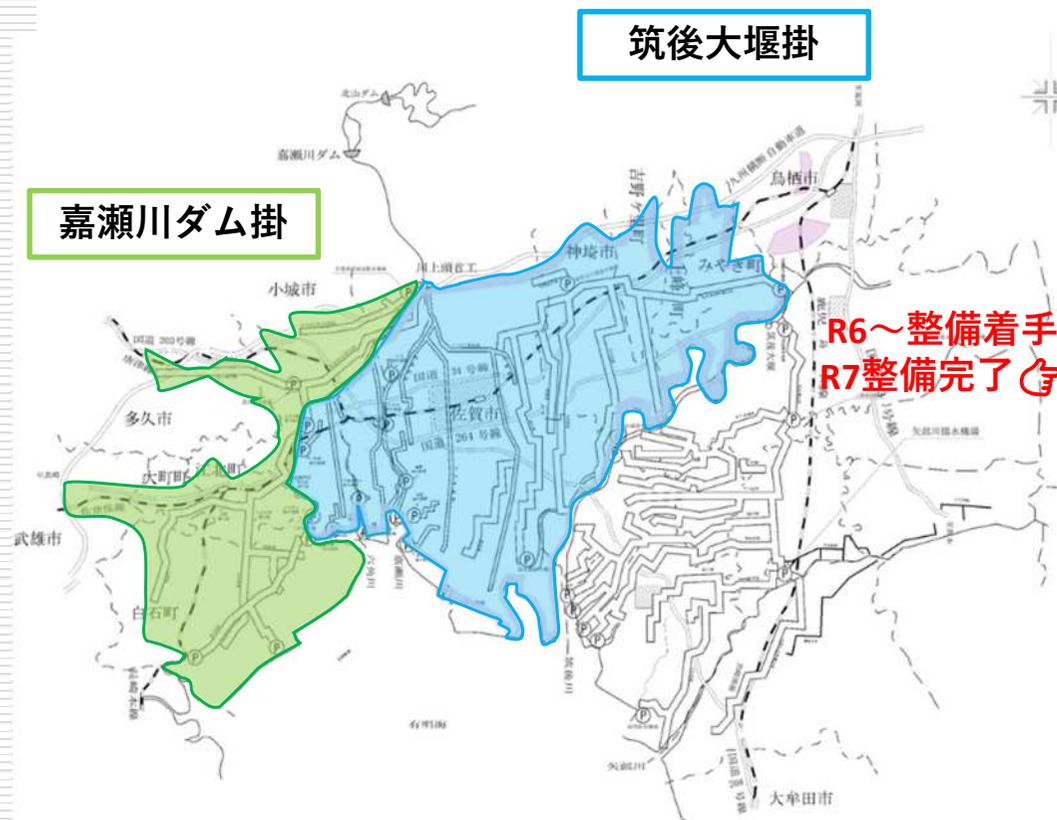


地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○筑後川下流佐賀地区

- ・ 早急な調査と、再整備に向けた具体的な検討が必要

筑後川下流土地改良事業で整備された国営造成施設



〔筑後大堰掛〕

施設名	前歴事業名	供用開始年度	経過年数 (R5)
幹線水路徳永2号線 (制水門等)	筑後川下流	H19	16
徳永1号線排水樋門	筑後川下流	H24	11
朝日排水樋門	筑後川下流	S63	35
幸搦排水樋門	筑後川下流	S61	37
徳永線排水機場	筑後川下流	H16	19
南里線排水機場	筑後川下流	H12	23
幹線水路徳永1号線 (制水門等)	筑後川下流	H19	16
幹線水路南里線 (制水門等)	筑後川下流	H19	16
城原金立線揚水機場	筑後川下流	H20	15
諸富線排水樋門	筑後川下流	H7	28
三田川線排水樋門	筑後川下流	H4	31
千代田線排水樋門	筑後川下流	H11	24
千代田線排水機場	筑後川下流	H3	32
幹線水路城原金立線 (管水路)	筑後川下流	H20	15
幹線水路三田川線 (制水門等)	筑後川下流	H20	15
幹線水路千代田線 (制水門等)	筑後川下流	H20	15
幹線水路諸富線 (制水門等)	筑後川下流	H19	16
千代田線揚水機場	筑後川下流	H20	15
中央管理所 (水管理システム)	筑後川下流	H19	16

〔嘉瀬川ダム掛〕

施設名	前歴事業名	供用開始年度	経過年数 (R5)
有明1号排水機場	筑後川下流白石	H15	20
有明2号排水機場	筑後川下流白石	H15	20
有明3号排水機場	筑後川下流白石	H15	20
白石平野導水路山脚線	筑後川下流白石	H15	20
白石平野導水路白石東線	筑後川下流白石	H15	20
白石平野導水路福富線	筑後川下流白石	H15	20
白石平野導水路福富支線	筑後川下流白石	H15	20
有明水路	筑後川下流白石	H15	20
有明支線水路	筑後川下流白石	H15	20
白石平野揚水機場	筑後川下流白石平野	H24	11
佐賀西部導水路白石線	筑後川下流白石平野	H24	11
白石導水路	筑後川下流白石平野	H24	11
山脚導水路	筑後川下流白石平野	H24	11

地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○佐賀中部地区

佐賀中部地区国営造成施設一覧

施設名	前歴事業名
水管理施設	佐賀中部
川上頭首工	佐賀中部
友田排水機場	佐賀中部
三日月排水機場	佐賀中部
芦刈第1排水機場	佐賀中部
芦刈第2排水機場	佐賀中部
久保田第1排水機場	佐賀中部
久保田第2排水機場	佐賀中部
川上排水機場	佐賀中部
嘉瀬排水機場	佐賀中部
湾道排水機場	佐賀中部
東与賀排水機場	佐賀中部
城西排水機場	佐賀中部
大井手幹線水路（上流部）	佐賀中部
大井手幹線水路（下流部）	佐賀中部
市の江川副幹線水路	佐賀中部
鍋島幹線水路	佐賀中部
右岸幹線水路	佐賀中部
久保田幹線水路	佐賀中部
西水東水幹線水路	佐賀中部
兵庫線	佐賀中部

R5～整備着手
R7整備完了

R5～
地区調査
着手



地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○国営多良岳地区

- ・早急な調査及び必要な対策の検討



○多良岳地区



ため池から揚水するポンプの老朽化（約50年経過）

現状

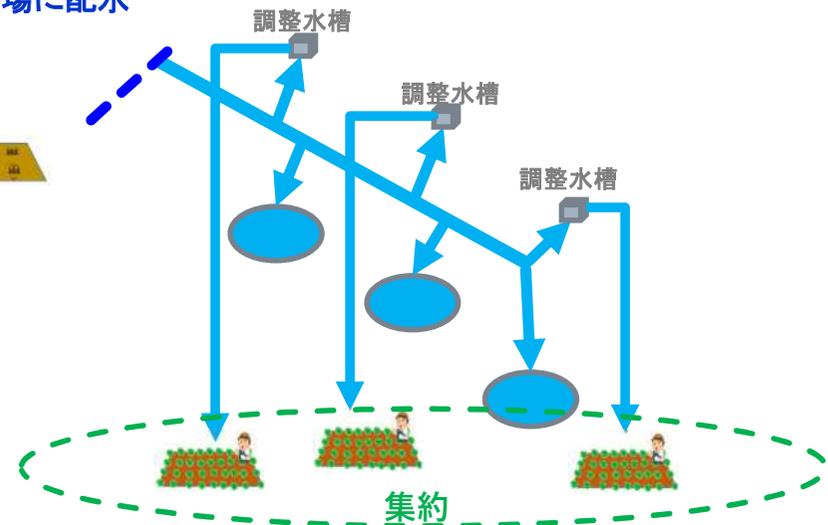
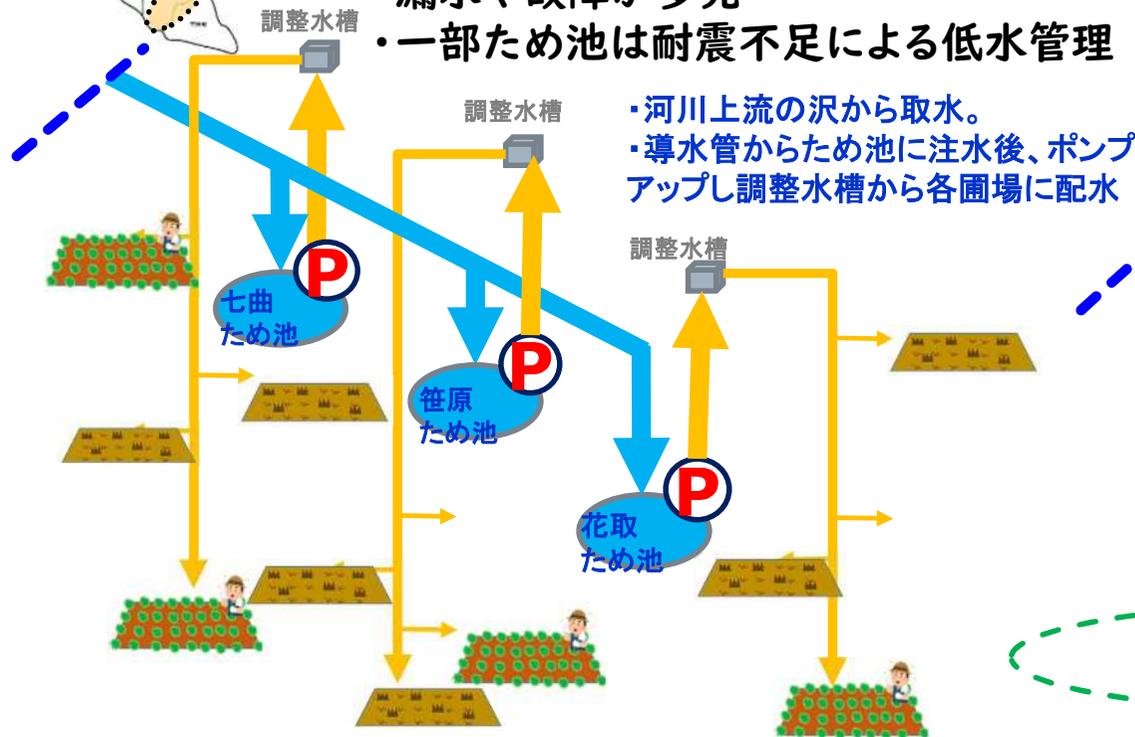
- ・耕作放棄地が散在
- ・漏水や故障が多発
- ・一部ため池は耐震不足による低水管理



笹原ため池の低水管理状況

農業振興ビジョン

- ・土地利用の最適化
- ・農業水利施設の再編
- ・土地改良区の安定運営



地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○国営総合農地防災事業筑後川下流右岸地区

- ・未だ、法面崩壊により洪水貯留機能が低下しているクリークが多く残っていることから、引き続き必要な予算を確保し、一層の工事促進が必要。



崩壊したクリーク法面



崩壊したクリーク法面



整備されたクリーク



整備されたクリーク

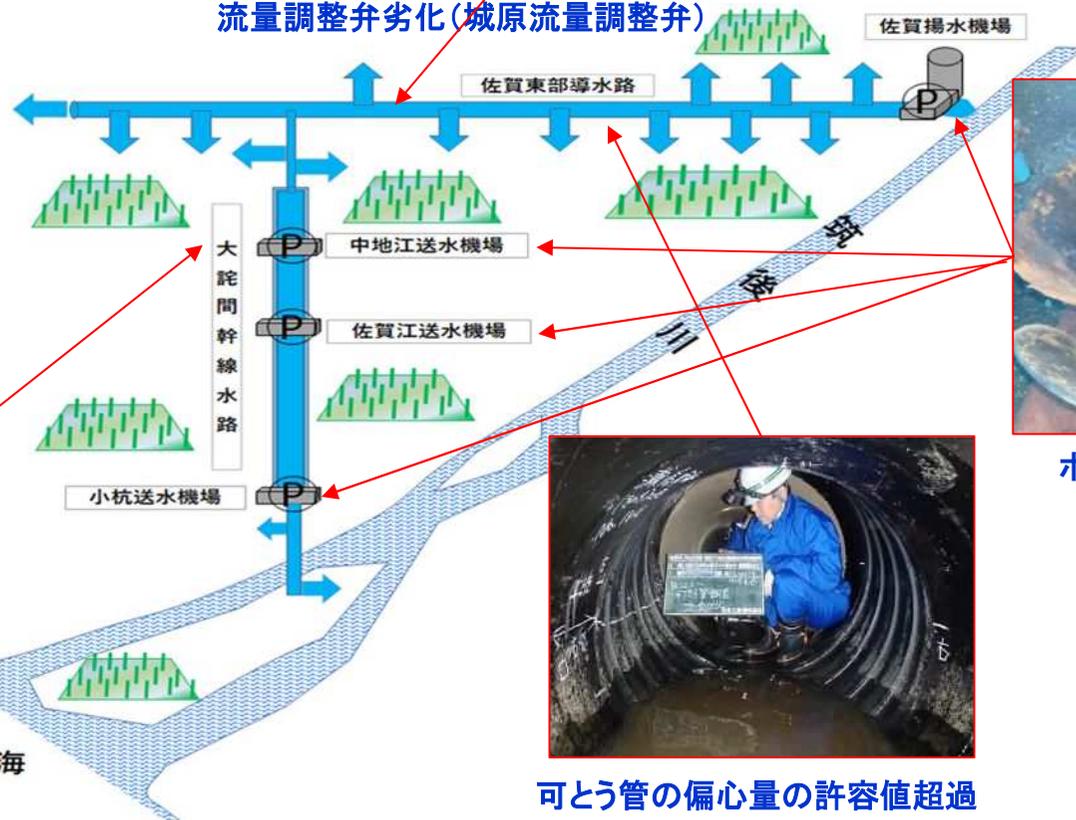
地域の将来を見据えた水利体系の再構築 ～国等が行う土地改良施設の再整備～

○水資源機構かんがい排水事業筑後川下流用水地区

- ・老朽化対策や耐震対策などを着実にを行うために必要な予算を確保し、**一層の工事促進が必要。**



筑後川右岸の約1万7000ヘクタールの農地に筑後川から農業用水を導水



農業農村整備事業に係る当初予算の確保

農林水産省

提案事項

人口減少や気候変動に対応した農地・農業水利施設等の整備と合わせ管理体制を構築できるよう、当初予算で必要額を確保すること。

また、令和7年度までとなっている「防災重点農業用ため池緊急整備事業」における地財措置について、令和8年度以降も継続を行うこと。

現状と課題

- 農業生産現場では、農業従事者の減少が進み、加えて、資材価格や燃料、人件費等の高騰の影響を生産物価格に転嫁できておらず、農業所得を向上させるためには、生産コストを低減する集約化やスマート化など省力化に向けた整備が必要。
- 近年の気候変動により、20年前・30年前と比較して雨の降り方が大きく変化し、自然災害が多発。これまでに造成した農地・農業水利施設を活用したクレークやため池の事前放流、田んぼダムなどのソフト対策を後押しする気候変動対応型のハード整備が必要。特に、防災重点農業用ため池の整備については、自治体の負担軽減となるよう継続的な地財措置が必要。
- 農地や農業水利施設の造成を契機に設立された土地改良区は、造成当時の施設を体制を変えず管理してきたことから、運営基盤が脆弱化している。施設を将来にわたって、適正に保全管理していくためには、人口減少や気候変動などの情勢変化に対応しつつ、それぞれの地域農業の将来を見据えた管理体制への早急な見直しが必要。

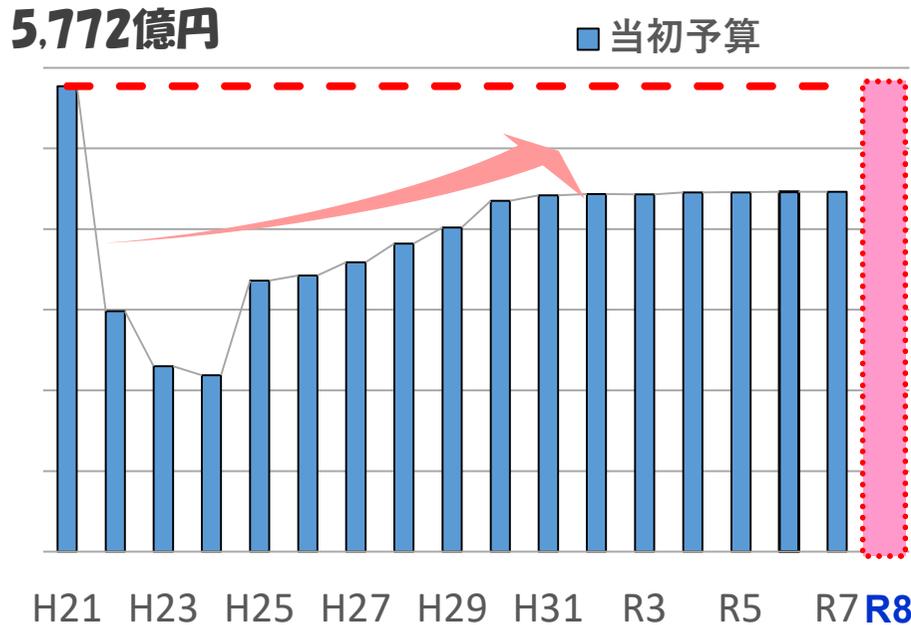
- 人口減少に対応した効率・効果的な「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業」の実現
- 近年の気候変動に対応した農村地域の防災・減災力の強化
- 将来にわたる農地・農業水利施設等の保全管理体制の再構築

農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 令和8年度当初予算の確保について

地域が描く農業・農村の将来像を実現するための農業農村整備を計画的に行うためには、近年の物価高騰の中でも地域のニーズに応えられるよう、当初予算の確保が必要。

農業農村整備事業の当初予算の推移(全国)

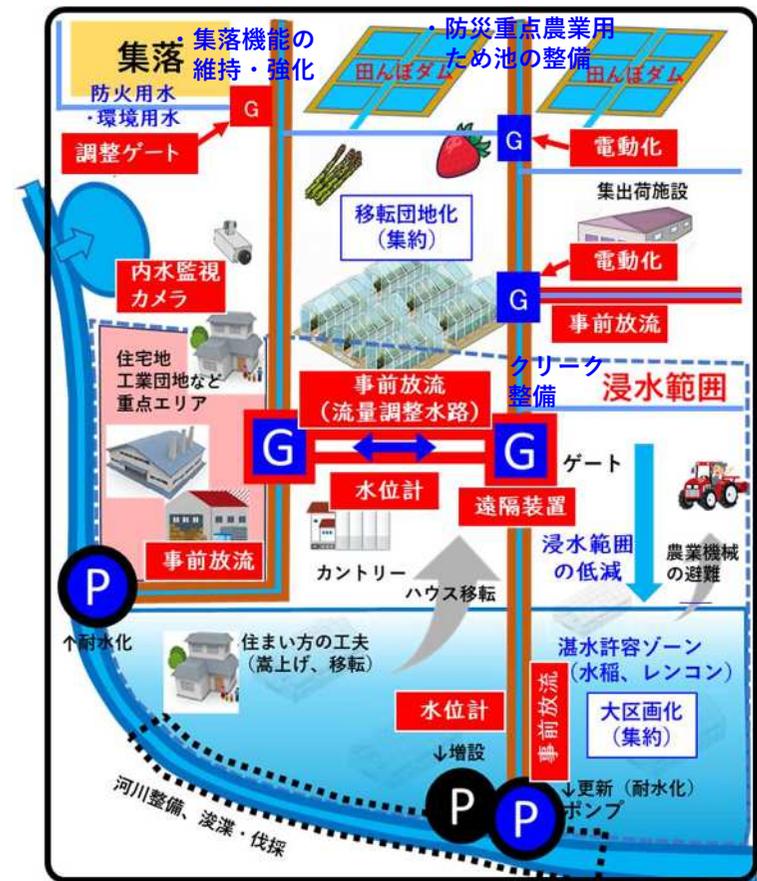


当初予算の確保

計画的にニーズに応じた農業農村整備を実施

地域が描く農業・農村の将来像の実現

地域が描く農業・農村の将来像

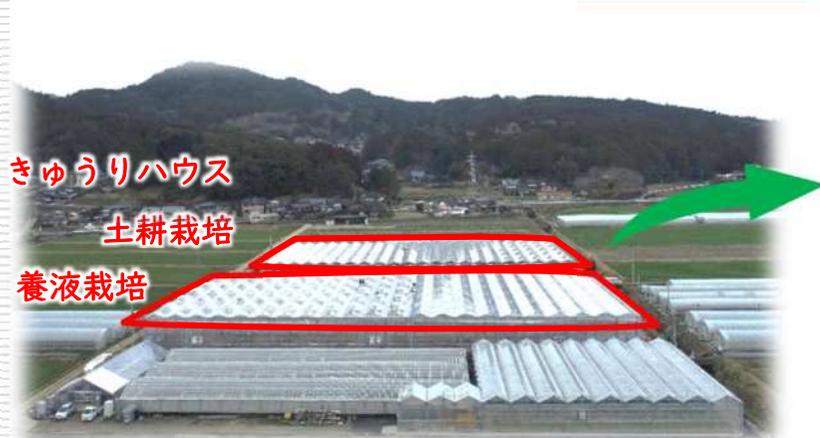


農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けた農業農村整備

①人口減少に対応した効率・効果的な「磨き、稼ぎ、未来へつながる農業」の実現

・担い手への農地集約で実現する園芸団地整備



農地耕作条件改善事業 武雄市



施設きゅうり
0.9ha増

・トレーニングファーム
制度を活用した担い手
の確保



トレーニングファーム
修了生
2名が入植

・効率・効果的な農業が実践できる基盤整備



○ 農地を大区画化・集約化し、
水稻直播や、ドローンによる
防除を実施。



【営農者の声】

- ・作業効率がとてもよくなった！
- ・集約で移動回数が減り作業時間も短縮！



農業競争力強化農地整備事業 伊万里市

農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けた農業農村整備

② 近年の気候変動に対応した農村地域の防災・減災力の強化



ため池の
保安全管理



・防災重点農業用ため池の整備



事前放流
の実施



・クリークの護岸整備・堆積土砂の撤去



田んぼダムの
取組

R5年度取組面積
西日本1位!

	R5	R6
取組面積	2,151ha	⇒ 2,603ha
貯留容量	215万m ³	⇒ 260万m ³

整備したクリークでの事前放流による貯留容量 1,219万m³ (R6)

気候変動対応型の防災減災対策

農業農村整備事業に係る当初予算の確保

○ 地域が描く農業・農村の将来像の実現に向けた農業農村整備

③ 将来にわたる農地・農業水利施設等の保全管理体制の再構築



協議会

多様な関係者
による話し合い

地域の話し合い



施設の点検

保全管理体制の
再構築



施設の操作



土地改良区巡回

構成組織の
運営基盤強化



土地改良区の
経営診断



水草の除去



農道の補修

※水土里ビジョンを策定する
土地改良区の数
R7年度 15

森林整備・林業振興対策の強化

提案事項

農林水産省・林野庁

- (1) 適切な森林整備と森林資源の循環利用を促進するため、「森林整備事業（造林、林道）」の十分な予算を確保するとともに、主伐（花粉発生源対策）・再造林推進に対する取組を強化すること。
- (2) 林業の担い手の確保・育成のため「森林・林業担い手育成総合対策」の十分な予算の確保及び支援を強化すること。
- (3) 建築物の木造化等に対する支援を民間建築物まで拡充すること。

現状と課題

- 人工林の多くが利用期を迎える一方で、整備が行き届かず、水源の涵養や国土の保全等の公益的機能が十分に発揮されない森林が見られる。
- 花粉発生源対策を推進するためには、事業対象要件を緩和するとともに、標準歩掛の設定が必要。

森林整備・林業振興対策の強化

現状と課題

農林水産省・林野庁

- 当県では、「さかの林業再生プロジェクト」に取り組み、森林施業の集約化活動などの支援を強化しているが、森林資源の充実に伴い、主伐が増加する中、伐採後の植林が遅れるケースも見受けられることから更なる支援が必要。
- また、「さが林業アカデミー（中期研修：2ヵ月間）」を開講し、新たな林業担い手の確保に取り組んでいる。今後、就業者の確実な定着とキャリアアップを推進するためには、就業前の長期研修（1～2年間）に係る「緑の青年就業準備給付金」の交付単価の見直しや、就業後にOJTを行う林業経営体に対する「緑の雇用（指導費助成）」の支援の強化が必要。
- さらに、建築分野での木材利用を促進するため、民間建築物の木造化を推進するとともに、建築物の木造化と一体的に取り組む木製家具の整備に対する支援を拡充し、一層の木材需要拡大による森林資源の循環利用を進めることが必要。

森林資源の適切な管理と利用が進み、森林の多面的機能の発揮

森林整備・林業振興対策の強化

○森林整備事業の予算確保・担い手対策・木材の利用拡大について

適切な森林整備と
森林資源の循環利用の促進



伐採・再造林
の促進

林道・林業専用道の
整備・強靱化



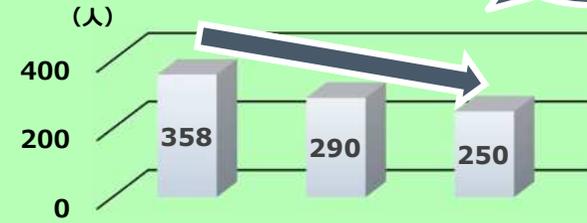
高い林道密度
12.4m/haを
活かした木材生産

木造化に対する支
援を民間建築物ま
で拡充
さらに、一体的に
整備する木製家具
の整備まで拡充

森林・林業担い手育成総合対策
「緑の雇用」等を活用する
林業経営体への十分な支援
就業後も「緑の雇用」
による切れ目のない
キャリアアップ研修



林業担い手の推移



10年間で
3割減少



佐賀県独自の担い手対策を展開



公共建築物における積極的な木材利用



SAGAアリーナ



SAGAサンライズパーク



ALKS (アルクス)

森林保全による防災・減災対策の強化

農林水産省・林野庁

提案事項

- (1) 頻発・激甚化する豪雨災害に対する防災・減災、国土強靱化のため、「治山事業」の十分な予算を確保すること。
- (2) 「森林整備事業」の積算体系を気象や現場に即した内容に見直すこと。
 - ・ 傾斜や猛暑等による作業効率の低下を考慮した歩掛補正の設定
 - ・ 週休2日制の対象工事への追加
 - ・ 共通仮設費等の間接工事費における対象額を細分化し、それに応じた諸経費率の設定
 - ・ スズメバチ等の刺傷事故発生リスクの高い現場において、調査や駆除費用を共通仮設費の積上計上項目へ追加

現状と課題

- 当県においては、平成30年から4年連続で大雨特別警報の発表や、令和5年7月豪雨災害など異常気象の頻発化により、土砂災害による甚大な被害が発生しているため、山地災害危険地区等における計画的な治山対策が必要。

森林保全による防災・減災対策の強化

農林水産省・林野庁

現状と課題

- 森林整備の現場は急峻な地形が多く重労働であるとともに、高温・多雨で植生の生育が旺盛な九州地域においては、夏場の猛暑下で行う下刈り等の過酷な作業が現場技術者の離職につながるなど、雇用定着の障害となっている。
- 林業事業体における雇用形態は、通年雇用化や月給制の導入など改善されてきており、近年では週休2日制の導入を検討する事業体も出てきている。しかし、週休2日制は事業体の経営に大きく影響することから導入が進んでいない状況であり、現場技術者の雇用を促進し定着を図るためには、更なる労働環境の改善が必要。
- 当県における森林整備は、事業費が小さく点在している事例が多い。特に、下刈り等においては共通仮設費率の最低対象額以下が多く、現場毎の安全管理や現場間の移動など受注者の負担となっている。
- 温暖化の影響により、作業現場では攻撃性が高いスズメバチ類の営巣箇所の拡大や活動時期の長期化等によって、作業中の刺傷事故が年々増加しており、現場の事前調査や駆除などに要する費用が発生し、これまで以上に受託者の負担が増加している。

森林の維持・造成による安心安全な生活環境の確保

森林保全による防災・減災対策の強化

大雨の激化・頻発化によって激甚化する山地災害

被害状況



令和3年8月豪雨災害(神崎市)



<被災> 人家(全壊2戸・半壊1戸)、市道



令和5年7月九州北部豪雨災害(唐津市)

<被災> 住民3名死亡
人家(全壊2戸、半壊1戸)、市道

山地災害の復旧と未然防止に向けて
計画的な治山対策が必要

減少する担い手

10年間で
3割減少



猛暑下での過酷な
森林整備作業



作業効率が
低下!

猛暑下での下刈作業



駆除などの
負担増大



スズメバチ類の営巣状況

気象や現場に即した
積算体系の見直しが必要

玄海・有明海の水産振興対策の強化

農林水産省・水産庁

提案事項

- (1) 水産政策の改革に伴う新たな資源管理制度を推進するため、「資源管理協定高度化推進事業」など必要な予算を確保すること。
- (2) 漁業構造改革を推進するため、「水産業競争力強化緊急事業」や「浜の活力再生・成長促進交付金」など必要な予算を確保すること。
- (3) 新規就業者確保を推進するため、「漁業担い手確保・育成事業」など必要な予算を確保するとともに、新たに漁業経営を開始する者に対して、初期投資及び経営自立を支援する給付金制度を創設すること。
- (4) クロマグロの資源管理に伴う漁獲量の各県上限枠については、現状の資源状況に応じた適切な漁獲枠となるよう、引き続き配慮するとともに、クロマグロの増加によるイカ類を含めた他魚種への影響を把握すること。
- (5) 中国による日本産水産物の輸入停止措置の影響を受ける漁業者等に対して、引き続き必要な支援を行うとともに、中国向け輸出の早期再開を実現すること。
- (6) 漁業で使用される軽油引取税の免税措置については、恒久的な制度とすること。

玄海・有明海の水産振興対策の強化

農林水産省・水産庁

現状と課題

- 水産資源の減少により漁業生産力が低下していることから、漁業者の自主的な取組や関係機関の連携強化による水産資源の適切な管理が必要。
- 水産業における就業者の高齢化・担い手不足は、特に、玄海地区で深刻な状況にあることから、労力の軽減・コスト削減に繋がる漁業構造改革の取組や新規就業者確保の取組は重要。
- 近年、クロマグロの漁獲量が増加しているため、資源管理を目的として各県へ配分されている漁獲枠が不足している状況。一方、イカ類等の漁獲量が減少していることから、クロマグロの増加による影響を懸念する声がある。
- 中国への日本産水産物の輸入再開の可能性が示されたが、輸入再開に向けた具体的な事項は不明のままであり、輸入停止措置による水産業への影響は継続。
- 将来にわたって漁業経営の安定を図るためには、令和8年度まで延長されている軽油の引取税の免税措置を恒久的な制度とすることが必要。

漁業所得の向上、経営の安定による活力ある佐賀県水産業の創生

有明海におけるノリの安定生産対策の充実

農林水産省・水産庁

提案事項

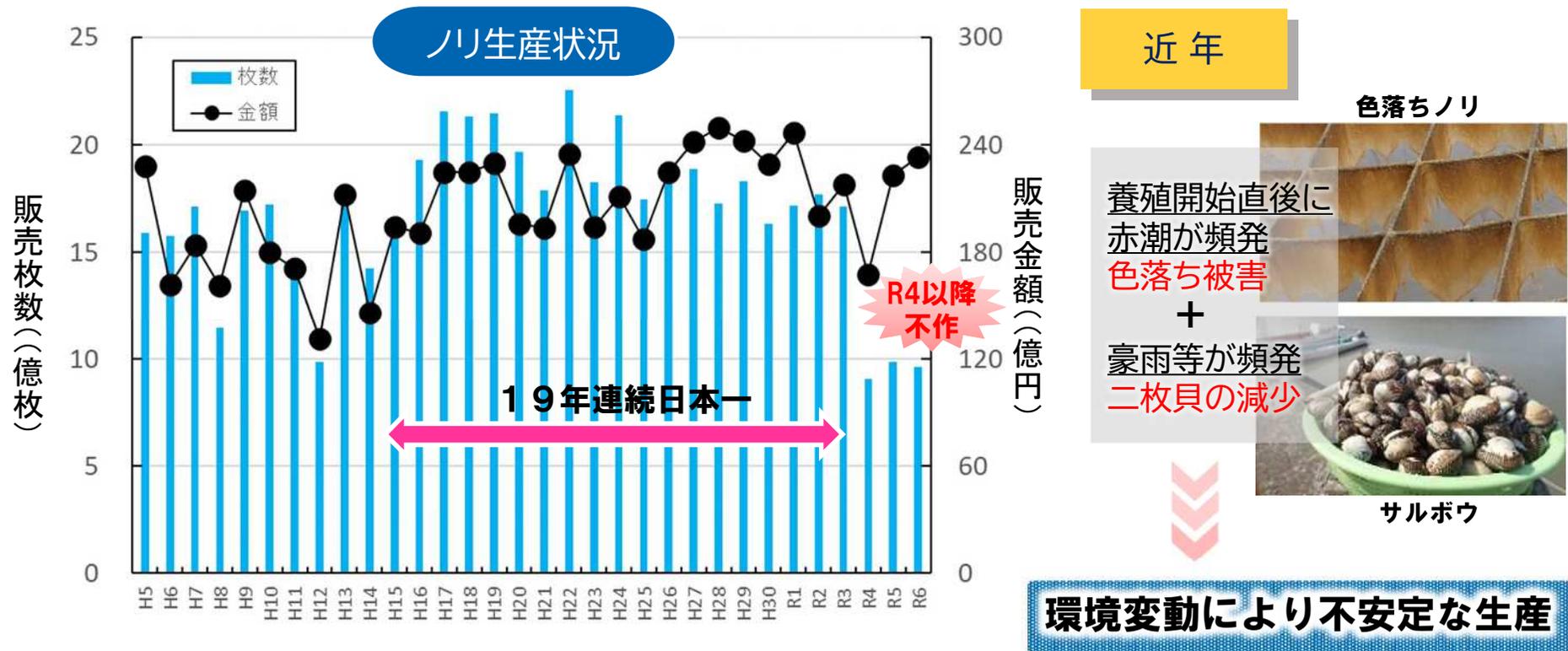
漁業者が安心してノリ養殖に取り組めるよう、「赤潮発生の原因究明と対策」や「赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復」等の、気候変動に伴う環境変化に対応したノリの安定生産に向けた対策を一層充実すること。

現状と課題

- 近年、高水温による養殖開始時期の遅れのほか、その直後から赤潮が発生し、ノリ芽が小さい時期から全域で色落ちが発生。令和4年度以降は、漁期中の少雨も重なり、色落ち被害が拡大。質・量ともに大変厳しく、特に、生産枚数は3年連続で10億枚を下回る状況。
- また、タイラギやアゲマキ等に加え、近年の豪雨等の影響により、令和4年度以降は、サルボウの漁獲がなくなるなど、二枚貝の資源量が更に減少。
- 漁業者からは「近年、新たな種類の赤潮が発生しており、その原因と対策を急いでほしい」「底質の環境が悪く、二枚貝が育たない」といった切実な声。
- 漁業者が安心してノリ養殖を営むためには、環境変化に対応した対策が急務。

ノリの安定生産による漁業者の経営安定

有明海におけるノリの安定生産対策の充実



漁業者の皆さんが安心してノリ養殖に取り組めるために

提案 赤潮発生の原因究明と対策

- ・ 広域的な赤潮発生の原因究明に係る調査研究
- ・ 赤潮の発生及び拡大抑制に係る対策の確立

提案 赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝資源の回復

- ・ 資源回復に向けた取組への継続した予算の確保
- ・ 豪雨等のリスクがある中でも増殖可能な環境改善技術の開発



県土整備部

SAGA Prefectural Government

強くて、しなやかな、佐賀の未来へ ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～

財務省・国土交通省

提案事項

県民の安全・安心な暮らしを支え、災害に強い県土の実現のため、防災対策やインフラ老朽化対策を含む国土強靱化の対策を加速して進めるために必要な予算を確保すること。その際、資材価格等の高騰を踏まえて、必要な事業量が確保できるようにすること。

- ① 地域の飛躍や安全・安心な暮らしを支える道づくりの推進
- ② 治水対策の推進
- ③ 土砂災害防止対策の推進
- ④ 海岸保全対策の推進
- ⑤ 無電柱化の推進
- ⑥ インフラ老朽化対策等の推進

強くて、しなやかな、佐賀の未来へ ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～

財務省・国土交通省

現状と課題

- 令和3年まで4年連続で大雨特別警報が発表され、令和5年7月豪雨では、佐賀県管理河川において、県内各地で氾濫危険水位を超過し、至る所で河川の護岸が崩壊。
- 豪雨災害時においては、河道掘削や河川改修、ダム・排水機場などの整備により被害の軽減につながり、整備効果を強く発揮。
- 『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の予算は令和2年度から令和6年度まで、補正予算において5か年分がすでに措置されているが、近年、気候変動によって頻発・激甚化している自然災害から県民の生命・財産を守るためには、引き続き、国土強靱化の取組を計画的に推進していくことが必要。
- 物価高騰に伴い建設資材、燃料、労務単価が上昇し、必要な予算が増加しており、物価高騰を踏まえた予算の確保が必要。
- 継続して、国土強靱化を推進する必要がある。

- 人命の保護が最大限図られる
- 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- 迅速な復旧復興が可能となる

強くて、しなやかな、佐賀の未来へ ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～

近年、記録的な大雨や台風などの自然災害により、被害が増加傾向！

公共土木施設災害発生件数の推移（道路・河川・急傾斜）



土砂災害（唐津市浜玉町）



道路災害（佐賀市富士町）



河川施設被害（多久市北多久町）



令和5年7月豪雨
被害状況

国土強靱化の取組を加速！！

治水対策



土砂災害防止対策



道路防災対策



①地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道づくりの推進

提案事項

財務省・国土交通省

地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道路の整備に必要な予算を確保すること。

- ① 直轄道路における交通安全対策事業等の着実な推進
- ② 補助及び交付金事業による通学路などの歩道整備や地域活動を支える生活圏内道路の渋滞対策などの着実な推進

現状と課題

- 人口密度が高く、都市が点在する分散型県土を形成している佐賀県では、人・モノの移動が自動車交通に大きく依存。くらしに身近な道路の整備が地域の飛躍や安全・安心なくらしのために不可欠。
- 人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は、未だに全国ワーストレベル。
- 通学路の安全を一層確保するため、通学路合同点検や未就学児の移動経路の緊急点検における要対策箇所の重点的な整備が必要。
- 災害時に避難や物資輸送の確保が必要な道路上の法面の防災・減災対策が必要。

- ・ 安全・安心な道路空間の構築
- ・ 道路における災害を未然に防止（防災・減災、国土強靱化）

①地域の飛躍や安全・安心なくらしを支える道づくりの推進

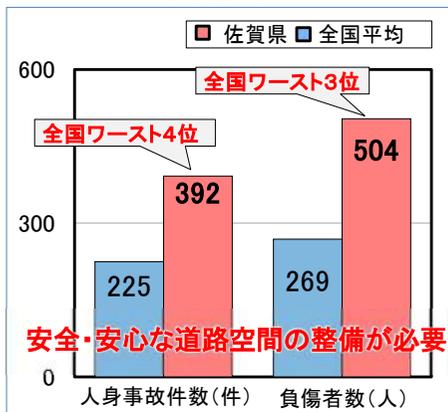
人身事故発生件数
「全国ワースト4位」
(人口10万人当たり)



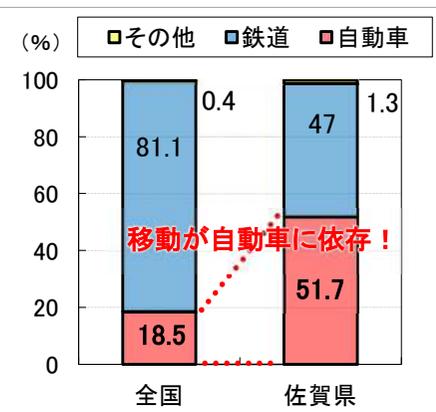
【生活圏内道路の整備】

通勤、通学等で混雑する道路の機能や安全性の向上のための整備を推進

＜人口10万人当たりの交通事故状況＞
(令和5年)



＜旅客移動手段＞
(令和4年)



主要地方道 佐賀川久保鳥栖線

【防災・減災対策】

災害リスクに対する防災・減災対策を推進



国道323号

【自歩道整備】

ユニバーサルデザインを考慮した道路の改良や歩道の整備等を推進



主要地方道 北茂安三田川線

【通学路に対する安全対策】

通学路合同点検の結果に基づいた安全対策を推進



国道208号

②治水対策の推進

財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し、『流域治水』の更なる推進に必要な予算を確保すること。

- ・直轄河川事業のより一層の加速（筑後川、嘉瀬川、六角川、松浦川）
- ・個別補助事業及び防災・安全交付金による河川事業・下水道事業のより一層の加速

現状と課題

- 佐賀県は自然排水が困難な低平地を多く抱えており、河川整備に多くの費用と年月が必要である。（整備率は未だ51.6%（令和6年度末時点））
- 県内では令和3年まで4年続けて大雨特別警報が発表され、記録的な豪雨が頻発。
- 未改修区間の外水氾濫や市町を跨ぐ内水氾濫で、甚大な被害が発生。
- 令和5年7月に、佐賀県の北部地域を中心に集中豪雨が発生し、河川氾濫による浸水被害や河川災害など多くの被害が発生。
- 佐賀県では、流域治水の更なる推進に向け、市町への支援制度（調査費補助など）を令和3年度から令和6年度まで実施。

②治水対策の推進

財務省・国土交通省

現状と課題

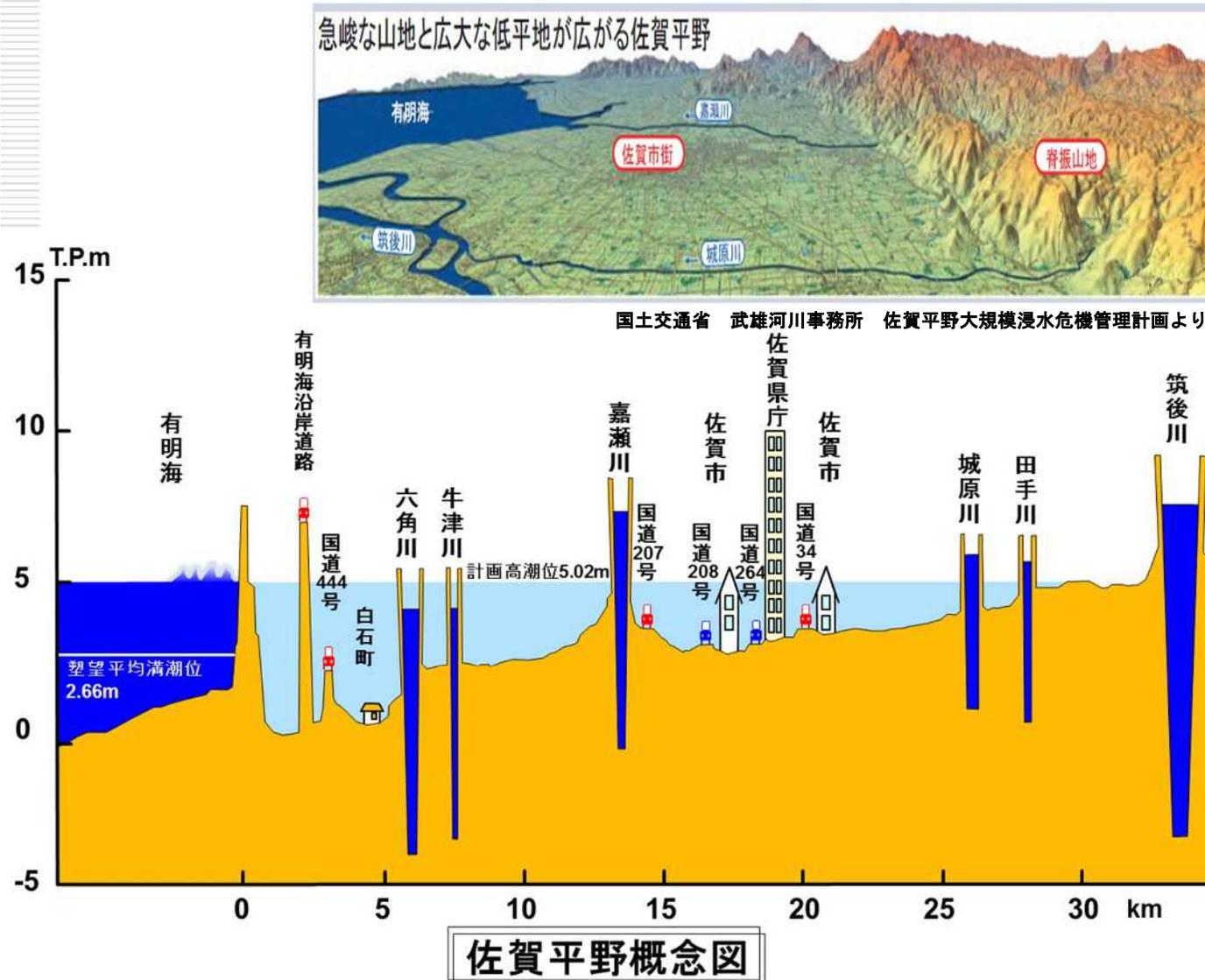
- 都市浸水対策に関して、佐賀県の都市浸水対策達成率（49％）は、全国平均（62％）に比べ低く、整備が遅れている。（R6.3）
- 令和5年3月に六角川上流域が特定都市河川に指定されており、令和7年3月には六角川流域水害対策計画を策定し、令和7年度から計画に基づいた流域治水対策を実施。
- ハード・ソフトの両面から浸水対策に取り組む必要がある。

- 
- 安全で安心して暮らせる県土づくり
 - 企業立地の促進などに貢献

②治水対策の推進

佐賀県は、有明海の潮汐の影響を大きく受ける自然排水困難な低平地をかかえる水害常襲地帯

近年の豪雨の出水状況
(県管理区間)



③土砂災害防止対策の推進

総務省・財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し、『流域治水』を推進し『事前防災対策』を加速させるため、土砂災害防止対策に必要な措置を講じること。

- ・個別補助事業等によるハード整備に必要な予算を確保すること。
- ・ソフト対策の推進のため、基礎調査に係る補助率の嵩上げや起債の充当を認めること。

現状と課題

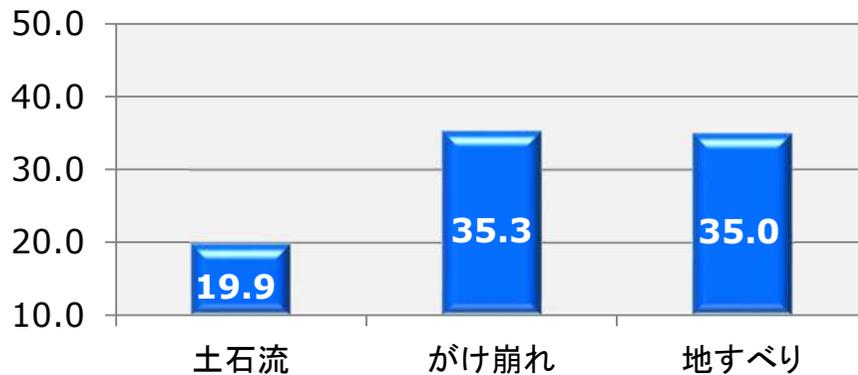
- 佐賀県では、土砂災害危険箇所（9,534箇所）のうち、人家5戸以上等の要対策箇所（3,610箇所）の整備率は令和6年度末27.8%と低い状況。
- 県の土砂災害警戒区域（12,909箇所）のうち90%の箇所が住民の生命又は身体に危害が生じる土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定されている。
- 近年、土砂災害発生件数は増加傾向にあり、令和5年7月九州北部豪雨でも記録的な大雨により県北部地域を中心に土砂災害が発生するなど、土砂災害発生件数が大幅に増加しており、早急に土砂災害防止施設の整備が必要。
- ハード整備と併せて、更にソフト対策を推進していくためには、基礎調査を加速する必要があることから、補助率の嵩上げなど地方負担の軽減が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

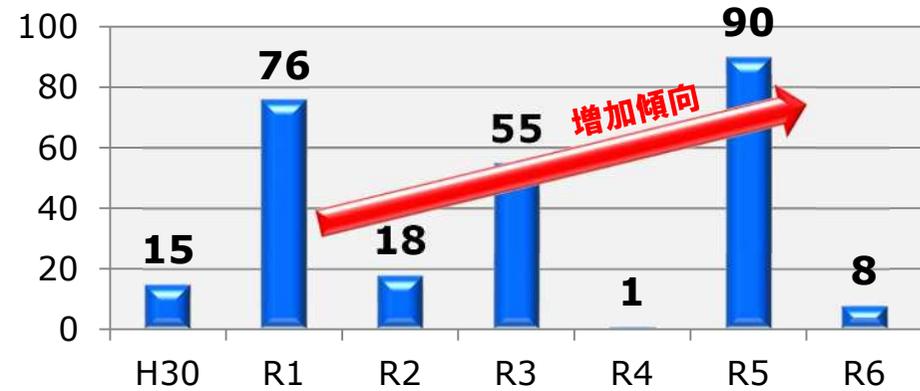
③土砂災害防止対策の推進

- 県内の土砂災害危険箇所(土石流、がけ崩れ、地すべり)の整備率は27.8%
- 令和5年7月九州北部豪雨では、県内の山間部で土砂災害が多発し、近年増加傾向！

(%) 佐賀県の土砂災害防止施設の整備率 (R6年度末)



(箇所) 佐賀県の土砂災害の発生件数



- 令和5年7月九州北部豪雨の主な土砂災害



④ 海岸保全対策の推進

財務省・国土交通省

提案事項

気候変動による近年の激甚化・頻発化する災害に対し『流域治水』を推進し、海岸保全施設の予防保全型の維持管理（整備・更新）を着実に推進するために必要な「海岸メンテナンス事業」の予算を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県では、これまで最大6mに及ぶ有明海の干満の影響を受ける佐賀・白石平野等で高潮や津波等の被害を受けてきたことから、昭和35年より海岸堤防の整備を実施、令和4年に整備が完了。
- 佐賀県が管理する排水機場、水門や海岸堤防などの重要な海岸保全施設は、建設後30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいるため、長寿命化計画に基づく予防保全対策により機能の維持が必要。
- また、気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、今後の海岸保全と整備のあり方について検討を進めている。

安全で安心して暮らせる県土づくり

④ 海岸保全対策の推進

佐賀県の低平地は、有明海の潮汐とあわせて高潮や津波等の影響を大きく受ける自然排水が困難な水害常襲地帯

過去の高潮による被害と整備状況



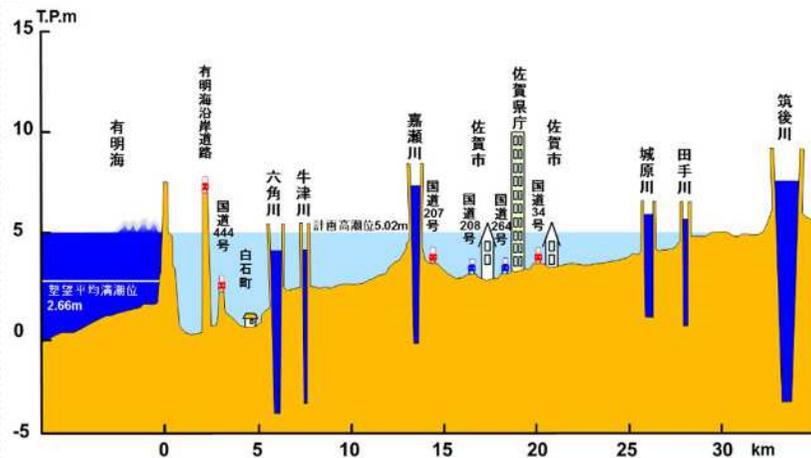
国土交通省 武雄河川事務所 佐賀平野大規模浸水危機管理計画より



▲平成17年9月台風14号（太良海岸）



海岸堤防整備後（太良海岸）



佐賀平野概念図

海岸保全施設の老朽化状況



ポンプ内部の腐食状況



護岸（飛沫水路）の破損状況

⑤無電柱化の推進

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 無電柱化事業の着実な整備推進のために必要な予算を確保すること。
- (2) 多様な整備手法・更なるコスト縮減の推進等により、電線管理者が無電柱化に取り組みやすい環境整備を促進すること。

現状と課題

- これまで無電柱化推進計画に基づいた整備や、新設電柱の制限などで無電柱化に取り組んでいる。佐賀県には、他にも歴史情緒ある街並みを有する地域などが多数あり、美しい景観づくりや地域特性を活かしたまちづくりを進める必要がある。
- 地方公共団体及び電線管理者の整備費用などが負担となっていることから、コスト縮減を推進する必要がある。

良好な景観・住環境の形成や安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災性の向上など、安全で地域特性を活かしたまちづくりの推進

無電柱化の推進による安全で地域特性を活かしたまちづくり

整備前



唐津くんちの曳山行事／大手口佐志線
(ユネスコ無形文化遺産・重要無形民俗文化財)



小城駅千葉公園線
(小城駅前)



市道三溝線
(SAGAサンライズパークへのアクセス)

整備後



安全で快適な歩行空間の確保・道路の防災性の向上、
良好な景観形成など、安全で地域特性を活かしたまちづくりの推進

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 「持続可能なインフラメンテナンスの実現」に向けて、予防保全型の維持管理・更新を計画的かつ持続的に行うため、必要な予算を確保すること。
- (2) インフラ老朽化対策と併せて実施する耐震化の推進に必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県の社会資本の多くは整備から時間を経ており、施設の老朽化や機能の低下により、更新費用の増大や集中的な財政負担が必要。
- 老朽化対策のコストの最小化、平準化を図るため、橋梁や排水機場等の公共土木施設及び公営住宅で長寿命化計画を策定し、維持管理・更新を実施。
- 能登半島地震を踏まえ、災害時に避難や物資輸送の確保が必要な道路の橋梁（15m以上）や、県民生活に直結する上下水道施設に対して、一体的な耐震化を進めていくことが必要。
- 今後、予防保全型インフラメンテナンスへの本格転換に向けた老朽化対策を加速させ、社会資本の耐震化を推進するためには予算の確保が必要。

安全で安心して暮らせる県土づくり

⑥ インフラ老朽化対策等の推進

インフラ老朽化の現状

財務省・国土交通省

○ 橋 梁

橋梁の老朽化



上部工の損傷
(腐食)



下部工の損傷
(腐食)

○ 排水機場

ポンプ内部の老朽化



プロペラの腐食

○ 公共下水道

污水管渠の腐食



鉄筋の露出・腐食

- 橋梁 : 長寿命化修繕計画に基づく要対策箇所419橋のうち、約半数が未対策
橋齢50年を超える橋梁数は加速的に増加
- 排水機場・水門、ダム : 地形的特徴から排水機場や水門が多く、ダムとともに施設の老朽化が進行
 - ✓ 排水機場数は全国1位の53施設のうち、33施設が建設後30年以上経過
 - ✓ 県管理13ダムのうち、11ダムが建設後20年以上経過
- 海岸保全施設 : 佐賀県が管理する排水機場、水門や海岸堤防などの重要な海岸保全施設は、建設後30年以上経過
- 砂防関係施設 : 県が管理する砂防関係施設は計1,003箇所うち816箇所が建設後20年以上経過
- 港湾施設 : 主要な港湾施設(防波堤、係留施設、橋梁)129施設のうち、101施設が建設後30年以上経過
- 上水道 : 建設後40年を経過した上水道の管路延長は約1,380km
- 公共下水道 : 建設後30年を経過した公共下水道の管路延長は約545km

ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

財務省・経済産業省・国土交通省

提案事項

- 県営ダムの老朽化対策における国庫補助制度の拡充を行うこと。
- ・ダムメンテナンス事業（堰堤改良）について国庫補助率を引き上げること。
- ・多目的ダムの改良事業に伴う利水事業者負担に対する国庫補助制度を創設すること。

現状と課題

- 佐賀県は多くの県営ダム（13ダム）を有しており、令和元年佐賀豪雨及び令和3年8月豪雨等においても効果を発揮してきたが、建設後、相当年数が経過しており、予防保全による計画的な設備改良が必要。
- ダムメンテナンス事業（堰堤改良）については、治水上重要な施設にもかかわらず、事業規模等によって他の河川管理施設（排水機場等）に比べ補助率が低く、設備改良の進捗を図るうえで課題。
【堰堤改良事業40%、他の河川管理施設50%】
- 多目的ダムの改良事業に伴う負担金については、治水目的や農業用水目的には国庫補助制度がある一方で、上水道や工業用水などの利水目的に対する国庫補助制度はない。
- 利水事業者においては、既存施設の更新や耐震化等に費用を要している中、ダムの改良事業に伴う更なる負担増が懸念される。

ダムの適切な設備改良による県民の安全で安心して暮らせる県土づくり

ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

堰堤改良事業（事業費内訳）

公共事業費	
国補助	40%
県負担	60%
利水者負担金	
国補助	0%
利水者	100%



公共事業費	
国補助	50%※
県負担	50%
利水者負担金	
補助制度の創設	

※河川・砂防・海岸メンテナンス事業は 国庫補助率50%

- 国庫補助率の引き上げ
- 利水者負担金（利水事業者）への補助制度の創設



有田ダム



コンクリート剥落

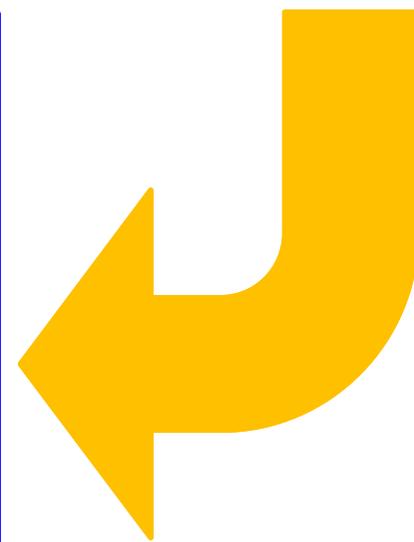


非常用洪水吐管理橋梁



支承部の劣化

ダムの機能回復や向上



ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充

佐賀県内の県営ダム一覧

目的	ダム名称	完了年度	利水事業者負担率
多目的ダム	有田ダム	S36	上水:有田町 5.05%
	竜門ダム	S50	上水:有田町 2.93% 上水:伊万里市 37.87%
	伊岐佐ダム	S54	上水:唐津市 3.1%
	平木場ダム	S58	上水:唐津市 11.6%
	本部ダム	S63	上水:佐賀西部広域水道企業団 49.3%
	矢筈ダム	H5	上水:佐賀西部広域水道企業団 17.7% 工水:武雄市 12.6%
	狩立・日ノ峯ダム	H13	上水:佐賀西部広域水道企業団 5.6%
	都川内ダム	H14	工水:伊万里市 70.4%
	中木庭ダム	H19	上水:鹿島市 8.7% 発電:(株)ニシコー 0.1%
	井手口川ダム	H24	上水:伊万里市 9.6%
治水ダム	岩屋川内ダム	S48	—
	深浦ダム	H元	—
	横竹ダム	H13	—



出典：佐賀県のダム（佐賀県ホームページ）

都市基盤（市街地の形成）の整備推進

提案事項

財務省・国土交通省

豊かで活力ある地域づくりや人中心のまちづくりを目指し、佐賀駅周辺や肥前鹿島駅周辺などの居心地が良く、歩いて楽しい『みちづくり』から『まちづくり』へつなげていくために、街路整備、都市再生整備等に必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 個性ある多様な地域の形成や、人々が快適に生活できる環境の形成のためには、防災、良好な景観形成等を踏まえた街路の整備や都市再生整備、無電柱化の推進が不可欠。
- そこに暮らす人や訪れる人も惹きつけるまちへと再生するため、地域特性を活かし、地域が持つ潜在価値を磨き上げるまちづくりに取り組む必要がある。

- まちなかに人々が溢れ、集い、憩う佐賀らしい日常空間の創出
- こどもや子育て世帯、高齢者・障害者等に配慮した安全・安心な都市空間の創出や都市交通の円滑化
- 地域特性を活かした、人中心の歩いて楽しいまちづくりの推進

都市基盤（市街地の形成）の整備推進

「暮らし観光のまちあるき」の出発点

県と鹿島市が一体となって整備 令和7年度着手



鹿島・太良地域らしさを感じられるわざわざ訪れたい交流拠点
 ≪ 駅前鹿島駅周辺地区（鹿島駅組知線他） ≫
 まちなかウォークアブル推進事業（県・市）
 街路事業（県）

都市交通の円滑化、ゆとりある良好な都市環境の創出を図る （街路事業・無電柱化推進計画事業）

（整備前）

（同一路線整備後）



無電柱化

自歩道整備

大学・短大・高校・中小学校
 各種病院等が集中する路線



周辺環境との連続性の創出（景観向上）

≪ 城内線（4工区） ≫ 無電柱化推進計画事業

居心地が良く、歩いて楽しいまちづくり



楽しく歩ける空間の創出

市道三溝線

佐賀駅前交流広場（佐賀城口）
 令和4年完成

R5年3月ほこみち指定

人々が思い思いに豊かな時間を
 過ごすことができる空間

佐賀駅下古賀線（東側歩道）
 『さが維新テラス』
 令和6年8月オープン

≪ 佐賀市佐賀駅周辺北地区 ≫
 まちなかウォークアブル推進事業（県・市）

都市公園の整備推進

財務省・国土交通省

提案事項

- 歴史的な地域資源を有する吉野ヶ里歴史公園や佐賀城公園、多様なレクリエーションが楽しめる森林公園など、オープンスペースを活用し、こどもや子育て世帯をはじめ、誰もが安全で安心して快適に利用できる都市公園の整備に必要な予算を確保すること。
- トイレのUD化など、誰もが安全で安心して都市公園施設を利用できるよう必要な改修を継続して適切に実施するため、国の事業期間を延長すること。

現状と課題

- 生活様式の多様化により、オープンスペースである公園の価値が再認識される中、歴史的な地域資源を更に磨き上げ、多くのレクリエーション需要に対応した都市公園施設の整備が必要。
- 令和10年度開催に向け申し入れを行っている全国都市緑化フェアの基本構想の策定を進めており、都市公園の整備・活用が必要。
- 都市公園施設の老朽化が進み、トイレのUD化など改善を要する施設が増加する中、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の対象事業である公園施設のバリアフリー化については令和7年度までの措置。

快適なオープンスペースや地域の魅力を高め、交流・観光を促進

都市公園の整備推進

(オープンスペース、公園施設の更なる活用)

アートと歴史を楽しむオープンスペース
(博物館・美術館南側 SAGA ART PATH)



佐賀城公園

佐賀県ならではの文化芸術振興を育む
イベントの開催 (佐賀さいこうフェス)



佐賀城公園

吉野ヶ里遺跡の歴史的価値を後世につなぐ
(官民連携) <Park-PFI>



吉野ヶ里歴史公園

早朝ヨガイベント
(吉野ヶ里遺跡を望みながら唯一無二の体験を)



吉野ヶ里歴史公園

筑後川水系ダム群連携事業の推進

財務省・国土交通省

提案事項

筑後川水系ダム群連携事業(水資源機構事業)に予算を確保し、より一層事業を推進すること。

現状と課題

- 筑後川では、都市用水が優先的に確保されてきたため、夏場の河川環境の保全や既得取水の安定を図るために必要な水(不特定用水)の確保が遅れている。
- このため、農業用水の取水が集中する“かんがい期”に降雨が少ない場合は、概ね3年に1回程度の割合で取水制限などの渇水調整が実施されている。



ポリタンクで給水。稲は枯死寸前



田面がひび割れし枯死した稲

「不特定用水」
を確保するための
施設整備が
急務



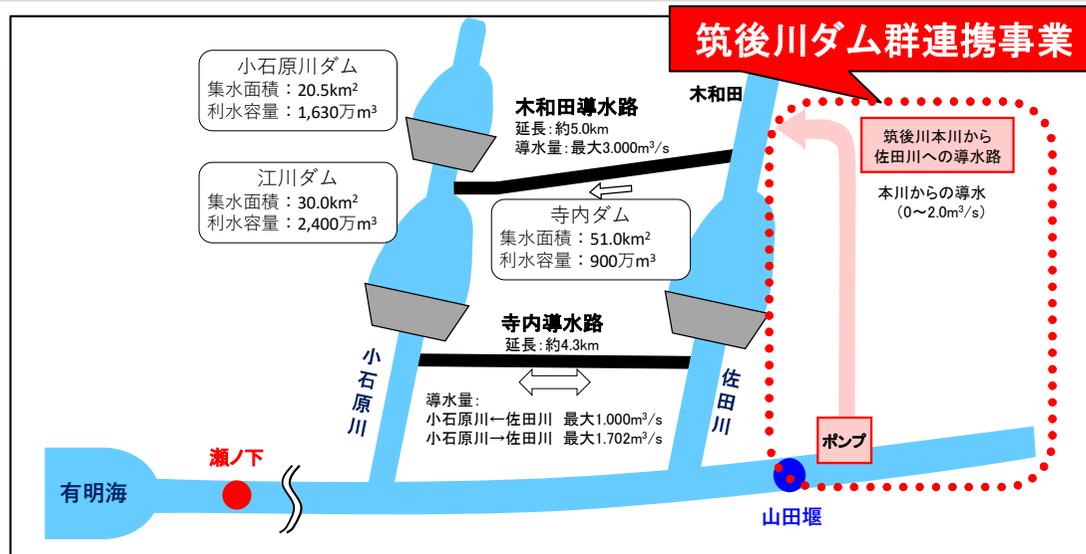
小石原川ダム(令和元年度概成)

令和元年6月26日～令和元年7月25日渇水調整(ダム統合運用)
令和5年12月19日～令和6年4月24日渇水調整(ダム統合運用)
令和6年2月17日～令和6年4月24日取水制限(3%)

河川環境の保全や農業などの産業活動の源となる良質な水を安定的に供給

筑後川水系ダム群連携事業の推進

事業概要図

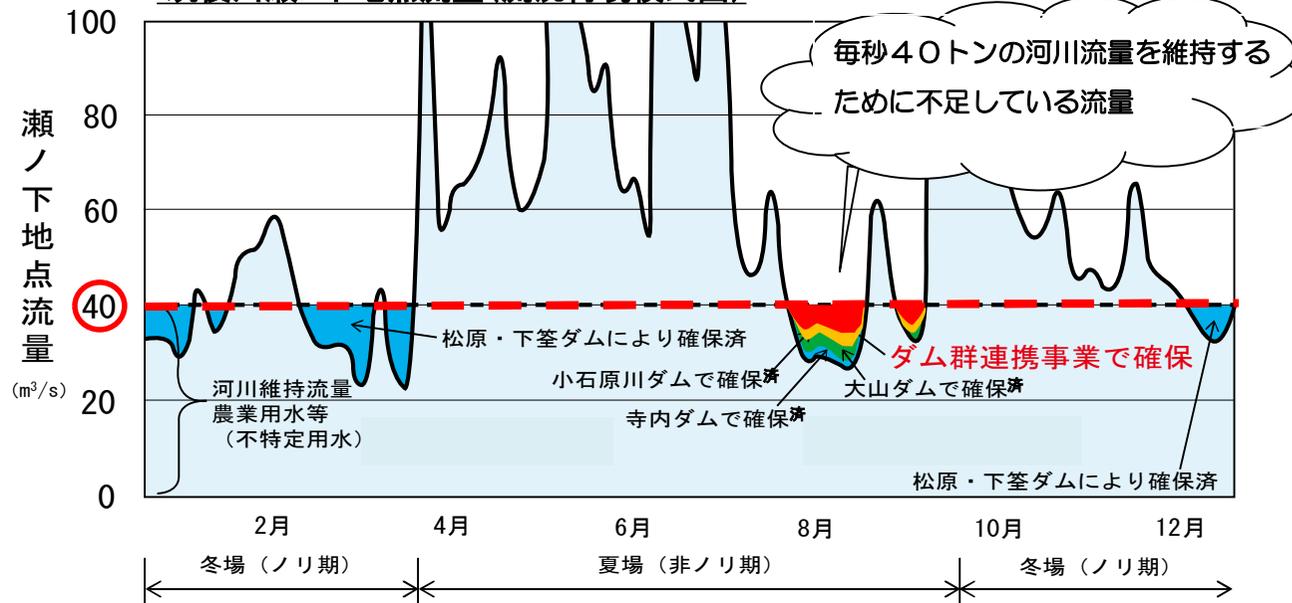


- 令和5年度 筑後川水系ダム群連事業の『建設事業』の新規採択
- 既設の3ダムの空き容量を利用し筑後川の豊富な水を筑後川本川から導水し、不特定用水を確保する。
- 小石原川ダムを含む3ダムの連携により、効率的な水運用を図る。

筑後川の水は有明海の漁業も下支え



筑後川瀬ノ下地点流量(流況再現模式図)



佐賀導水路堰堤改良事業の推進

財務省・国土交通省

提案事項

- 佐賀導水路堰堤改良事業に必要な予算を確保し、事業を推進すること。

現状と課題

- 佐賀導水路は、佐賀平野の2市3町を跨ぐ総延長23kmの流況調整河川で洪水調節・内水被害の軽減排除などの目的で平成21年に完成。
- 令和元年佐賀豪雨（8月28日）では、巨勢川調整池への貯留と排水ポンプの稼働により巨勢川下流の水位が抑えられ、巨勢川からの越水、洪水氾濫を回避。佐賀平野の洪水被害軽減に重要な役割を担う。
- 近年、特にポンプ施設の不具合が頻繁に発生。出水時において安定的に施設機能が発揮できないおそれがある。
- ポンプ故障によるリスクを軽減するため、ポンプ施設のメンテナンス性向上、分散化が不可欠。
- また、大規模地震に備え、早急な施設の耐震化対策が必要。
- 佐賀平野の治水安全度を保つため、耐震対策を含めた信頼性向上につなげるために必要な予算の確保かつ整備推進が不可欠。

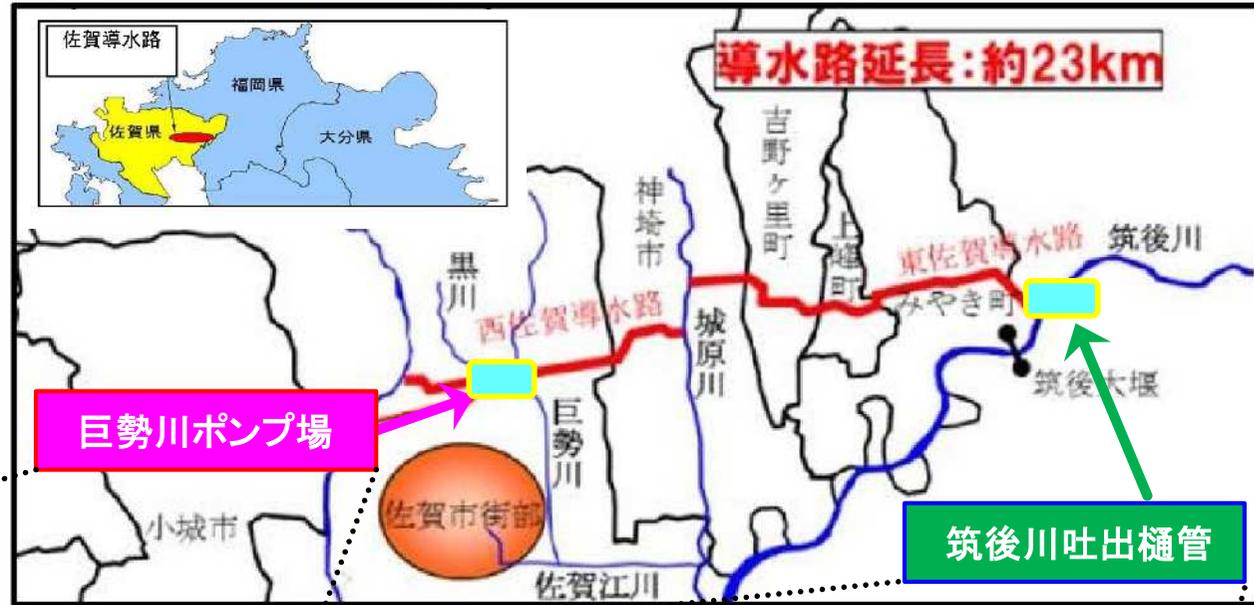
安全で安心して暮らせる県土づくり

佐賀導水路堰堤改良事業の推進



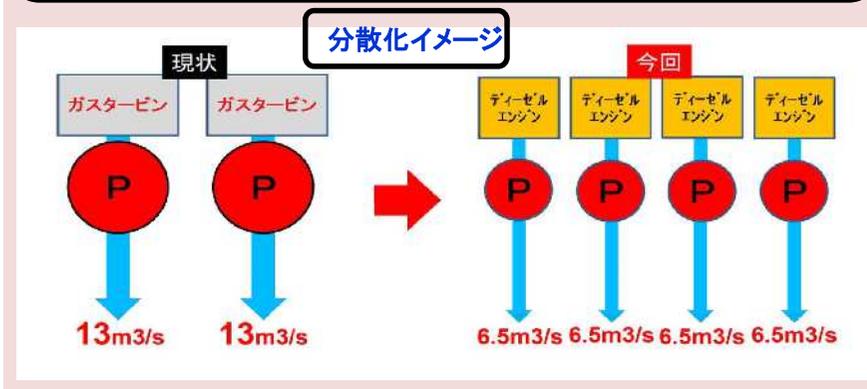
■巨勢川調整池の効果

令和元年佐賀豪雨(8月28日)では、計画貯水量220万 m^3 のうち約210 m^3 (約95%)を貯留し、巨勢川からの越水、洪水氾濫を回避



メンテナンス性向上・分散化: 巨勢川ポンプ場のガスタービンをディーゼルエンジンに変更(R6~設計)

耐震対策: 筑後川吐出樋管は、耐震性能照査の結果、耐震対策を実施中(R6~設計)



建築物の安全性の確保

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 建築物の耐震化に必要な予算を確保すること。
- (2) 建築物の耐震診断・改修にかかる補助制度の拡充等を行うこと。
- (3) 住宅の耐震診断・改修にかかる補助対象の拡充等を行うこと

現状と課題

- 耐震改修促進法及び耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を図っているが、街なかにおいては、安易に解体のみが先行することによる空洞化や駐車場化が進むことを危惧しており、まちの賑わいに資するような建替え（改築）事業に誘導するための継続的な支援が必要。
- 沿道建築物等の建替えや耐震改修を円滑に実施するため、所有者や入居者への営業補償や移転費（移転先の改修費を含む）の支援が必要。
- 耐震化を進めるため、近年の人件費の高騰を反映した耐震診断に係る補助限度額の見直しが必要。
- 耐震性の低い住宅の所有者の多くは高齢化等の理由により耐震化が進んでいないことが能登半島地震でも確認された。所有者の負担軽減のため、耐震シェルターや耐震ベッド等の低コストな手法でも補助対象となる等の対応が必要。

地震発生時の建築物や住まいの安全安心の確保

地籍調査費の予算確保

財務省・国土交通省

提案事項

地籍調査の推進に係る必要な予算（地籍調査費負担金）を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県の地籍調査は全国一位の進捗率だが、権利関係が複雑な中心市街地や森林荒廃が進む山村部の調査が残っている。
- 佐賀市の中心市街地において所有者が不明のため開発や取引等、土地の流動化を妨げている事例が多数存在。
- 所有者不明土地の発生抑制のため、早期の調査完了が必要。

筆界未定となっている土地の現状



土地取引の円滑化や土地資産の保全
地籍調査情報を基にした公共事業や民間開発事業の円滑化

所有者不明土地等の発生抑制・解消等

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 所有者不明土地や低未利用地の解消に向けた対策については、国庫補助率のかさ上げや譲渡所得控除額の増額等、土地の有効活用を促進させるための対応を進めること。
- (2) 令和5年4月27日から始まった相続土地国庫帰属制度や令和6年4月1日に施行された相続登記の義務化など所有者不明土地を解消するための取組、税制上の制度見直しについて、周知・啓発を一層進めること。

現状と課題

- 今後、全国的に世帯数が減少に転じることで、危険空き家を含んだ所有者不明土地等の問題は、ますます顕在化してくる。
- 所有者不明土地等の発生は、市街地でのスプロール化（空洞化）の進行、農林地での耕作放棄地増加等、様々な課題を生じさせる。
- 所有者不明土地等の発生抑制・解消に向けては法整備等の対策を進められているが、今後一層の対応策を講じる必要がある。

管理不全・不動産問題のない活力あるまちづくり・地域づくりの推進

下水道施設の整備及び改築・更新の促進と支援の充実

財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 下水道施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。
- (2) 今後急激に増加が見込まれる下水道老朽化施設の改築・更新を計画的かつ効率的に行うために補助制度の充実など必要な予算を確保すること。
- (3) 下水道の持続可能な事業運営や施設の老朽化対策に向けて、計画的・戦略的な改築・更新やその基盤となる経営改善等に係るハンズオン支援制度などの支援を一層充実すること。

現状と課題

- 佐賀県の汚水処理人口普及率（87.7%）は、全国平均（93.3%）に比べて低く整備が遅れている。（R6. 3）このため公共下水道の更なる整備促進が必要。
- 佐賀県の下水道施設は、管路施設は約3,600km（R6. 3）、処理場施設は28箇所であり、今後は施設の老朽化が進行し、改築・更新費用の増大が見込まれる。
- 下水道施設の適切な維持管理のため、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な点検、調査、改築・更新が必要。
- 老朽化対策は防災・安全交付金事業の重点配分の対象外で十分な予算が確保できていない。
- 埼玉県的事案を契機に早急な対策として優先的な予算の確保が必要であり、新たな補助事業の創設が必要。
- 都市部の大口径の下水道管路と同様に、佐賀県などの地方は小口径の管路の維持管理も重要。
- 人口減少等に伴う収入減少や老朽化施設の増大等により、厳しい経営環境になることが想定される中、経営基盤の強化等の取組が一層求められている。



下水道施設の整備促進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

生活排水処理施設の整備促進

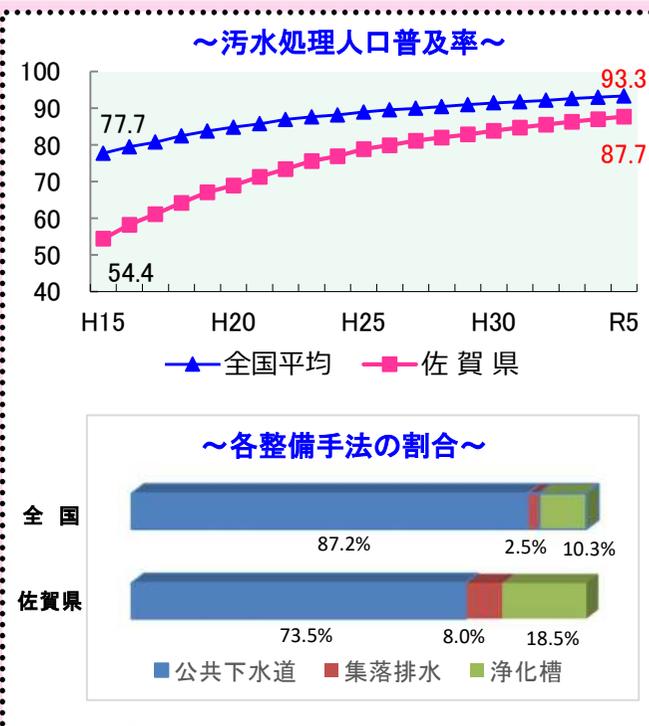
内閣府・財務省

提案事項

生活排水処理施設整備に必要な予算を確保するとともに、普及が遅れている地方に重点的に配分すること。

現状と課題

- 佐賀県の汚水処理人口普及率（87.7％）は、全国平均（93.3％）に比べて低く整備が遅れている。（R6.3）
- 特に、浄化槽区域が全国に比べ割合が高いため、普及率向上が重要である。
- 地域住民の生活環境の改善を図り、地域再生を果たすため、市町が策定した地域再生計画に基づく、生活排水処理施設の整備をより一層促進する必要がある。



生活排水処理施設の整備促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

合併処理浄化槽の整備促進及び維持管理への支援

提案事項

財務省・環境省

公共浄化槽等整備推進事業、浄化槽設置整備事業の促進及び公共浄化槽における維持管理の支援に必要な予算を確保すること。

- ・ 公共浄化槽等整備推進事業の国費負担率を1/3から1/2へ引き上げること。
- ・ 公共浄化槽における維持管理負担軽減事業の補助要件を緩和すること。
- ・ 浄化槽設置整備事業の基準額（補助限度額）の上限や補助対象内容を見直すこと。

現状と課題

- 佐賀県の汚水処理人口普及率は浄化槽区域で59.0%あり、公共下水道区域で96.6%と比べて著しく普及が遅れている状況。（R6.3）
- 人口減少・過疎化等の社会情勢の変化の中、人口が比較的少ない地域においては、公共下水道区域から浄化槽区域への適切な見直しが必要。
- 能登半島地震の教訓として、浄化槽は被災の影響範囲が限定的で復旧も早いものの、公共浄化槽は公共下水道に比べてコストが相対的に高く、市町の財政負担が大きく、また、公共浄化槽の補助事業は公共下水道整備事業に比べ補助率が低く整備の進捗が伸び悩んでいる。
- 公共浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）への国の支援には、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業があるが、事業期間や対象者が限定されるなど、制度が活用しにくい。
- 個人が設置する浄化槽の普及率が低い地域においては、高齢者世帯が多く、設置費用や、補助対象外であるトイレの水洗化等の費用が大きな負担となっている。

合併処理浄化槽の整備促進による生活環境の改善と公共用水域の水質保全

農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新

財務省・農林水産省

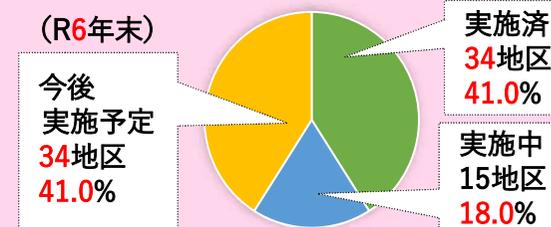
提案事項

- (1) 漁業集落排水施設整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 農業・漁業集落排水施設の老朽化対策について、計画的な改築・更新ができるよう、必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 漁業集落排水施設整備区について、計画的に整備促進を図る必要がある。(対象地区1地区)
- 佐賀県の農業・漁業集落排水施設は人口減少の影響による使用料の減少が見込まれるなか、処理場80箇所について統廃合を行い、運営の効率化を図っている。
- 農業・漁業集落排水施設は、整備後20年以上経過し、老朽化した施設が増加しており、機能保全計画に基づき、改築・更新が必要。

農排・漁排事業(改築・更新)整備状況(%)



流量調整ポンプの更新

農業・漁業集落排水施設の整備促進と計画的な改築等による生活環境の改善と公共用水域の水質保全



教育委員会事務局

SAGA Prefectural Government

きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善

文部科学省

提案事項

- (1) きめ細かな指導体制を確立するため、教職員定数の算定における乗ずる数の見直しを行うことにより、小中学校の定数を改善すること。
- (2) 養護教諭、栄養教諭及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ること。
- (3) 指導方法工夫改善加配の継続により、教育の質の維持と向上を図ること。

現状と課題

- 小中学校において、きめ細かな指導体制の構築や学校体制の強化のために、教職員定数の算定における乗ずる数の見直しを行うことは急務である。
- いじめ・不登校対応、感染症対策、食物アレルギー対応、学校の働き方改革など、様々な学校課題へ対応するために、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の専門的な職についても、安定的配置のために定数を改善することは重要である。
- これまで取り組んできているきめ細かな指導体制を継続していくために、引き続き、チームティーチング（TT）等の指導方法工夫改善加配の継続・維持が必要である。

きめ細かな指導体制の確立により、個に応じた質の高い教育を推進

教員確保のための処遇改善及び大学の定員増

文部科学省

提案事項

- (1) 給特法改正により、令和7年度から令和12年度までに教職調整額支給率の段階的な引上げ（4%→10%）が計画されているが、引上げを前倒しで行い、短期で教員の給与処遇改善を図るとともに、人件費の増に対応できるような財源措置を行うこと。また、関連として「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定が義務化されるが、過度な負担とならないよう適正な制度設計にすること。
- (2) 教員をめざす人材を確保するため、教員免許状を取得できる大学の教員養成課程の定員増を図り、計画的に教員養成を行うこと。

現状と課題

- 官民を問わず人材確保への動きが活発化しており、教員志望者を増やすためにも勤務実態に応じた給与処遇改善をより早く実現する必要がある。
- 当県では、教職調整額が1%上昇した場合、人件費が年間で約6億円的大幅増が見込まれ、「業務量管理・健康確保措置実施計画」が複雑かつ多岐にわたるものとなれば、財政的にも業務量的にも負担が大きい。
- 人材確保は喫緊の課題であり、更なる大学との連携強化を行いながら、計画的に教員養成を行い、人材確保を図る必要がある。

- 教員を目指そうとする志をもった人材の増加
- 専門性の高い教科指導による教育の質の向上と専門性を備えた教員の確保

教員業務支援員配置拡充のための財政支援

文部科学省

提案事項

「学校における働き方改革」を推進し、教員が担う業務の役割分担・適正化を図るために不可欠な教員業務支援員について、一層の配置促進を図るため、補助事業に係る補助割合（現行3分の1）の引き上げを行うこと。

現状と課題

- 当県の教職員の時間外在校等時間の状況は全体的に改善傾向にあるが、長時間勤務となっている教職員も多く存在し、令和5年度の教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間は、原則である1年につき360時間を超える状況となっている。
- 超過勤務の大きな要因となっている授業以外の業務について、負担軽減を図るべく、市町に対し、文部科学省の補助制度を活用して教員業務支援員の配置支援を実施。
- 配置支援に対するニーズは高いが、地方自治体も財政負担が必要となるため、令和6年度の配置は、市町立学校239校中78校（約3分の1）にとどまっている。
- 働き方改革を進める上で必要不可欠な支援スタッフとして制度化されたが、配置は地方自治体の財政状況に左右され、さらなる配置促進は困難な状況である。

児童生徒への指導や教材研究等、教員が教員にしかできない業務に注力できる環境の整備と働き方改革の推進

夜間中学の充実

文部科学省

提案事項

- (1) 生徒の実態に即したきめ細かな対応を実現するため、教職員定数措置を拡充すること。
- (2) 多様な人が安心して学べる教育環境を持続的に提供することができるよう、夜間中学に係る財政支援制度を拡充すること。

現状と課題

○入学を希望される方の状況

- ・ R6.4月に県立夜間中学「^{さいしがくしゅ}彩志学舎中学校」を開校
- ・ 10歳代から80歳代まで幅広い年齢層が在籍
- ・ 不登校経験者や外国籍の方など多様な方々が在籍

○入学を希望される方へのきめ細かな対応が困難

- ・ 教職員定数措置は昼間の中学校と同様
- ・ 一人一人に寄り添った対応が困難
- ・ 年齢や国籍に関わらず誰もが安心して学べる教育環境の充実が必要

夜間中学における教育環境の充実

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援

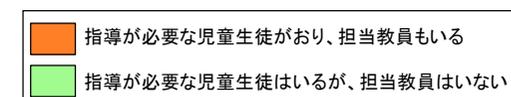
文部科学省

提案事項

- (1) 地域の実情を踏まえた日本語指導担当教員の配置ができるよう定数拡充を図ること。
- (2) 日本語能力評価方法の活用事例等について情報提供を速やかに行うこと。

現状と課題

- 外国人児童生徒は共生社会の一員として日本や地域社会を形成していく存在であり、居住地に関わらず学校で必要な指導を受けることができる体制整備は喫緊の課題である。
- 義務標準法の改正により平成29年度から日本語指導に必要な教員の基礎定数化が図られているものの、都道府県単位での対象児童生徒数が算定基礎となるため、児童生徒が散在する地域では、日本語指導担当教員に係る定数と必要な教員数との間に乖離が生じている。
- 地域の実情を踏まえた日本語指導担当教員を配置できるよう定数を拡充し、適切な教育を実施することが必要である。
- また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、適切な指導を行うためには、日本語能力を的確に評価する必要があるが、評価に時間を要することや、評価ツール活用に経験を要するため、適時適切に個に応じた指導につなげていくことが難しい状況である。
- 評価方法の改正については、既に検討されているが、より利用しやすい評価方法となるよう情報提供をしていただく必要がある。



…R7日本語指導担当教員
数字…日本語指導が必要な児童生徒数※R6.5.1時点

日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

大学等における人権教育の必修化

文部科学省

提案事項

人権教育指導者としての教員養成のため、大学・短期大学において、同和問題をはじめとする様々な人権・同和教育を積極的に実施し、特に大学等における教育職員免許の取得にあっては人権教育に関する単位を必修とすること。

現状と課題

- 急激な社会の変化や価値観の広がりに伴い、人権課題も複雑・多様化している。特に、インターネット上での人権侵害等は深刻な社会問題となっており、子どもたちにとっても身近な問題である。
- 国においては「部落差別解消推進法」など差別の解消を目指す法整備を進めており、佐賀県においても令和5年3月に新たな人権条例を制定・施行した。
- 子どもたちが、差別する側にもされる側にもならず、差別をなくすための判断力や行動力を身につけることが必要。
- すべての子どもの人権を守り、あらゆる人権課題の解消を実現していくためには、教職員の確かな人権認識と豊かな人権感覚が不可欠。

- 子どもの多様な育ちを支援できる教職員
- 自他の人権を守る判断力や行動力をもった子どもの育成

不登校対応等の推進

財務省・文部科学省

提案事項

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）配置への補助率を引き上げること。

中でも、高等学校のSCについては、小中学校と同等の補助率となるよう財政支援の拡充を図ること。

現状と課題

- 令和5年度の全国の不登校児童生徒数が過去最多となっている。
- 現在、SC及びSSWは、全学校に配置できる体制を整えているが、SCは概ね2週間のうち1～2日の勤務、SSWは週あたり約2時間（小中学校）という状況である。
- SCの必要性は高等学校も小中学校も同じだが、高等学校の補助率が小中学校より低い。
- 様々な課題を抱える生徒の早期発見・早期対応のためには、SC及びSSWの配置時間の更なる充実を図る必要がある。

不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する、きめ細かな対応の実現。

第三者委員会への財政支援

財務省・文部科学省

提案事項

いじめの重大事態・学校事故・自死事案が発生した際に設置する調査委員会の第三者性を確保するために必要な経費（委員報酬等）に対する補助等、新たな財政制度の創設に取り組むこと。

現状と課題

- 文科省が定めているガイドラインや指針では、いじめの重大事態や学校事故、自死事案が発生し、保護者等が詳細な調査を希望した場合、学校又は学校の設置者の下に調査委員会を設置し調査を行うよう定めている。
- 調査委員会は、資料の収集や聞き取り等の調査だけではなく、議事録のまとめ、報告書の作成を行い、数回から十数回の会議が必要になる。
- より第三者性を確保するために、教育委員会職員が資料の収集や議事録のまとめを行わず、弁護士等の外部委員が行えば、委員報酬が膨大となり、財政規模が小さな市町村ではこのような調査が難しくなることが考えられる。

- 外部委員調査等による第三者性が確保されたいじめの重大事態調査の実現

特別支援学校の教室不足解消に向けた財政支援

財務省・文部科学省

提案事項

- (1) 特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を恒常的措置とすること。
- (2) 資材・人件費高騰の実情を踏まえた補助単価の設定を行うこと。

現状と課題

- 当県では依然として、特別支援学校の児童生徒数が増加傾向にある。特別支援学校の教室不足解消への集中取組期間が令和9年度まで延長されたものの、施設の整備を行い教室不足を完全に解消するためには、さらに長い時間を要する。
- 国庫補助事業の補助単価は継続的に引き上げられているものの、資材や人件費が高止まりしていることから、依然として実勢単価との間に乖離があり、その差が地方自治体にとって大きな財政負担となっている。

- 特別支援学校の教室不足の解消
- 特別支援学校で学ぶ児童生徒の教育環境の整備

特別支援学校の給食施設整備に係る財政支援

文部科学省

提案事項

特別支援学校幼稚部及び高等部を、学校給食施設の整備に係る国庫補助事業の対象とすること。

現状と課題

- 特別支援学校における給食施設の整備に対しては国庫補助事業（学校給食施設整備事業）があるものの、交付要綱上、小学部及び中学部の児童生徒に係る部分のみ補助対象とされている。一方で、教室棟の整備や長寿命化改修については、幼稚部及び高等部に係る部分を含む施設全体が補助対象とされている。
- 特別支援学校における給食は、幼児児童生徒が障害による学習上、又は生活上の困難を改善・克服して自立を図るために必要な知識、技能、態度及び生活習慣を養うための教育活動である。給食を通じた教育活動は、小学部・中学部のみならず全ての幼児児童生徒に対して行われ、給食施設はこの教育指導を行うために欠かせないものである。

- 給食施設の整備の促進
- 幼児児童生徒の自立・社会参加につながる教育の充実

いわゆる「高校無償化」を受けた教育環境の改善

文部科学省

提案事項

- (1) 国の責任において、高校無償化の影響を把握・分析し、地域における公立高校の持続可能な支援の在り方を多角的に検討し、速やかに実施すること。
- (2) 公立高校の教育環境を改善するため、施設設備整備の支援の拡充を図ること。中でも地域産業を支える人材の育成を担っている専門高校について、大幅に拡充すること。
- (3) 3党合意において低中所得者層への支援拡充を行うとされた奨学給付金について、経済的に厳しいより多くの保護者が負担軽減を実感できるよう制度設計を行うこと。

現状と課題

- 地方の人材育成や教育の機会均等で公立高校の果たす役割は極めて大きい。高校無償化の課題として一般的に指摘される「公立離れ」「専門高校離れ」が地方でも進めば、教育機能の維持が厳しくなる。また、地域の活力にも影響を及ぼす。
- 施設設備は学校の魅力の一つであるが、公立高校は総じて古い。トイレや空調も現代の生活様式に追いついていないとは言えず、中でも専門高校は使用する建物や機械器具が多様で、費用が高額に上るため、時代に即応した環境整備が難しい。
- 高校無償化の利益を受けやすいのは私学の多い都市部。授業料に限らず教育に係る費用が高止まりする中で、近隣に私学がない生徒やもともと公立高校しか選べない経済的な困窮層には、無償化による経済的メリットはあまりない。

いわゆる「高校無償化」を受けた

- ・子どもたちの教育機会の確保
- ・公立高校における教育環境の改善

市町村による主体的な支援員等の配置

文部科学省

提案事項

市町村が、所管する公立の小学校・中学校及び義務教育学校に、地域の実情に応じた教員業務支援員、放課後等補充学習指導員、学校生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、支援体制を整備できるようにすること。

現状と課題

- 教員業務支援員等の補助制度は、実施主体が都道府県・指定都市とされ、市町村が行う事業に対し都道府県が補助する事業を対象としている。
- このため、市町村が地域の実情に応じて主体的に教員業務支援員等の配置を推進しようとした場合、補助制度を十分に活用できていない。

地域の実情に応じた、きめ細かな教育の実現

障害のある児童生徒支援の充実

総務省・文部科学省

提案事項

- (1) 特別支援学級の在籍児童生徒数が増加する中、個々の児童生徒の特性に応じた指導の充実を図るため、学級編制の標準の引下げにより定数改善を行うこと。
- (2) 小・中・義務教育学校における通級による指導を必要とする児童生徒への教育を充実させるため、基礎定数に満たない教室についても、学びの保障及び充実が図られるよう基準の見直し等を行うこと。
- (3) 幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を更に拡充すること。
- (4) 小・中・義務教育学校、高等学校における校内支援体制強化のため特別支援教育コーディネーターを専任として配置できるよう加配措置を行うこと。

現状と課題

- 在籍児童生徒数が多い特別支援学級の割合が増加（特に自閉症・情緒障害）
- 基礎定数に満たない通級指導教室の設置・運営に十分に答えられていない
- 障害のある児童生徒の増加に伴い、特別支援教育支援員の配置人数も増加
- 多くの特別支援教育コーディネーターが学級担任等との兼務

- ・ 個々の児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導が困難
- ・ 特別支援学級在籍児童の学びの場の見直し、及び、通常の学級における障害のある児童の教育環境の充実が困難
- ・ 現在の地方交付税措置では必要な特別支援教育支援員の配置が困難
- ・ 全ての教員の特別支援教育の能力向上を図るための校内支援体制強化が困難

障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細かな指導の充実、インクルーシブ教育環境の実現

佐賀県内特別支援学級の学級数の推移（単位：学級）

		R2			R3			R4			R5			R6		
		学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合	学級数	うち7又は8人学級の割合	7又は8人学級の割合
小学校	自閉症・情緒障害	317	95	30.0%	363	99	27.3%	407	121	29.7%	427	131	30.68%	466	134	28.76%
	全体	618	124	20.1%	663	140	21.1%	723	161	22.3%	731	177	24.21%	781	177	22.66%
中学校	自閉症・情緒障害	118	29	24.6%	133	34	25.6%	152	42	27.6%	160	43	26.88%	187	46	24.60%
	全体	226	40	17.7%	256	46	18.0%	285	56	19.6%	299	54	18.06%	327	61	18.65%
小・中合計	自閉症・情緒障害	435	124	28.5%	496	133	26.8%	559	163	29.2%	587	174	29.64%	653	180	27.57%
	全体	844	164	19.4%	919	186	20.2%	1,008	217	21.5%	1,030	231	22.43%	1,108	238	21.48%

佐賀県内の通級指導教室数の推移（単位：教室）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	59	59	63	68	69	69	69	70	74	76
中学校	9	10	13	15	19	19	20	21	24	27
合計	68	69	76	83	88	88	89	91	98	103

佐賀県内の特別支援教育支援員の配置人数の推移（単位：人）

学校種	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
幼稚園	19	20	21	17	13	15	7	4	2	3
小学校	318	333	349	388	406	413	417	436	458	472
中学校	70	75	89	82	100	99	95	104	117	123
高等学校	4	4	5	11	12	11	8	9	8	6
合計	411	432	464	498	531	538	527	553	585	604
前年度増減	+43	+21	+32	+34	+33	+7	▲11	+26	+32	+19

教育の情報化推進のための環境整備

提案事項

財務省・文部科学省

学校におけるICT環境整備については、国の「GIGAスクール構想」に応じて地方自治体が端末等整備した経緯を踏まえ、今後のクラウド時代の教育DXの実現に向け、端末の更新、校務支援システムの刷新、通信ネットワークの増強、セキュリティの強化、ICT支援員の拡充等を実施する必要があるため、新たな国庫負担制度を創設・拡充するなど国が責任を持って県や地域の地方自治体に対し、支援の継続かつ拡充を行うこと。

現状と課題

県や地域の地方自治体が国が推進する教育DXを実現するためには、以下のとおり、国の予算措置の継続・拡充が無ければスムーズに実現できない状況である。

- 端末更新、クラウド型校務支援システムへの刷新、通信ネットワークの増強、セキュリティ強化など、各地方自治体は必要な環境の検討・構築に多くの費用がかかること。
- 端末や校務支援システムについて、国が県主導による地域の共同調達を促しているが、その実現に向けた検討・調整には、県に多くの事務・費用の負担が発生すること。
- ICT支援員について、現行の配置割合での配置継続にも財政負担が大きい状況の中、今後の教育DXの普及・促進にはICT支援員の更なる配置が必要であること。

教育や学校運営のデジタル化等の教育のDXを確実に推進することにより

- ・誰もがいつでもどこでも誰とでも自分らしく学ぶことができる子ども主体の学びを実現
- ・Society5.0のデジタル社会でたくましく生き抜く子どもの育成

全国高等学校総合体育大会の参加資格の緩和

スポーツ庁

提案事項

複数校合同チームが全国高等学校総合体育大会（インターハイ）に安定的・継続的に参加可能となるよう、参加資格緩和を（公財）全国高等学校体育連盟に要請すること。

現状と課題

- 部活動は生徒数減による学校の小規模化や教員の働き方改革など多くの課題を抱えており、地域との連携や複数校合同部活動など、様々な形態での活動へ転換する部活動改革が急務である。
- 令和5年度から、部員不足に伴う複数校合同チームが認められたが、不足校同士の合同しか認められていないため、合同になる相手校がない場合は出場できない場合がある。
- 導入の目的は「学習成果を発表する機会を確保すること」であるが、今の規程ではすべての発表する機会を確保することはできていない。
- インターハイで複数校合同チームが安定的・継続的に参加できる環境が必要であり、参加資格緩和が必要である。

- 多様な形態での活動へ転換する部活動改革の推進
- スポーツにおける生徒の選択肢の拡大
- 持続可能なスポーツ環境の確立

学校給食費に係る保護者負担軽減のための支援

文部科学省

提案事項

- (1) 現在実施されている、学校給食費に係る保護者負担軽減のための財政支援については、物価高騰の状況を踏まえ、継続的に支援を行うこと。
- (2) 学校給食費の無償化を実施するに当たっては、各自治体の財政負担が生じることがないようにするとともに、事務の効率化・簡素化を図ること。

現状と課題

- 長年にわたり賃金の推移がおおむね横ばいとなっている中、物価高騰の長期化が懸念されており、栄養バランスの取れた学校給食を今後も安定的に提供するには、保護者の負担増に転嫁することがないように、学校設置者への助成制度が欠かせない。
 - 学校給食費の無償化を実施するためには、学校設置者には保護者への説明だけでなく、喫食していない児童生徒への対応等が求められることから、費用と業務量の増加について不安がある。
- ▼
- 保護者に対して物価高騰の影響を転嫁することなく、子どもたちに栄養バランスの取れた学校給食を安定的・長期的に提供できる。